

令和4年第1回龍郷町議会定例会

第 1 日

令和 4 年 3 月 2 日

令和4年第1回龍郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月2日（水曜）

午前10時00分開会

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 施政方針説明
- 日程第4 承認第1号 令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第1号 龍郷町デジタル放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 龍郷町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 龍郷町デジタル放送事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 龍郷町レンタサイクル条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 龍郷町私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 龍郷町営住宅設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第14号 龍郷町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 龍郷町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 龍郷漁港（番屋地区）施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第17号 龍郷町大島紬技能者養成施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第18号 龍郷町町道路線の認定について
- 日程第23 議案第19号 令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第20号 令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第21号 令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第22号 令和4年度龍郷町一般会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 令和4年度龍郷町水道事業会計予算

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋研太郎君	2番	長谷場洋一郎君
3番	久保誠君	4番	前田豊成君
5番	隈元巳子君	6番	圓山和昭君
7番	伊集院巖君	8番	徳永義郎君
9番	田畑浩君	10番	平岡馨君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 備秀朗君 書記 菊田みゆき君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典君	建設課長	勝元隆君
副町長	則敏光君	農林水産課長	迫地政明君
会計管理者	豊山さゆり君	生活環境課長	大吉正一郎君
教育長	碓山和宏君	土地対策課長	竹山智幸君
総務課長	岡江敏幸君	教育委員会 事務局長	里園一樹君
企画観光課長	井一馬君	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	嘉尚文君
保健福祉課長	満永たまよ君	大勝保育所長	隣晴美君
子ども子育て 応援課長補佐	松尾昭宏君	赤徳保育所長	宮之原小百合君
町民税務課長	藤原聡君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

ただ今から、令和4年第1回龍郷町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前田豊成君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、徳永義郎君及び田畑浩君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前田豊成君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より3月23日までの22日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定いたしました。

△ 日程第3 施政方針説明

○議長（前田豊成君）

日程第3、施政方針の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに令和4年第1回龍郷町議会定例会が開催されるにあたり、令和4年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、令和2年1月に日本国内で初感染が確認されて以降、新たな変異株等で爆発的に感染が拡大するなど、新型コロナウイルス感染症に大きく翻弄された1年でありました。

人の移動自粛や外出控えにより、宿泊業をはじめとする観光産業や地場産業等において、深刻な状況が続いております。

今年に入りまして、鹿児島県独自の「緊急事態宣言」や国による「まん延防止等重点措置」も適用されるなど、いまだ予断を許さない状況が続いております。

本町におきましては、ワクチンの集団接種や国による各種支援策に加え、町独自の経済活性化対策として商品券の発行等を展開し、町民の皆様の健康と生活を守るための施策を優先して実施してまいりました。

令和4年度も引き続き、感染症予防対策や、迅速かつ的確なワクチン接種等の各種支援策を実施してまいります。

一方で、町民を勇気づける大きな話題もありました。

夏には、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録され、奄美大島の宝は世界の宝として新たな船出を迎えました。

秋には、鹿児島県立大島高校野球部が九州地区高校野球大会鹿児島県予選で初優勝、九州地区大会で準優勝に輝く快進撃を見せ、今春開催の第94回選抜高校野球大会の出場権を獲得いたしました。

コロナ禍で暗い話題が多い中、国内外でも大きな注目を集める二つの出来事が希望の光となり、喜びもひとしおであり感慨深いものがございます。

また、昨秋には任期満了に伴う龍郷町長選挙が執行され、多くの町民の皆様の温かいご支持、ご支援を賜り、引き続き2期目の町政のかじ取りを務めさせていただくことになりました。

1期目就任時にも町民の皆様にお約束した「目配り、気配り、心配り」を基本として、「町民と語る会」や「たつごうみらい会議」、「駐在員会」をはじめ、町民の皆様のご意見や提言を伺いながら、本年度も対話・協働による公平・公正な町政運営を引き続き推進してまいりたいと思います。

令和4年度の主要施策といたしましては、昨年度に構想を打ち出した「島育ち産業館」と「どうくさあや館」の再整備について、庁内若手職員のアイデアをベースに既存施設の有効活用も含めた効果的な在り方について議論を重ねてまいります。

また、平成29年度から進めている「奄美自然観察の森」の整備工事が終了し、世界自然遺産区域のサブ施設として活用が期待される、奄美群島国立公園ビジターセンターとしてリニューアルオープンを予定しているところでございます。

そのほか、新たな観光振興施策として、本町名誉町民である西郷菊次郎翁生誕の地

である龍郷小浜地区の公園整備を行なうほか、まちおこしのきっかけとして温泉発掘調査にも取り組んでまいりたいと思います。

「一般社団法人龍郷町地域振興公社」につきましては、農作業の受託を行ないながら、サトウキビやかぼちゃの生産をさらに拡大し、経営の基盤安定化を図ります。

そのうえで、農業経営改善計画目標を着実に達成できるよう耕作放棄地の解消を軸に、将来の地域農業の接続発展に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、内閣府が地域少子化対策の一環として実施する「結婚新生活支援事業」を新たに導入し、若者世代の定住促進につなげてまいります。

昨年度来、公民館の雨戸設置やトイレの改修を行なうなど、避難所の整備充実を図ってまいりましたが、本年1月には、南太平洋の島国・トンガで発生した海底火山の影響とみられる津波が発生し、深夜帯に「津波警報」が発令され、多くの町民の皆様にも命を守る行動をお願いいたしました。

このような災害に備え、各集落における「地区防災計画」を策定するなど、さらなる自主防災組織の強化や防災訓練の実施など安全で安心なまちづくりを推進し、防災体制の整備を努めてまいります。

また、政府において、昨年「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進する方針を表明いたしました。

本町としましても、限りある資源を後世に残していくため、地球に極力負担をかけないエネルギーの在り方を示す「地域温暖化対策実行計画」「脱炭素支援計画」の策定に向けて取り組みを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の達成をはじめとした地球規模の課題を解消する目標実現への道筋を描いてまいりたいと思っています。

併せて、世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を保全していくために、特定外来種対策にも取り組んでまいります。

本町の将来を担う児童生徒の育成については、児童生徒用のタブレットや学習支援ソフトの充実を図り、学習指導要領に基づく年間指導計画に沿ったきめ細やかな指導及び学力の定着を丁寧に進めてまいります。

今春の選抜高校野球大会出場を成し遂げた生徒も出場した「全国離島交流中学生野球大会」に加え、「全国少年少女草サッカー大会」への参加費用を助成し、青少年の心身の健全育成を図ってまいります。

また、体育文化センターりゅうゆう館については、新たに指定管理として運営を委託し、民間活力を最大限活用してまいります。

新型コロナウイルス感染症により、地方への移住に関する関心の高まりとともに、テレワークを機に人の流れに変化の兆しがみられるなど、国民の意識・行動が変わり

つつあります。

こうした変化を踏まえ、政府におきましては、昨年新たに「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を閣議決定いたしました。

本町といたしましても、意欲のある人材の力を借り、事業加速をしたい地域企業をつなぐ「地域イノベーター留学」等に取り組み、従来の空き家対策等も含めて地方創生の取り組みを進めてまいります。

また、外部人材の活用の面では、観光と農業に特化した人材として地域おこし協力隊の確保を進めてまいります。

併せて、奄美ファン・龍郷ファンづくりに寄与する「教育民泊」の導入実現に向けて、引き続き町民向けセミナー等を実施してまいります。

これら各種施策につきましては、将来ビジョンをしっかりと持ち、既存施設の活用や補修等で有効活用を進めるほか、既に立ち上げております「公共施設等整備検討プロジェクトチーム」や「財政シミュレーション」と連動させることにより、年次的な施設整備や施策展開を図ってまいります。

新年度の町政運営にあたりましては、第5次龍郷町総合振興計画のほか、選挙公約で掲げました【全国の皆様から「選ばれるまち」】の実現に向けて、働く場所、暮らしていく場所、子どもを育てる場所、老後を過ごす場所、旅行先、移住先、ふるさと納税先として皆様から選ばれるまちづくりを進めてまいります。

任期中には、奄美群島日本復帰70周年や奄美群島振興開発特別措置法の延長、令和7年には町制施行50周年の大きな節目の年を迎えます。

町民の皆様の声がしっかりと反映されるよう、以下、六つの政策を基本に展開してまいります。

一つ目に、「地域資源を生かした産業を創造するまちづくり」について申し上げます。

まず、赤尾木地区及び久場地区の農道整備につきましては、農業・農村活性化推進施設等整備事業を活用しながら、早期完成を目指し整備を進めてまいります。

また、地域共同で行なう農業用施設等、地域資源の保全活動については、多面的機能支払交付金等を活用して支援をしてまいります。

県営農地環境整備事業嘉渡地区につきましては、パイプラインや農道整備等を行ない、戸口地区におきましては、令和5年度事業着手に向けて、新規採択を進めてまいります。

認定農業者を中心とする担い手農家の育成確保については、経営規模の拡大や生産基盤の整備、さらには農地の利用集積等を進め、農地中間管理機構や農業委員会などと連携し、耕作放棄地解消事業等を活用しながら、人・農地プランの実質化を推進い

たします。

また、地域園芸活性化事業を継続実施し、就農者に営農ハウスをリースして、施設園芸の推進を図ってまいります。

以前に農地還元にご利用していたし尿処理施設については、年次的に財産処分を実施してまいります。

サトウキビにつきましては、反収向上を推進するため、堆肥・薬剤の助成や優良種苗の導入・普及などを支援いたします。

さらに、一般社団法人龍郷町地域振興公社による効率的な作業体系を構築し、農地再生パワーアップ事業を継続して農業振興を図ってまいります。

果樹や園芸作物につきましては、栽培技術の向上を図るとともに、タンカンのブランド化を図るため、出荷手数料の助成やかぼちゃの資材補助による生産農家の負担軽減と栽培面積の拡大を図ってまいります。

マコモにつきましては、経営所得安定対策における産地交付金を活用し、産地育成を推進してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、イノシシ防護柵や捕獲箱の設置、買上げなど継続して実施してまいります。

特殊病害虫対策に関しましては、各機関と連携した侵入警戒調査や、初動対応の強化を実施してまいります。

畜産につきましては、簡易資材の購入補助を継続して実施いたします。

また、肉用牛特別導入事業基金を活用し、積極的な増頭・更新を進めるほか、優良牛保留対策事業による優良血統への更新を促すことで、経営の安定を図ってまいります。

また、畜産基盤再編総合整備事業を継続して、畜産農家後継者の支援をいたします。

近年、全国的に広がっている鳥インフルエンザや豚コレラの防疫対策につきましては、関係機関の連携のもと、農家の衛生管理指導や飼養管理の徹底を図ってまいります。

林業につきましては、松の枯損木に限定していた伐倒除去の対象範囲の拡充により、実態調査に基づく計画的な事業実施に努めます。

また、分収造林事業による除伐等を継続的に実施し、中勝林道と円林道の橋りょうの長寿命化や円林道の路肩部の補修など、林道の機能性向上に努めてまいります。

水産業につきましては、製氷施設の改修を進めており、漁業者への安定供給と利便性を図り、漁業生産の向上を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、プレミアム商品券発行を引き続き助成し、奄振ソフト事業を活用した加工品等販路拡大支援実証事業により、新商品の開発や町特産品の

販路の拡大等に係る費用を補助するなど、商工業者のさらなる支援を図ってまいります。

また、「島育ち産業館」と「どうくさあや館」の再整備について、今年度は民間を含めた検討委員会を立ち上げ、施設整備計画を策定したいと考えているところでございます。

特産品の振興につきましては、台湾宜蘭市や静岡市、交流市町のさつま町、菊池市、京都市などとの交流拡大を図り、本町の知名度向上と魅力アップ、集客力向上に努めてまいります。

島育ち産業館においても、地産地消の推進や国道沿いという利点を生かした交流拠点の形成を図ってまいります。

大島紬の振興につきましては、紬組合など関係機関と連携し、後継者育成や産地再生に向けた取り組みを進めるとともに、生産及び販売の拡大を促進するため紬購入費等助成も引き続き実施いたします。

伝統柄である龍郷柄・秋名バラ発祥の地である利点を最大限に生かし、大島紬の歴史・文化の薫りが感じられるまちづくりに努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、中間事業者と密に連携を取り、返礼品提供事業者をサポートするとともに、新規取扱事業者の開拓と返礼品の充実を図りながら、龍郷ファンを増やし、さらなる寄附の増額に努めてまいります。

観光の振興につきましては、奄美自然観察の森を世界自然遺産区域のサブ施設として活用し、西郷菊次郎の生誕地でもある龍郷小浜地区公園を西郷隆盛翁ゆかりの地として、PRしてまいります。

そのほかに「二つの海が見える丘」の景勝地で知られる加世間峠の整備について基本設計を行ない、稼げる観光地づくりとして検討を進めてまいります。

二つ目に、「健やかで安心して暮らせる健康、福祉のまちづくり」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、「龍郷町新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を中心に、3回目の追加接種をはじめ、今後推進されるワクチン接種を安心安全な体制で接種が進められるように努めてまいります。

子育て支援につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から18歳未満までの切れ目のない支援と働きながら子育てができる環境作りとして、子育て世代包括支援センター及びファミリーサポートセンターの充実強化に努めてまいります。

また、少子化対策の一環として、新たに結婚新生活支援事業を開始して、結婚に伴う経済的負担を軽減するほか、子どものインフルエンザ予防接種の助成を行い、重症

化のリスクを防ぎます。

「健康たつごう21」に基づきライフスタイルに応じた健康づくりと健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業として、特定健診・長寿健診の受診率向上や疾病の重症化予防として保健指導の充実を図り、医療費の抑制を図ってまいります。

社会福祉につきましては、新規に地域福祉計画を策定し、地域における様々な福祉課題に対して、町民自身も参加して地域を支える「地域包括ケアシステム」を充実強化してまいります。

そして、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を推進し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等、つながる支援の仕組みづくりを目指してまいります。

高齢者施策においては、老人クラブへの助成やシルバー人材センターの充実を図り、町内間のバスの無料化や敬老祝い金支給等を引き続き実施してまいります。

介護保険事業については、第8期介護保険事業計画に基づき、「みんなで支えあい、自分らしい暮らしを選択できるまちづくり」を目標とした体制づくりに力を注いでまいります。

障がい福祉につきましては、第6期障害者計画・障害者福祉計画、第2期子ども療育計画に基づき、人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現に向けて支援を継続してまいります。

三つ目に、「快適な生活環境でゆとりあるまちづくり」について申し上げます。

水道事業につきましては、町内全域の管路も開通したことにより、施設全体のバックアップ能力も向上しております。

今年度も安定した水の供給確保を目指し「安心」「強靱」「持続」の理想像に向けて努めてまいります。

また、水道事業会計につきましては、公営企業会計へ移行して4年目を迎え今年度も中長期的な視点をもって、水道ビジョンや経営戦略等を基に経営の健全化に取り組んでまいります。

環境行政につきましては、引き続きごみの分別徹底と減量化及び資源化を推進し、不法投棄防止パトロールや海岸漂着物地域対策推進事業を継続し、景観及び自然環境の保全に努めてまいります。

令和2年度末、汚水処理人口普及率は80.8%と国・県の平均を下回っておりますが、今後とも合併処理浄化槽の普及を図り、水質保全を図ってまいります。

自然環境の保全対策については、奄美群島成長戦略推進交付金事業を活用し、国、県及び本島内の5市町村が連携して、ノネコ、野良猫対策などを継続して実施してま

います。

また、緊急浚渫推進事業により、とおしめ公園調整池周辺の土砂堆積物を除去するほか、緊急自然災害防止対策事業により大勝上柳田地区の農業用排水路を整備し、災害発生防止に努めてまいります。

町道整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業により浦赤尾木線の早期完成を目指し、重点的に予算を配分して整備を進めてまいります。

本茶安木屋場線につきましては、奄美自然観察の森へのアクセス道路として改良工事を引き続き進め、令和5年度の供用開始を目指してまいります。

屋入赤尾木線につきましては、歩道整備を含めた改良工事を引き続き進めてまいります。

また、道路メンテナンス事業により、老朽化した橋りょうの補修工事と点検を行なうほか、道路修繕事業により、浦2号線外4路線を補修いたします。

そのほか、過疎対策事業として中勝アツ田線、緊急自然災害防止対策事業として、嘉渡里線と幾里金久線の改良工事を進めてまいります。

河川事業につきましては、堆積土砂撤去工事を緊急浚渫推進事業により引き続き進めるほか、緊急自然災害防止対策事業により、瀬留川の護岸整備を実施してまいります。

漁港・港湾事業といたしまして、機能保全計画に基づき、龍郷漁港番屋地区及び瀬留地区内の外郭施設、係留施設、水域施設の修繕工事を実施いたします。

また、海岸保全施設整備事業として、老朽化した玉里埋立護岸の改良工事を引き続き進めるほか、緊急自然災害防止対策事業として、秋名漁港（秋名地区）と戸口港の浚渫工事を実施いたします。

住宅整備につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業により上戸口団地1棟3戸の改修工事を行ないます。

また、老朽化が著しい用途廃止住宅の解体工事も実施いたします。

このほか、役場前から浜千鳥館前に至る国道58号の拡幅改良事業、大美川・嘉渡川・秋名川の総合流域防災事業、砂防・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策等、県大島支庁が主体となる事業について、用地調査や関係機関との調整など協力体制を強化し、住民生活の利便性向上に努めてまいります。

地籍調査事業につきましては、公共事業等の円滑な推進と、将来の境界紛糾の予防のため、国・県に引き続き事業費拡大の要請を行ない、事業の進捗に努めてまいります。

防災対策につきましては、自主防災組織を主体として、各集落における「地域防災計画」の策定を推進し、昨年度導入した避難行動支援システムを活用した要支援につ

いての「個別避難計画」及びコロナ禍対策も含めた「誰一人取り残さない防災」に取り組んでまいります。

消防体制につきましては、消防団員の処遇改善と女性消防団員も含めた団員数の確保に努めてまいります。

また、救急救命士を新たに養成するとともに、町内中学校の全生徒が心肺蘇生法を身につけ、行動に移すことができることを目標に、昨年度から始めた「学校BLS教育」を本年度はさらに推進をしてまいります。

交通安全対策については、本年度も引き続きカーブミラー等設置や維持管理に努め、交通安全教室の開催や全国交通安全運動期間のパレードを通して、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、関係団体と連携し啓発活動と防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

四つ目に、「豊かな心を育む教育と歴史と文化が薫るまちづくり」について申し上げます。

まず、学校教育においては、教育テーマとして「夢を紡ぎ、未来を織りなす龍郷の教育」を掲げ、「クローバープラン」を継続し、キャリア教育の「TUMUGIプラン」に取り組んでまいります。

「紬の里を学舎（まなびや）に 町民一人一人を先生に」をキャッチフレーズとして、昨年度から全小中学校で取り組んでいる「夢授業」については、町全体の人材リストの整備を図り、「夢を紡ぎ 未来を織りなす龍郷の子どもたち」の育成に努めてまいります。

昨年度、導入された児童生徒1人1台のタブレットの活用について、平常時における、持ち帰り学習のための制度設計を行ない、個別の学びへの対応を図ると同時に、教師の活用能力の向上にも努めてまいりたいと思っています。

さらに、「家庭学習60・90運動」の一層の充実を図るとともに、「スクールソーシャルワーカー」や「特別支援教育支援員」を継続して配置し、安心・安全な学校の構築に努めてまいります。

また、いじめ防止対策法に規定する重大事態が発生した場合には、「龍郷町いじめ問題調査委員会」を設置し、その事態に対処してまいります。

本年度も「龍郷町の子どもは、龍郷町民の手で育てていく」という「ふるさと教育」の理念のもと、子どもたちの持っている能力を引き出し、「生きる力」を育ててまいります。

また、高校生及び、奄美情報処理専門学校及び奄美看護福祉専門学校に通う学生に対し、通学費の助成を引き続き実施してまいります。

学校施設については、学校施設長寿命化計画により、本年度は龍南中学校の校舎改修に着手いたします。

また、学校敷地内の老朽化や危険度の高いブロック塀についても順次整備してまいります。

ふるさと納税基金を活用して図書を購入し、学校図書館やりゅうがく館図書室を充実させ、移動巡回貸し出しや「学校図書館事務補助員」を継続して配置し、読書指導の充実を図ってまいります。

学校給食については、地産地消体制の整備と、食育の推進に努めるほか、本年度実施する給食センターの蒸気配管改修工事と空調換気改修工事を実施し、安心安全で安定した学校給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育については、ライフステージに応じた学習機会の提供と子ども博物学士講座の充実に努めてまいります。

環境教育については、昨年度、世界自然遺産に登録された世界に誇る奄美の自然を守るために、学校における環境教育から地域における環境学習への拡充に努めてまいります。

また、中学生の学力向上のため学習塾「龍進未来塾」を第2木曜以外の木曜日に継続して実施いたします。

本年度も生涯学習講座を開設するとともに、20回を迎える「短歌・俳句・川柳コンクール」の実施や、ふるさと龍郷の自然・文化・歴史・地域の特性を生かした多様な学習機会の提供に努めてまいります。

文化の振興については、名誉町民である西郷菊次郎翁を題材とした青少年ミュージカル「KIKUJIRO」の継続的な取り組みによる青少年の育成と文化のまちづくりへの参画を推進してまいります。

文化財の保護・活用について、郷土教育・環境教育の教材としての活用や企画展を開催するなど、観光資源として交流人口の拡大に努め、「たつごうエッセイコンテスト」につきましても継続して実施してまいります。

スポーツ・レクリエーションの振興は、関係団体と一体となって競技団体の育成・強化と競技力の向上を図り、町民の親睦と健康増進に努めてまいります。

学校保健の推進については、児童生徒が安心して登下校できるよう継続して「スクールガードリーダー」を配置いたします。

五つ目に、「人がふれあい個性が輝く交流・連携のまちづくり」について申し上げます。

町民主体の町政を推進するため、引き続き「町民と語る会」を実施し、駐在員会や民生委員・児童委員、各種団体等の皆様からのご意見、ご要望、また「たつごうみら

い会議」からの提言を積極的に施策に反映し、議会の承認をいただいたうえで、様々な課題を解決してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、今年も各集落に連絡調整員を配置し、役場と各集落との連携を深めてまいります。

近年の東京圏への一極集中是正等で、地方での生活や田舎暮らし体験等の田園回帰志向の高まる中、島外からの修学旅行を一般家庭で受け入れ、宿泊体験を通じてシマの生活や文化に触れ、奄美ファン・龍郷ファンづくりに寄与する「教育民泊」の導入実現に向けて、引き続き町民向けセミナー等を実施いたします。

地域情報化施策については、引き続き光ファイバーケーブルによるインターネットやデジタル放送などの情報通信網の整備を進めてまいりますとともに、昨年度策定いたしました地域情報化計画に基づき、ICT技術やAI、5Gを活用したサービスの導入などの研究・検討を進めてまいります。

六つ目に、「効率的な行政運営で共に創るまちづくり」について申し上げます。

公共施設につきましては、「龍郷町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設ごとの長寿命化計画を策定し、施設の更新・統廃合等を計画的かつ適正に取り組んでまいります。

行政改革につきましては、「第5次龍郷町行政改革大綱」に基づき、社会経済情勢の変化や行財政制度等の動向を見極めながら、持続的効率的に対処してまいります。

職員の資質については、「能力評価」による適材適所への配置や、「業績評価」による目標管理型の人事評価制度により職員の士気の高揚を図ってまいります。

また、町民から信頼される職員・会計年度任用職員として、資質とモラルの向上を図り、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

町税については、町民の皆様の利便性向上を図るため、昨年度から住民票や各種証明書の交付及び、各種税の納付ができるコンビニ等でのサービスをスタートしましたが、引き続き、各種税・保険料の徴収の強化を図ってまいります。

以上、令和4年度の町政運営に対する所信と施策の概要について申し述べました。

新年度も龍郷町に住んで良かったと実感できるような町、子育て世代を支援し、若者から高齢者の全ての町民が笑顔あふれ満足度の高いまちづくりに向け、予算編成したところでございます。

その結果、令和4年度の一般会計当初予算の総額は62億8,699万1,000円となり、対前年度比4.8%の増額予算となっております。

特別会計については、業務の効率化を図るため、デジタル放送事業特別会計を一般会計へ移行し、当初予算額は、4会計で18億9,043万1,000円となり、対前年度比

9.6%の増額予算となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入・資本的収入が前年度比22.7%減の3億2,941万6,000円、収益的支出・資本的支出が前年度比67.2%減の1億7,245万5,000円となっており、ご説明申し上げます。

具体的な内容につきましては、予算審議を通してご説明申し上げますので、ご理解賜りたいと思います。

現行第5次龍郷町総合振興計画は終盤を迎えます。

10カ年の総仕上げに向け、「歴史と文化をつむぎ 未来へつなぐまちづくり」を基本理念に、今後も積極的に町政を運営し、新たな町の羅針盤となる、仮称・新総合計画の助走期間として、気持ちを新たに、職員一丸となって魅力あるまち「たつごう」を創り上げてまいり所存でありますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和4年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

町長、お疲れさまでした。

以上で施政方針の説明は終わりました。

しばらく休憩します。

10時50分より再開いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第4 承認第1号 令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）

○議長（前田豊成君）

日程第4、承認第1号、専決処分、令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）の承認を求める件を議題といたします。

本件について、趣旨、理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、承認第1号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度一般会計補正予算（第5号）を令和4年1月14日に専決処分い

たしましたので、これを報告し、承認を求めようとするものでございます。

歳入の内容について申し上げますと、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金1億4,150万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,239万5,000円、財政調整基金繰入金215万4,000円、地域福祉基金繰入金1,100万円の増額補正を行ない、歳出については、民生費の新型コロナウイルス感染症対策事業費1,454万9,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費1億4,150万円、衛生費の保健福祉センター運営事業費1,100万円を増額いたしました。

以上のことから、歳入歳出それぞれ1億6,704万9,000円を増額し、歳入歳出総額を69億8,530万1,000円にした次第でございます。

どうぞご審議のうえ、承認くださいますようお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

確認ですけれども、6ページの款3の民生費の新型コロナウイルス感染症対策事業費の中で、節の10の需用費がありますが、消耗品費が366万9000円と、同じ消耗品が子ども子育て応援課で320万6500円、それから、その下の節の17備品購入費が、同じく教育委員会の150万円、それから総務課の300万円ありますが、どのようなものに活用されたのか説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

10需用費の消耗品費、保健福祉課分の366万9000円につきましては、看護師と訪問看護師等が訪問の際に使う消毒液であるとか、バルスオキシメーターという酸素分圧を測る機材であるとか、体温計であるとか、そのような消耗品の購入に充てております。

感染予防対策物品に充てております。

○子ども子育て応援課長補佐（松尾昭宏君）

議員ご質問の子ども子育て応援課のほうで購入いたしました消耗品費についてご説明申し上げます。

保健福祉課と同様にサージカルマスク、充填式アルコール噴霧器、消毒液等、感染予防のための物品を、乳幼児健診、新生児訪問用、認可保育所用、小規模保育所用、へき地保育所用、学童クラブ用、ファミリーサポートセンター用にそれぞれ購入しております。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

17備品費、教育委員会備品の分150万円ですが、りゅうがく館内の各研修室等に空気清浄機を設置しましたので、その金額となっております。

○総務課長（岡江敏幸君）

同じく総務課の備品購入費でございますけれども、役場内の空気清浄機、それを16台購入いたしております。

○8番（徳永義郎君）

もう一度確認ですけれども、私もバルスオキシメーター、酸素量を測る機械ですよ、あれは1基どれぐらい価格するんですか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

1万円ほどと理解しております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから承認第1号、専決処分について承認を求める件を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分、令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

△ 日程第5 議案第1号 龍郷町デジタル放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について

△ 日程第6 議案第2号 龍郷町特別会計条例の一部を改正する条例について

△ 日程第7 議案第3号 龍郷町デジタル放送事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第5、議案第1号、龍郷町デジタル放送設備の設置及び管理に関する条例の制定、日程第6、議案第2号、龍郷町特別会計条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第3号、龍郷町デジタル放送事業基金条例の一部を改正する条例については、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第1号、龍郷町デジタル放送設備の設置及び管理に関する条例の制定及び議案第2号、龍郷町特別会計条例の一部を改正する条例、並びに議案第3号、龍郷町デジタル放送事業基金条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括して提案理由をご説明申し上げます。

本案は、業務の効率化を図るため、デジタル放送事業特別会計を一般会計へ移行することに伴い、関連条例の制定及び一部改正をするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

議案第1号から議案第3号については、一括質疑といたします。

質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

特別会計から今回一般会計への移行ということですがけれども、この会計移行に伴っての何か支障はありませんか。

○企画観光課長（井 一馬君）

特別会計から一般会計へ移すときの支障はないかというご質問ですが、死亡、転居先不明による未納がございます。

移行による支障はないと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第1号から議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号から議案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論、採決は議案ごとに行ないます。

まず、議案第1号について討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第1号、龍郷町デジタル放送設備の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について討論を行ないます。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第2号、龍郷町特別会計条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号について討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第3号、龍郷町デジタル放送事業基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第4号 龍郷町レンタサイクル条例の制定について

○議長（前田豊成君）

日程第8、議案第4号、龍郷町レンタサイクル条例の制定を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第4号、龍郷町レンタサイクル条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和2年度総務省過疎地域等自立活性化推進交付金事業にて購入したeバイクについて、令和4年度からレンタサイクル事業を実施するため、所要の条例を制定しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○10番（平岡 馨君）

これは新しい条例でありますけれども、まず、第4条の6番、その他町長が適当でないと認めるときの具体例と具体策と、第9条の2、損害について賠償の責任を負わないという説明をお聞かせください。

○企画観光課長（井 一馬君）

6番のその他町長が適当でないと認めるときということですが、ここに大体想定されるものを書いています。

ただ想定されない場合があった場合は、町長の命によって貸し出しができないということでございます。

それから、第9条の2項、賠償の責任は負わない、これは、けがをしたときに賠償は、町のほうはもちませんよというような項目になっております。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

その5条の負わないというのは、細かくまたつくることだろうと思いますので、そのときは提示してください。

それと、その賠償責任を負わないというのは、これは本当そのとおりなんですよ。

以前はその責任を負ったわけですよ。

負って、それがまだ終わっていないわけですよ。

だから、そこまで負う必要は本当ないですから、これは明記したほうがいいと思います。

それと、最後の別表1のレンタサイクル車両、1日につき1万円を上限として定める額、レンタル用品、1日につき5,000円を上限として規定される額とありますけど、これは何かに基づいて、ほかの市町村とかを、奄美市も瀬戸内町もありますが、そういった基づいてつくったものか、それとも独自のものなのか、ちょっとお聞かせください。

○企画観光課長（井 一馬君）

料金設定の件だと思いますが、料金の細かいことにつきましては、規則で定めるとしております。

今調整中でございますが、大体近隣市町村に合わせまして設定をするということになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（久保 誠君）

すみません、ちょっと教えてもらいたいんですけど、この目的、地域間の交流促進、それからレクリエーション振興を図るためということで、場所が多分島育ち館だと思うんですけど、これって何か町民に貸し出すような形に見えるんですけど、多分これ、当初は観光もあったと思います。

町民であれば多分1万円とかいう数字では高いですよ。

そして観光が目的であれば、恐らく観光で来る人たちはレンタカーが多いですよ。レンタカーでわざわざ島育ち館に来て借りるかという借りないですよ。

それとか、あと多分団体旅行でバスとかで来る場合はホテルとかに泊まりますよね。

そういったときに、これは多分レンタ、こういったのがあれば使おうかなという気になると思うんですけど、そのへんについて考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○企画観光課長（井 一馬君）

実際実施をしておりますが、島外からの観光客のほうが、実際は多くございます。

今後の目的としてどのような、町民向けみたいに見えますがということですが、実際には観光客がレンタカーで来られまして、そういう文化とか景勝の良いところをまわる、それに関しては、またサイクルマップ等もこっちも準備してございます。

利用率としては観光客のほうが8割ほどでございますので、そのへんはご理解願いたいと思います。

○3番（久保 誠君）

一応ね、さっきも話したように、レンタカーでわざわざ借りにくる人はいないと思います。

正直言って。

だってレンタカーを借りているわけで、レンタカーのお金を払わないと行けないわけですから、だからそのへんも踏まえてね、考えていただいて、もうちょっとやっぱり使い勝手のあるように、例えば、ホテルに貸し出すとかいう手とかいろいろあると思うんですよ。

やっぱり、せっかく高いお金で買ったわけですから、やっぱりどうしてもたくさん利用していただきたいというのが本音でありますから、申し訳ないですけど、そのへんいろいろ考えていただきたいと思います。

○企画観光課長（井 一馬君）

規則のほうでそこらへんも割り引きというものを考えております。

町民割ももちろんございますし、ホテルというのが、全体のホテルにはちょっとまだほど遠いかなと思いますが、取りあえず荒波のやどりを拠点で、SNS割、ここで拡散しましたら割引しますよというような形で進めていく予定でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

素朴な疑問なんですけども、第3条に、第2項のほうに、下のほうに規則で定める場合とかありますが、そのほかの条例の中では、ほとんどみんな町長の文章がみんな入っていますが、私もこれ見て相当入っていますが、何でこのように多く入るのかちょっとわかりにくいんですけれども、この点について説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（井 一馬君）

条例制定する場合は、町長名というのが普通は入ると考えております。

その決済等で最終的に判断できるのは町長、ということで町長名が条例には文章化されていると理解しております。

○8番（徳永義郎君）

この中で規則に定めると書いてあります。

この割合は、町長が認める場合と、規則で定めてやっている場合との割合はどれぐらいあるのか、説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（井 一馬君）

お答えします。

規則で定めているのは、ほとんど料金とそういうところでございます。

大体半分半分ぐらいになっているかなあと考えております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（長谷場洋一郎君）

ちょっと重複するかもわかりませんが確認です。

臨時センターを設けるということは、これがホテルであったり、いわゆる観光関係になるという理解でよろしいですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

これは今後の計画も含めて幅広く条例制定しております。

議員のおっしゃるとおり、ホテル等もそういうふうを考えております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第4号、龍郷町レンタサイクル条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第5号 龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（前田豊成君）

日程第9、議案第5号、龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第5号、龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等に基づき、一般職の職員について任期を定めた、採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、専門的な知識・経験を有する者を活用するため、また、業務量の増減やサービス提供体制の充実に対応することも可能な任期付職員制度を創設しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

第8条ですけれども、特定任期付職員ですけれども、そこに月額の給料表も入っておりますが、今後、この職員を採用した場合、どのような職種を考えておられるのか、おわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

徳永議員からの第8条の特定任期付職員の給与に関する特例の給料表がうたっておりますが、その給料表に関しては、高度な知識を必要とされる方々、主に医者とかそういった方々を想定した給料表でございますけれども、実際にこれまで職員採用候補者試験をやっても技術者、建築士を今、今後想定しているんですけれども、なかなか募集していないということで、今回これら専門的な知識を必要とする職員が必要となっておりまして、こういった任期付職員というのを新たに制定しましたけれども、今、考えているのが建築士でございます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第5号、龍郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第6号 龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第10、議案第6号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第6号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、育児・介護休業法の改正等を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件

を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

これは本当に良い制度だろうと思います。

これを幅広く緩和していったら、龍郷町は子育てしやすい、そういう環境をつくるためにもものすごく大事なことだろうと思いますが、これは新しくできた制度で、介護休業法はこれ大分前から私はできているのではないかと思います。

福祉施設などは、介護休業法で、親の介護のために3カ月とか長期で休むこともされていますが、私は少し遅いような感じもいたしますが、それに併せて、女性の方は育児休業などを取られています、今は男の方とか介護休業を今取られている方は、本庁内でどれだけいらっしゃるのか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

今、実際に介護休暇を取っている方はいらっしゃるんですけども、もし介護休業を取るとなれば、給与の減額とかそういった対象にもなってきます。

今回の育児休業のこの条例改正なんですけれども、実は、これは国家公務員の非常勤職員に係わる、制度の改正をしております、これは非常勤職員がそういった休暇がとれやすいような環境にしてくださいという制度の改正でございます。

ご理解を願いたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

これは今の会計年度任用職員のあれは、これは私、理解しております。

これは4月から恐らく施行するはずですので、実績はあがっておりません。

ただ今まで職員がどれだけ取られてこられたのか、それは恐らく総務課の中では把握されているだろうと思いますが、そういうのはもうないのでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

会計年度任用職員の育児休業につきましては、今現在2名の方々が、こういった育児休業制度を活用して取得しております。

通常職員に関しましては、育児休業そういったのを取得しているところでございます。

男性につきましては1名、数日間ではございましたが、育児休業を取っております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

今回これが非常勤職員の取得要件の緩和ということでありますけれども、この緩和によって、一般職員との比較、一般職員が育児休業等を行なう場合の取得要件、一般の職員と何か違い等というのはまだあるでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

育児休業を取得するとなりますと、当然、その後報酬がカットされるということにはなります。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第6号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第7号 龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第11、議案第7号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第7号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、本町の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正しようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、国の特別職のボーナス引下げ改定に基づき、本町においても議会議員のボーナスを0.1月分を引き下げるとともに、別表に「農地中間管理事業推進員」の報酬を追加しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

農地中間管理事業推進員の報酬の追加なんですが、これ今までこういう推進員はいらっしゃったのか。

それと、多分農業委員会の絡みだと思うんですが、農地利用最適化推進員とその違いですか、ですから、中間管理事業推進員の業務内容、それと何名ぐらいいらっしゃるのか。

○農林水産課長（迫地政明君）

お答えいたします。

まず、今までこの農地中間管理事業の推進員が何名いたのかということですが、過去に、平成27年から令和元年度までに3名の方が推進委員として任命を受けておられます。

今年、令和2年度は実際にいらっしゃらなかったんですけども、本年度から1人

推進委員を置きたいということで、今回条例の改正にいたった次第です。

でですね、この業務内容についてなんですけれども、農業委員会の農地のあっせん、農業委員会で行なっています農地のあっせん、それから集約となっておりまして、具体的には、農地の貸し手、借り手のマッチング、あるいは契約書類の作成を行なうこととなっております。

借り手、貸し手の事業の説明とか、権利の調整、あるいは添付書類の収集業務がございまして、こういったものを農地中間管理機構の事務を代わって業務を行なうというのが、農地中間管理事業推進員でございます。

先ほど言いました農業委員会の最適化推進員は、これは農業委員会に所属しておりまして、これは先ほど言いました農地の集積、特にこれは農地の集約、あるいは担い手の集約化、それから耕作放棄地の解消等を行なう業務となっておりますので、そのへんは区別しております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第7号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第8号 龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第12、議案第8号、龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第8号、龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、本町の町長等の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、国の特別職のボーナス引下げ改定に基づき、本町においても町長、副町長、教育長のボーナスを0.1月分引き下げようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第8号、龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第9号 龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町
会計年度任用職員の給与及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第13、議案第9号、龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第9号、龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告に基づき本町の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、職員の期末手当を0.15月分引き下げようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説

明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

確認ですけれども、第2条になりますが、ページは後ろのほうのページ、上から4番目、当該各号に定める割合を乗じて基準額以上となって得た額を減じた額とする。

この場合については、調整額が基準額以上になるときは期末手当を支給しないと書いてありますが、調整した額を支給しないのか、それとも文書を見ていると、期末手当全部が支給しないように普通の人は理解するんですが、このへんの説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

附則の第2条のことだと思いますが、調整しないということのようでございますが、実はこの手当につきましては、昨年12月に期末手当を支給する段階から、0.15月分を減額するという形になっていたわけなんです。国の法律が遅れた関係で、今回、6月の期末手当に支給する際に、昨年12月に支給する分の手当から、この分の支給率の削除と併せて、6月から改定する期末手当の率と併せた形分を減額するというような形を附則でうたっている状況でございますので、調整をしないという方はいらっしやらないです。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第9号、龍郷町職員の給与に関する条例及び龍郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第10号 龍郷町私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第14、議案第10号、龍郷町私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第10号、龍郷町私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、債権の徴収等に係る事項について迅速な処理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年9月定例会の龍郷町議会議決第2号において、町長における専決処分事項が指定されたことに伴い、私債権に特化している現条例を、強制徴収債権及び非強制徴収債権全般に、適用範囲を広げようとするために改正しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

ちょっとお伺いしたいんですけれども、1ページじゃなくて2ページ、ページがうってないのでわかりにくいだらうと思いますが、下から11番目です。

第12条第1項の中の、町の私債権が非強制徴収債権に改めるとありますが、このことによって、どのように変わっていくのか。

それから、下から2番目です。

私債権及び債権、これを中断を完成猶予、または更新に改めると書いてありますが、ここは、私たちは少しわかりにくいんですけれども、わかりやすいように説明をお願いしたいと思います。

○副町長（則 敏光君）

まず、私債権を非強制徴収債権に改めるということですが、まずちょっと全般的に申し上げますと、この1ページの第2条第2号の強制徴収債権、それから3号の非強制徴収債権、役場・役所の行政上の債権には、税から使用料、手数料、負担金いろいろとございます。

その中で、大きく分けますと、強制徴収できる債権と、いわゆる裁判所に申し立てないとできない、いわゆる役場独自では強制的に取れない非強制徴収債権という二つに大きく分類できます。

前回はこの非強制徴収債権の一部だけの条例でした。

まず、強制徴収債権というのは、1類、2類、二つに分かれまして、1番目が税、1類が税です。

2類が税を準用する債権、例えば、介護保険料、それから後期高齢者の保険料、それから、役場にあるものとしては、国民年金の保険料、それから保育料、そういったものが、強制的に役場が差し押さえをしてでも取れるのがこの強制徴収債権といいます。

非強制徴収債権というのは、また二つに分かれておりまして、一つが、公の債権ではあるんですけれども、強制執行はできないという債権があります。

それは生活保護費の返還金とか、あるいは児童扶養手当の返還金とか、そういったものは公の債権ではありますが、強制徴収できない。

最後のもう一つが、第4番目の分類が、非強制徴収債権の中のいわゆる私債権と言っているもので、全面的に民法の適用を受ける債権です。

これについては、住宅使用料、水道料金、それから各種の手数料、その他の歳入全般、ほとんど役場の関係はこの私債権に属します。

税とかそういうのを除いてですね。

前回の私債権はそこだけの規定でした。

これを広く税も含めて全般的に債権全般に適用を及ぼそうというような債権の条例の改正でありまして、実質的にはそんなに大きな支障はなく進んでおりましたが、この債権全般に広げるということで、債権管理条例と文言も、条例の文言も私債権条例から債権管理条例というような名称に変更させていただいたということになります。

もう一つ、中断ですね、中断という言葉と、この2ページ目の一番下なんですけれども、中断という言葉在完成猶予または更新と改めるということなんですけれども、これは民法の改正に基づくものです。

民法の改正が令和2年の4月1日に施行されまして、今まで時効の中断と言っていました。

時効の中断ですね。

これが文言が改められます。

時効の完成、完成猶予または更新というような文言に改められましたので、それに準じて改正をしようとするものであります。

以上でございます。

○8番（徳永義郎君）

この中で、裁判所にかかるものがあると説明がありましたが、その中で、この債権にかかわるやつの取得と、もしかして裁判のため裁判費用のほうが大きくなった場合はどうされていくのか、それはいかがでしょうか。

○副町長（則 敏光君）

前回、9月議会におきまして、議員の皆さんから、専決処分ということでいただきました。

裁判関係で30万円以下の、目的額が30万円以下のものについては、すみません、基本的に役場が訴訟をする場合には、役所・役場が訴訟をする場合には、訴えの提起をする場合には、事前に議会の承認が要ります。

金額の高にかかわらず議会の承認が要りますが、この9月にいただいた専決処分というのは、額が30万円以下のものについては、まず役場独自で走らせてくださいという形での専決処分をいただきました。

30万円以下、それから30万円以下の和解、調停、そういったものもまずは役場独自でまずさせてくださいというような、それが専決処分いただいたものです。

それと訴えの提起、債権に関する訴えの提起については、専決処分という形で、独自にいただいたうえで、それを次の議会に報告をするというような形でいただいております。

ですから、基本的には訴訟というのは、今のところ役場内では発生はしておりませんが、訴訟に準ずる差し止め処分とか、いわゆるそういった訴訟に準ずるものについ

て、町単独で独自に、まずスピーディーにできるような形でのやり方をさせていただきたいというような形での専決処分事項という形でいただいております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第10号、龍郷町私債権の管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第11号 龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第15、議案第11号、龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第11号、龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、生涯学習センター「りゅうがく館」の2階にあります文化財展示室への入場料を定め、本年4月1日より徴収しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

これまで入場料を取っていなかった文化財展示室への入場料ということですが、これは町内在住者、そしてまた町外、観光団体、そういったところの区別等はつけずに、一律でこの金額で徴収していくことかということの答弁をいただきたいのと、入場料を取ることによって、また何かしらサービスの向上に向けた施策の展開が期待できるのか、というところの答弁をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

現在、りゅうがく館の会議室等においても、町内、町外区別をしておりません。

同一建物内でございますので、入場料も区別をせずと考えております。

あと団体につきましても、団体の場合は学芸員のほうでガイドをしております。

その分が割引の対象になるのではないかと考えております。

あと、徴収することによります利点ですが、現在5年を経過して、展示室内の備品等の修繕が必要になってきておりますので、その維持管理費用に充てたり、企画展を実施する際の費用に充当しようと考えております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと

思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第11号、龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第12号 龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第16、議案第12号、龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第12号、龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、デジタル化の推進に伴い、保育所等が作成、保存等を行なうものや、保育所と保護者との手続きを電磁的記録により行なうことが可能とするため、国が定める

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

ページが5の3と書いてありますが、その中の5です。

特定地域型保育事業者と書いてありますが、これは町の今、認可保育所、それからへき地保育所も入るだろうと思いますが、今、民間でやっております小規模保育所は入るのか入らないのか、説明のほうをお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長補佐（松尾昭宏君）

お答えいたします。

特定地域型保育事業所については、町内の小規模保育事業所が該当します。

はい、一般の保育所等については、認可保育事業所、この前段の特定教育保育施設が認可保育所が該当します。

龍郷町あすばら保育園、サンサン保育園は小規模保育事業所ですので、こちらの特定地域型保育事業に該当します。

○8番（徳永義郎君）

これはおそらく人数の問題ですね。

20人以下がその特定の項に入ってくるだろうと私は認識しておりますが、それとは関係ないんですかね。

それとあとは、この連携を離島の場合は要らないということがうたってありますが、おそらく役場も調整しながら、各保育所と連携を取りながらやっておられると思いますが、今はどのような連携を取られておられるのか、そして、保育所からの意見等があがった場合に、どういうふうにも上のほうに報告されているのか、説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長補佐（松尾昭宏君）

特定地域型保育事業については、小規模保育事業所のA型、B型、C型が該当しておりますので、龍郷町内にある小規模保育事業所がこの特定地域型保育事業所に該当しております。

小規模保育事業所については、議員がおっしゃったとおり、20名以下の小規模の保

育事業が該当してまいります。

また、その小規模保育事業所については、0、1、2歳までと限られておりますので、3歳になったときにきちんと通う場所、連携施設というのを定めるようにと国が決めておりましたので、本町もその規定に則って、サンサン保育園、あすばら保育園それぞれ連携保育施設、あすばらさんが健児保育園、サンサンが大勝保育所と決めております。

ただ、これを毎年契約というか、協定に基づいて毎年協定を結んでいるものですから、ここがきちんと3歳児の受け入れ先を調整ができている場合は、省略してかまわないという規定になっておりますので、本町もこれに基づいて毎年の協定までは交わしませんが、基本的には連携施設としての役割を、それぞれサンサン保育園の連携施設は大勝保育所が、あすばら保育園の連携施設は健児保育園さんが担っていただけるものと介しております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

それと、さっき小規模保育については、A型・B型・C型とありますが、私が今知っているのは、あすばらとサンサン、同じ小規模保育所の形的には一緒だろうと思います。

それに奄美市などは、事業型小規模保育があると思いますが、それにあと一つは何があるんですかね。

○子ども子育て応援課長補佐（松尾昭宏君）

お答えいたします。

小規模保育事業所のA・B・Cについては、それぞれ児童に対する保育士の割合が違うだけです。

Aについては、小規模型のAについては全員が保育士資格を有する者、Bについては2分の1、Cについては有資格者の必要はありません。ですから、全て小規模保育事業所になってまいります。

ただ、特定地域型保育事業の中に事業主体型保育所とか、いろいろな事業所も含まれてまいります。

よろしいでしょうか。

○8番（徳永義郎君）

この中で、事業型保育所は、龍郷町のほうはまだやっておりませんが、もし病児保育などをした場合は、事業型保育所の場合はいろんな補助が、保育士の分のやつとか、それに対する病気の先生に対する報酬とか、いろんなものが出てくるだろうと思いますが、将来的な考えはそういうのを持ってくる可能性というのは、今のところあるの

かないのかお聞かせ願いたいと思います。

○子ども子育て応援課長補佐（松尾昭宏君）

お答えいたします。

事業所主体型の保育事業については、市町村が主体的に進めるものではなく、その事業所自体がその事業所の保育計画に基づいて行なっていくものです。

問い合わせ等があれば、もちろん一緒になって県のほうに申請をする予定ではございますが、今のところ各事業所から、自分たちのところで保育事業をしたいというお話がまだあがっていませんので、町のほうとしては、事業所がしたいときにはもちろん全力でバックアップする考えでございます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第12号、龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第17 議案第13号 龍郷町営住宅設置条例の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第17、議案第13号、龍郷町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第13号、龍郷町営住宅設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、町管理住宅について、用途廃止住宅の解体取壊しにより、戸数に変更が生じたため、設置条例の一部を改正するものでございます。

どうぞ審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第13号、龍郷町営住宅設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第14号 龍郷町防災会議条例の一部を改正する条例
について

○議長（前田豊成君）

日程第18、議案第14号、龍郷町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第14号、龍郷町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、防災会議条例の一部を改正し、防災関係機関及び関係団体など、多様な主体の意見を反映することにより、防災力の強化を図るものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第14号、龍郷町防災会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第15号 龍郷町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（前田豊成君）

日程第19、議案第15号、龍郷町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第15号、龍郷町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、消防庁から消防団員の報酬等の基準が示され、これまで団員の出勤に応じて支払ってきた出勤手当（費用弁償）を出勤報酬として標準化し、消防団員の処遇改善を図ろうとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第15号、龍郷町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり

り可決されました。

△ 日程第20 議案第16号 龍郷漁港（番屋地区）施設の指定管理者の
指定について

○議長（前田豊成君）

日程第20、議案第16号、龍郷漁港（番屋地区）施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第16号、龍郷漁港（番屋地区）施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町水産業の拠点施設である龍郷漁港（番屋地区）内の製氷機施設及び船捲揚施設の管理者の指定について、令和4年2月22日開催の指定管理者選定委員会において、奄美漁業協同組合を指定管理者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項及び龍郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第7条に基づき議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第16号、龍郷漁港（番屋地区）施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第17号 龍郷町大島紬技能者養成施設の指定管理者
の指定について

○議長（前田豊成君）

日程第21、議案第17号、龍郷町大島紬技能者養成施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議案第17号、龍郷町大島紬技能者養成施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、龍郷町商工会を大島紬技能者養成所施設の指定管理者として指定した期間が、本年3月31日をもって満了を迎えることから、再度、龍郷町商工会を本施設の指定管理者として、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間指定しようとするものでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第17号、龍郷町大島紬技能者養成施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第18号 龍郷町町道路線の認定について

○議長（前田豊成君）

日程第22、議案第18号、龍郷町町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第18号、龍郷町町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、大勝集落及び中勝集落において、日頃から生活道として利用されている路線について、大勝3号線及び中勝アツ田線として町道認定し、今後管理しようとする

ものでございます。

どうぞ審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

町道認定の整理番号の182番の中勝アツ田線ですか、これ現道を拡幅してするための目的で町道認定されるんでしょうけれども、これの予算化されていたと思うんですが、その工事の時期と、令和4年度中にこれは完了するのかをお尋ねいたします。

○建設課長（勝元 隆君）

中勝アツ田線の整備予定ということでございますけれども、令和4年度当初予算、このあと審議されますけれども、測量設計委託と工事費を計上いたしております。

ご承認いただければ、令和4年度中に工事着手する予定でございます。

なお、財源につきましては、過疎債を充当する予定としております。

すみません、工事の予定ですけれども、完了につきましては、財源の調達等もございますので、全て終わるのは何年になるかというのはちょっと即答できないんですけども、取りあえず今、宅地とか農地の通路として集落民の方は利用しておりますので、その分につきましては、早いうち、できれば4年、5年度中ぐらいいまでは完成したいと思っております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

この資料のほうに延長、幅員とありますけれども、この町道の認定において、この町道認定の基準、そして、町道として認定することのメリットについて説明をお願いします。

○建設課長（勝元 隆君）

まず、町道の認定基準でございますけれども、これ町道の認定基準要綱がございます。

この中で、認定の基準といたしまして7項目ほどございまして、まず第一に大前提として公共性があること。

このほかに幅員が4メートル以上であること。

ただし、もっぱら歩行者用として利用しているもの、例えば人道橋とか、そういっ

たものにつきましては、2メートル以上であるということでございます。

また、国道、県道、町道等の公道に接することや、沿線に集落や公共施設があることなどの基準がございます。

今回の2路線ですけれども、こういった基準をクリアしているものと考えております。

次に、町道認定のメリットでございますけれども、まず、町道に認定すると、普通交付税、この算定対象の道路となります。

また災害等で道路が被災を受けた場合、公共土木施設災害復旧事業より復旧が可能となります。

また、そのほか、最近多いんですけれども、建築基準法上の認定の道路となりますので、隣接地に新築等がございましたら、建築確認時の接道義務を果たすと、こういったことがメリットではないかと考えます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第18号、龍郷町町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 議案第19号 令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）

○議長（前田豊成君）

日程第23、議案第19号、令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第19号、令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算総額から144万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を69億8,385万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税交付金9,814万4,000円、国庫支出金の民生費国庫補助金2,863万3,000円などを増額し、国庫支出金の土木費国庫補助金1,834万円、県支出金の農林水産業費県補助金1,303万7,000円、財政調整基金繰入金8,760万1,000円、町債2,130万円など減額となっております。

一方、歳出においては、総務費の減債基金積立金3,214万1,000円、民生費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費2,650万円などを増額し、農林水産業費の地籍調査事業費2,487万6,000円、商工費の奄美自然観察の森整備事業費2,500万円、土木費の道路メンテナンス事業2,594万円などの減額で、さらに現時点での予算の増減が必要な経費を調整し、補正予算を編成してございます。

どうぞ審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○10番（平岡 馨君）

ちょっと説明をお願いいたします。

まず8ページ歳入、これはさっきも言ったと思いますが、土木国庫補助金の1,834万円の説明と、9ページ、農林水産費の減額、節の4、農林水産費減額、地籍調査補助金の1,311万7,000円、もう一つ、災害対策の工事請負費、11ページ、節14、工事請負費1,150万円の内訳説明をお願いいたします。

○建設課長（勝元 隆君）

まず、土木費国庫補助金、8ページになりますけれども、歳出とちょっと照らし合わせて見ていただいたらわかりやすいので、20ページ歳出のほう、土木道路橋りょう費、5、道路メンテナンス事業がございまして、これが補正で2,500万円ほど減額されております。

この交付金でございまして、当初、内示の段階で減額できておりました。

6月の段階でこれまで落としてもよかったんですけども、一応補正を国のほうがあるかもしれないということで、今回ずっと残しておきましたけれども、補正も消滅しましたので、今回減額とさせていただきます。

以上です。

○土地対策課長（竹山智幸君）

9ページ、款14、項2国庫補助金、4農林水産業費補助金、節の14地籍調査事業補助金のマイナス1,311万7,000円の減額でございまして、予算要求に対しまして、補助金交付決定額の減による歳入の減額となります。

○総務課長（岡江敏幸君）

11ページの目8防災対策費の中の工事請負費の1,150万円の内訳でございまして、これは6月の補正の時点で、消防分署の中の敷地に防災備蓄倉庫を計上いたしておりました。

この防災備蓄がちょっと工事費用がちょっと不足しておりまして、今回の補正をいたしますけれども、この事業は、奄振の交付金の追加がございましたので、繰越事業にはなりますけれども、防災備蓄工事として補正をさせていただきました。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

18ページの金額は小さいんですけども、目7の果樹園芸振興費の節18の36万円組まれているんですが、多分これタンカンの選果に対する助成金だと思うんですが、この選果料の単価と、どれぐらいの量を見込んでおられるのか。

それと19ページ、7奄美自然観察の森整備事業費、工事請負費、節の14、2,500万円のマイナスになっていますが、この理由をお願いいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

18ページの目7果樹園芸振興費の節18負担金補助及び交付金、タンカン販売対策支援事業補助金の増額36万円についての説明でございますが、当初、9月補正でタンカンの出荷手数料を当初15トン組ませていただきました。

今回、今、タンカンは出荷をやっている段階ですけど、見込みとしましてあと10トンほどは追加しようということで、あらかじめ余裕を持っておきたいということで10トンを組ませていただきましたので、出荷手数料の単価が36円掛ける10トンということで36万円になります。

以上です。

○企画観光課長（井 一馬君）

ページ19ページ、目7奄美自然観察の森整備事業費の工事請負費のマイナス2,500万円についてですが、これは実施設計発注しておりますので、その差額分を予算から落として2,500万円としております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（平岡 馨君）

これは関連質疑ですけれども、今、伊集院議員が質問しました自然観察の森工事請負費のマイナスですけど、観察の森は令和3年度で全部終わったんですか。

それともまだ繰り越してまだやる事業があるんですか。

それとも工事、いつまでに完成するんですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

町民の森の完成年度の予定はということですが、令和3年度の事業で一部分4月ぐらいまで繰り越しを考えております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

4ページの繰越明許費なんですけれども、この繰り越しとなっている事業の数が結構あるのではないかなと感じますが、ちょっとこの繰越明許費についての見解をお伺いしたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

大変質問の中身を十分、工事の中身はちょっと部分的には各課にお願いしますが、確かに繰越事業が多いと。

いろんなことで進行管理をやっているわけですけども、どうしても補助、補助対

象、あるいは起債の確定とか、そういうのを待たずにやっていきますと、予定していますその財源の確保が調達できないということも大きな要因だろうと思っているんですけども、財源調達において、補助対象になった分については、確定した段階で発注をします。

それから、起債のことについても同じという状況なんですけれども、年度末に集中していくということで、できるだけ早期発注、早期完成という目指しているんですけども、なかなかその財源措置において、確定をした段階でやらないと、後年度に、また当該年度に大変支障を来すということも予定されていまして、大変事業化においては苦慮しているところなんですけれども、そういうことでこのような結果が出ているところでございますが、今後、やはり事業を集約していただいて、予定というんでしょうか、発注予定、それから確定という状況を逐一それぞれの幹部の皆さんに把握していただいて、これができるかできないかというものを早めに段取りをして、このようなことにならないようにやっていきたいと思っているところでございます。

大変、答弁になっているかわかりませんが、これだけ繰越が出ますと、一方では良い面もあるだろうと思えます。

新年度の予算執行が当然補助対象、それから起債に充てて事業推進する中で、業界の業者の皆さんに4、5月に仕事がまわるというまた利点も、逆のほうでは考えられるのかなあと思うんですけども、今、圓山議員のご指摘のとおり、本年度の事業は本年度で完成するというのは基本ですから、今後ともこのあたりには十分気をつけながら事業を進めてまいりたいと思っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（田畑 浩君）

社会教育費の中の社会体育費。

○議長（前田豊成君）

何ページですか。

○9番（田畑 浩君）

22ページです。

節の委託料、それと工事請負費のマイナスになっている分の説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

教育費、6社会教育費、5社会体育費、委託料のマイナス分ですが、第2グラウンドから中央グラウンドに架かる橋を工事しておりまして、そこにかかる設計料が減額となったため今回減額としております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

同じく4ページなんですけれども、さっき繰越明許のお話もありましたが、その中で、繰越明許費であがっていますが、これも一応何月には完成とかいう指針もありますが、普通でしたら今年の5月31日とか6月30日まで完成するのか、それとも1年間通じて来年の3月までこれは利用できますよというものもありますが、その説明をお願いしたいと思います。

それと、同じ3番の民生費の子育て世帯特別臨時給付金が50万円明許繰越になっておりますが、これは恐らく5名分だろうと思いますが、これは普通は早めに支給されたほうが良いと私は思っておりますが、手続き上いろいろな問題があったりとかしてこういうことになっているだろうと思いますが、その内容の説明をお願いしたいと思います。

それと14ページです。

款3の民生費、障害者福祉費、その中で604万4,000円計上されておりますが、その中で一般財源が325万円マイナスになっております。

もともとの収入のほうでは、過年度収入で、諸収入で929万4,000円町のほうに入っておりますが、これはどこにいつて利用されているのか、この説明をお願いしたいと思います。

あとは金額は小さくなりますが、18ページです。

款の6、農林水産事業費です。

その中の項の3の節の14工事請負が二つ、14、14並んでおりますが、これ一般財源から支出されて、額も小さいのでありますが、どのようなものに利用されたのか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

繰越明許費のその時期でございますけれども、これは令和4年度末、令和5年の3月までに事業が終わらないといけないということになっております。

○子ども子育て応援課長補佐（松尾昭宏君）

3民生費、社会福祉費、子育て世帯臨時特別給付金の給付事業についてですが、3月生まれの子どもたちの申請が、恐らく4月になってしまうだろうということで、4月の申請、4月の決定分については、繰り越しをして繰越事業として支給しなさいという国の指示がございましたので、その指示に則った分です。

恐らく実際には1世帯か2世帯程度ですが、余裕を持って5世帯分、50万円は出せるように繰り越しするものです。

よろしく申し上げます。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

款3、項1の障害者福祉費の中の償還金の部分になりますけれども、実際は令和2年度の県、国への返還金になりますが、ただ特定財源の中にその他であがっている部分については、ちょっと今、回答できませんので、後ほど回答させていただきます。

よろしいでしょうか。

○建設課長（勝元 隆君）

18ページ、農林水産業費の目の4と5ですけれども、これは、この水産基盤整備事業は、漁港の機能保全事業なんですけれども、一応事業費が全て確定しているんですけれども、4ページのほうに繰越もなっていて、繰り越したときに調整分といいますか、それでちょっとこの分を増額しているということです。

何ていうんですか、補助額が補助率が違うもんですから、事業間で調整するときに、どうしても一般財源をちょっと膨らますと言いはおかしいんですけれども、予備的に持つておかないと精算ができないということで増額させていただいております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑だけど、何、補足。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

先ほどの徳永議員の財源のことにつきまして、ちょっとお答えをさせていただきます。

予算書の10ページのほうを開けていただきましたら、款20、項7、雑入の中に1目の過年度収入としまして、自立支援関係事務費追加交付分がございます。

これは令和2年度の障がい児の給付費につきましては追加交付がございまして、その金額ということでございます。

○議長（前田豊成君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第19号、令和3年度龍郷町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 議案第20号 令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）

○議長（前田豊成君）

日程第24、議案第20号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第20号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額9,688万7,000円から歳入歳出それぞれ240万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9,929万2,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料として、240万5,000円を増額としました。

一方、歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金として、240万5,000円をそれぞれ増額計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第20号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第20号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第25 議案第21号 令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会

計補正予算（第2号）

○議長（前田豊成君）

日程第25、議案第21号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議案第21号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,699万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容について申し上げますと、歳入では、一般会計繰入金を1,500万円増額し、歳出においては積立金を1,500万円増額しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第21号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第21号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○町長（竹田泰典君）

ちょっと補足説明をさせていただきます。

一般会計の補正予算が可決をいただきましたけれども、議員の皆さんから質問があるだろうと、質疑があるだろうと思っていたんですけれども、うっかりして答弁がされていませんけれども、今回、大島高校が選抜高校野球に出場することになってございます。

そこで、予算として本町から寄附金として300万円寄附をしようということで予算計上されていますから、併せて議会の皆さんにご報告をさせていただきたいと思えます。

以上です。

△ 日程第26 議案第22号 令和4年度龍郷町一般会計予算

○議長（前田豊成君）

日程第26、議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度も、「龍郷町に住んで良かったと実感できるような町、子育て世代を支援し、若者から高齢者の全ての町民が笑顔あふれ満足度の高いまちづくり」を推進するため、第5次龍郷町総合振興計画の基本理念である「歴史と文化をつむぎ、未来へつなぐまちづくり」を目指し、また、町民の皆様からの要望や提案を踏まえながら予算の編成をいたしたところでございます。

本案は、令和4年度の一般会計予算総額を対前年度比4.8%増の62億8,699万1,000円に定めようとするものでございます。

まず、歳入の主なものについて申し上げますと、町税については、新型コロナウイルス

ルス感染症からの経済活動再開を考慮し、町民税は個人所得の増により、対前年度比5.6%増の5億2,712万円を計上したところでございます。

地方交付税については、国の地方財政対策において増額を示していること、及び直近3年間で28～30億円交付されていることを鑑み、対前年度比8.7%増の25億円を計上いたしましたところでございます。

国・県支出金については、奄美群島成長戦略推進交付金や社会資本整備総合交付金など大型事業の事業費減により、対前年度比7.8%減の13億4,617万9,000円を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと納税寄附金について魅力ある龍郷町を積極的に広報することにより、1億3,000万円を計上し、繰入金は歳入不足を補うため、財政調整基金や人材育成未来基金などから繰り入れることとし、対前年度比3.2%減の6億346万4,000円を計上いたしました。

町債については、緊急自然災害防止対策事業や緊急浚渫推進事業等の事業費増により、対前年度比21.8%増の8億160万円を計上しました。

その他の歳入につきましては、過去の実績等を勘案し計上したところでございます。

一方、歳出の主なものについて申し上げますと、総務費においては、近年多発している自然災害に対応するための防災対策費、龍郷町PR事業、ふるさと納税関連経費、デジタル放送事業費、参議院議員選挙費等を計上したところでございます。

民生費においては、社会保障制度としての扶助費、児童福祉費のファミリーサポートセンター事業や子育て世代包括支援センター事業費等を計上しました。

衛生費においては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る関連経費、ポストコロナ時代のSDGs達成に向けた計画策定費、世界自然遺産としての自然環境の保全と利用の両立に向けた自然保護対策費等を計上したところでございます。

農林水産業の農業費では、パイプハウス設置事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業、農林水産物輸送コスト支援事業、地域振興公社管理運営費、林業費では松くい虫駆除委託料、中勝林道及び円林道橋りょう補修事業、水産業費では水産基盤整備事業や海岸保全施設整備事業等を計上しました。

商工費においては、大島紬の振興のための補助金・負担金やとおしめ公園管理費、西郷小浜公園整備事業費等を計上したところでございます。

土木費においては、社会資本整備総合交付金事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業、港湾漁港の水域施設浚渫事業、公営住宅ストック総合改善事業等を計上しました。

消防費においては、消火栓設置工事費や大島地区消防組合負担金等を計上したところでございます。

教育費においては、小・中学校維持補修事業、龍南中学校校舎改修工事費や給食センター改修工事費等を計上したところでございます。

その他の費用については、多少の増減はありますが、ほぼ前年度並みとなっております。

厳しい財政環境下において、歳出については消費的経費等の抑制に努め、引き続き財政の健全化に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

どうぞ審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算は、お手元にお配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△ 日程第27 議案第23号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

○議長（前田豊成君）

日程第27、議案第23号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第23号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算についての提案理由をご説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、保険税の適正な賦課・徴収、被保険者の健康の保持・増進、医療費の適正化という三つの基本方針をもとに保険者としての責務を全うすべく事業の健全化を推進しているところでございます。

本案は、国民健康保険事業勘定特別会計の歳入歳出予算の総額を8億3,058万円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、国民健康保険税について、医療給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせて9,982万2,000円を計上するとともに、県支出金6億1,211万4,000円、繰入金1億1,856万4,000円などを計上し、その他の費目についてもこれまでの実績等を踏まえ計上いたしたところでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費に5億9,529万3,000円、納付金に1億9,810万7,000円、保健事業費に1,326万7,000円の計上を行ない、またその他の費目についてもそれぞれ所要の額を計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第23号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、総務厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第23号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

△ 日程第28 議案第24号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計 予算

○議長（前田豊成君）

日程第28、議案第24号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算を議題とい

たします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第24号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由をご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、現行の「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、必要な予算を計上し、歳入歳出予算の総額を1億712万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料として5,250万2,000円、低所得者の負担軽減のための保険基盤安定繰入金として3,669万6,000円、鹿児島県後期高齢者広域連合から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業の受託事業収入として980万円を計上したところでございます。

一方、歳出につきましては、徴収した保険料及び保険基盤安定負担金等を後期高齢者医療広域連合納付金として8,920万円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業費として1,220万円の計上をしたところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第24号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算は、総務厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第24号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

△ 日程第29 議案第25号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予

算

○議長（前田豊成君）

日程第29、議案第25号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議案第25号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、【みんなで支え合い、健やかで自分らしい暮らしを選択できるまちづくり】を推進するため、第8期介護保険事業計画に基づき、介護予防や地域支援事業の充実などを強化し、健康寿命の延伸を目指します。

また、介護ニーズや必要な給付金の見込みを立て、介護保険事業の適正な運営に努めていけるよう予算編成をしたところでございます。

本案は、龍郷町介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を、7億7,304万円にしようとするものであります。

まず歳入の主たるものとしては、介護保険料1億849万2,000円、法定負担割合による国庫支出金2億1,224万1,000円、支払基金交付金1億9,588万4,000円、県支出金1億748万2,000円、町負担金として一般会計繰入金1億4,790万7,000円をもって、歳入予算を計上したところでございます。

一方、歳出の主たるものとしては、総務費2,588万5,000円、保険給付費としてサービス受給者数の動向、給付費の実績等を勘案して、7億885万1,000円、地域支援事業費3,717万9,000円をそれぞれ計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第25号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算は、総務厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第25号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

△ 日程第30 議案第26号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算

○議長（前田豊成君）

日程第30、議案第26号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第26号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

生活排水による公共用水域の汚濁を防止する目的として、平成10年度から生活排水処理施設整備事業を推進してまいりました。

今後も合併処理浄化槽整備による生活排水処理対策を継続して進めてまいります。

令和4年度の当初予算につきましては、予算総額を1億7,968万9,000円といたしました。

歳入の主な内容につきましては、合併処理浄化槽設置工事費負担金346万5,000円、合併処理浄化槽使用料6,778万5,000円、浄化槽整備に伴う国庫補助金2,382万3,000円、県補助金41万5,000円、町債3,930万円を計上するとともに、一般会計繰入金4,489万6,000円を計上したところでございます。

一方、歳出につきましては、総務管理費1億413万2,000円を計上いたしました。

その主な内容は、職員の人件費490万6,000円、需用費で浄化槽修繕料等594万3,000円、役務費で浄化槽法定検査手数料等788万4,000円、委託料で浄化槽維持管理委託料等6,877万8,000円計上し、浄化槽市町村整備推進事業費では浄化槽整備を55基と見込み、その施設整備費として4,771万5,000円を計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第26号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算は、経済建設常任委員会に付託することにしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第26号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算は、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

△ 日程第31 議案第27号 令和4年度龍郷町水道事業会計予算

○議長（前田豊成君）

日程第31、議案第27号、令和4年度龍郷町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第27号、令和4年度龍郷町水道事業会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度龍郷町水道事業会計予算につきましては、龍郷町新水道ビジョンに掲げる「安全な水を安定して送る続けるために」の基本理念に基づき必要な経費を計上いたしたところでございます。

安全で安定した水道水の供給を図りながら、町民の皆様に信頼される水道事業の推進に努めてまいりたいと思っているところでございます。

収益的収入では、給水収益を中心に3億2,941万6,000円を見込み、前年度と比較して1,405万4,000円の減額、収益的支出では水道事業の経営に必要な施設の維持管理費等の経費2億8,240万5,000円を計上し、前年度と比較して968万4,000円の増額でございます。

次に、資本的収支は、支出が1億7,245万5,000円で前年度と比較して8,066万2,000円の減額となりました。

資本的収支が減額となった主な要因としては、瀬留・久場地区における送配水管敷設工事の完了によるものであります。

なお、資本的収支の支出に対する収入不足額1億7,245万5,000円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金などで補てんしてございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第27号、令和4年度龍郷町水道事業会計予算は、経済建設常任委員会に付託することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第27号、令和4年度龍郷町水道事業会計予算は、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

各常任委員会審査等のため、3月3日から15日までの13日間、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、3月3日から15日までの13日間、休会することに決定いたしました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後2時08分

令和4年1回龍郷町議会定例会

第 2 日

令和 4 年 3 月 1 6 日

令和4年第1回龍郷町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月16日（水曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

1. 平岡 馨 議員 P 72－P 88
2. 伊集院 巖 議員 P 88－P 106
3. 田畑 浩 議員 P 106－P 123
4. 長谷場 洋一郎 議員 P 123－P 144

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋 研太郎 君	2番	長谷場 洋一郎 君
3番	久保 誠 君	4番	前田 豊成 君
5番	隈元 巳子 君	6番	圓山 和昭 君
7番	伊集院 巖 君	8番	徳永 義郎 君
9番	田畑 浩 君	10番	平岡 馨 君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 備 秀朗 君 書記 菊田 みゆき 君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田 泰典 君	町民税務課長	藤原 聡 君
副町長	則 敏光 君	建設課長	勝元 隆 君
会計管理者	豊山 さゆり 君	農林水産課長	迫地 政明 君
教育長	碓山 和宏 君	生活環境課長	大吉 正一郎 君

総務課長	岡江敏幸君	土地対策課長	竹山智幸君
企画観光課長	井一馬君	教育委員会 事務局長	里園一樹君
保健福祉課長	満永たまよ君	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	嘉尚文君
子ども子育て応援 課長	加藤寛之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前田豊成君）

日程第1、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

平岡 馨君の一般質問を行ないます。

○10番（平岡 馨君）

町民の皆様、おはようございます。

寒さも和らぎ過ごしやすい季節となりました。

コロナ禍の暗い話題が続く中におきまして、大変うれしいニュースがございました。

この春の選抜高校野球大会に、8年前の出場に続き大島高校野球部の甲子園出場が決まり、皆様におかれましては大変喜ばしい限りだと思えます。

誠におめでとうございます。

シマのスットゴレ精神で思いっきり羽ばたいて躍動することを期待しております。

また、先日行なわれました西郷菊次郎翁生誕160周年記念事業、龍郷町青少年ミュージカル「KIKUJIRO」公演にも大きな感動、感銘を受けたことと思えます。

皆様におかれましては、一日も早いコロナウイルスの収束を願い、安心して安定した日常生活を送れることを望んでいることと思えます。

行政、議会、そして町民の皆様の英知を結集し、コロナゼロを達成したいものです。

早速ですが、先に提出してあります通告書に基づきまして、1回目の質問に移りたいと思えます。

まず1点目に、災害対策と防災体制の整備について、広くお聞きしていきたいと思えます。

2011年3月の東日本大震災、2016年4月の熊本地震、2018年6月の西日本豪雨災害、2018年9月の北海道胆振東部地震と多くの人的被害、建物被害、地域生活被害が近年10年に発生しております。

また2010年10月には、死者3名を含む人的被害、土砂崩れ、道路崩壊など多大な被害を生んだ奄美豪雨が、そして2011年9月には、集中豪雨によって死者1名、家屋全

壊4棟、半壊120棟、一部破損1棟、床上浸水62棟、床下浸水213棟の奄美北部豪雨により、地元においても被害経験があります。

そこで、今回の津波の避難指示は深夜でもあり、多くの問題点が提起されたと思いますが、対策について必要な情報収集や分析、情報共有の仕組みと発信に問題はなかったのかお尋ねいたします。

また、施政方針にもありますように、各集落における地区防災計画の策定はどのようなものか、お考えをお聞かせください。

2点目に、商工業ゾーンの振興について。

これまでに幾度となく関連した質問をいたしております。

昨年度、構想を打ち出した「島育ち産業館」と「どうくさあや館」の再整備について、令和4年度における具体的な取り組みをお聞かせください。

3点目に、社会体育振興について。

この問題も過去に幾度となく質問しております。

今回の施政方針には、社会体育の振興がほとんど議論なされておられません。

どのように考えているのでしょうか。

また、総合運動公園整備について、その後の進捗状況とその後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

4点目に、町政運営について。

町長の基本理念とする「歴史と文化をつむぎ未来へつなぐまちづくり」の実現に向け、新たなお気持ちをお聞かせください。

以上、1回目の質問といたしまして、当局の答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

平岡議員より4項目についてご質問がありましたので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

まず、1項目の災害対策・防災体制の整備について。

1点目の1月16日未明の海底火山大噴火における津波対応について、避難場所の指定、誘導はどのようになっているのか、住民への周知はされているのか、避難をするときのマニュアルについてのご質問にお答えを申し上げます。

今回の津波警報につきましては、深夜突然の警報であり、寒い中の避難でありました。

町民の皆様におかれましては、冷静に判断され、迅速な避難を行なっていただき、幸いにも津波による大きな被害はなかったところでございます。

また、町民の皆様には、自助や隣近所による自主避難、自主防災組織、警察、消防、

並びに町内事業者の方々による共助の避難支援に携わっていただきました。

この場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、ご質問の災害時における避難所、避難場所につきましては、本町防災会議により、町内36カ所を指定しているところですが、津波の避難に関しましては、まずは、高台への一時避難を基本としており、1月16日未明に発表された津波警報の際にも、Jアラートや防災行政無線、ラジオによる高台への避難を呼びかけたところでございます。

しかしながら、今回の津波警報の際には、車で避難する方々も多くみられ、車両による高台への避難や避難場所の確保など、津波避難に関する様々な課題を分析し、今後の対応について検討を進めていく必要があると感じているところでございます。

「住民への周知」、「避難をするときのマニュアル」につきましては、昨年8月、町内全世帯に配布しました「龍郷町防災ガイド」において、避難所や避難に関する情報など、防災に関する情報を掲載しておりますので、町内の皆様には再確認していただき、災害に対する日頃からの備えにしていただけるよう、広報誌、ホームページ等による周知を再度図っていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の施政方針の中から、各集落における「地区防災計画の策定」についての具体的な考えについてのご質問にお答えを申し上げます。

「地区防災計画」とは、集落など一定の地域の居住者及び事業者などが自発的に策定する防災計画であり、各集落において、その集落の特性に応じた実効性のある地区防災計画を策定することによって、地域防災力の向上が図られるものと考えているところでございます。

災害発生時におきましては、まずは、自らを守る「自助」、お互いを助け合う「共助」で、しっかりと避難し、命を守ることが一番重要でございます。

計画の策定につきましては、防災出前講座や防災リーダー育成研修、防災訓練などを実施し、自主防災組織の活性化を図りながら、自主防災組織が主体となった地区防災計画が策定されるよう、防災意識の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2項目の商工業の振興について。

昨年度構想を打ち出した「島育ち産業館」と「どうくさあや館」の再整備について、令和4年度における具体的な取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

この件につきましては、昨年の12月定例会議会において、長谷場議員より質問がありました。

複合施設として建設してはどうかと答弁を行なったところでございますが、本町にとって、住民の利便や効率性、観光振興の促進につながる施設となるよう、役場内の

関係課による実行委員会を立ち上げ、検討を行なっているところでございます。

令和4年度の具体的な取り組みとしましては、年度初めに検討委員会を立ち上げ、実行委員会の案を基に議会をはじめ関係団体の意見を反映させながら、計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3項目の社会体育振興について。

2点目の総合運動公園整備について、その進捗、今後の取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

議員から、昨年9月議会において総合運動公園についてのご質問がございました。

その進捗、今後の取り組みについてですが、第1回目の関係課による実行委員会を開催したところでございます。

令和4年度当初予算でも計上しておりますが、検討委員会を立ち上げ、土地確保に向けた情報収集を行ないながら、施設の種類・規模・場所の検討を進めていきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目の町政運営について。

基本理念とする「歴史と文化をつむぎ未来につなぐまちづくり」実現に向け、新たなお気持ちについてのご質問にお答えを申し上げます。

昨年11月の町長選挙で、無投票で2期目再選とさせていただきました。

私は、1期目の就任にあたり、町民の皆様にお約束した「目配り、気配り、心配り」を基本として、町民の皆様との対話・協働・共同参画による公平・公正な町政運営の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

そのような中、計画行政を推し進めることが私の責務であると考えているところでございます。

第5次龍郷町総合振興計画で掲げる「歴史と文化をつむぎ未来につなぐまちづくり」の実現についてですが、まちづくりとは、地方自治体を取り巻く諸情勢に的確に対応しながら、長期的な視点に立ち、持続可能で自立した地域社会を創ることだと考えているところでございます。

また、龍郷町には多くの先人たちが守り歩んできた「歴史」、大島紬や島唄等の「文化」があり、それらを次の世代につないでいくことが「龍郷町ならではのまちづくり」の一端になると考えており、これからも職員一丸となって魅力あるまちを創り上げてまいります。

○教育長（碓山和宏君）

3項目の社会体育振興について。

1点目の「今回の施政方針に社会体育の振興がほとんど議論されていないが、どのように考えているか」とのご質問についてお答えいたします。

社会体育の振興は、町民が心身ともに健康で過ごすために極めて重要な役割を果たすものと考えております。

令和2年度・3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町の四大大行事をはじめ、様々なスポーツ大会が中止を余儀なくされてきました。

令和4年度はできる限りの感染症対策を講じながら、大会等の開催を図っていき、町民の親睦と健康増進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○10番（平岡 馨君）

再度お聞きしていきたいと思えます。

まず、今般の津波対応について、多くのアンケート、意見等が寄せられてきていると思えます。

避難指示は、先ほどの答弁にありましたように、深夜でもあり、多くの問題点が提起されたと思えます。

町内36カ所の避難所、避難場所を指定しているということですが、先ほども言ったようにアンケートにありますけれども、例えば、この20集落の集落民が、どこの避難所、避難場所へ避難したらいいのか、この周知が徹底されていないと思えます。

現に我々も違うところに行きました。

それはあちこち見に行ったんですけれども、そこはみんなバラバラの避難をしている方がおります。

こういった避難場所の周知や対策について、必要な情報収集、分析、情報共有の仕組みと発信に問題はなかったのか、お尋ねします。

○総務課長（岡江敏幸君）

今回の津波警報では、津波避難に関する様々な課題が浮き彫りとなっておりますので、今後も関係機関と協議を進めながら、問題解決に取り組んでいきたいと思っております。

本来、津波による避難につきましては、原則徒歩を推奨しているところですが、津波による避難の手段、それから避難ルート、一時避難場所につきましては、平岡議員からおっしゃったように、各集落の地理的条件などによって様々な違いというものもありますので、やはりその地域で最も適切な避難行動計画を、やっぱり各集落で検討していただけるように、防災出前講座とか、また防災訓練などを実施して、また、やはりいざとなれば集落が主体となって行動することが早めの避難でございますので、そういったのを今後も行政としても協力してまいりたいと思っております。

また情報につきましても提供などやっていきたいと思えます。

○10番（平岡 馨君）

それも早急な対応をしていただいで、各集落の区長さんをはじめとして、集落民皆さんが避難場所の指定された避難場所へ避難するということを、徹底して周知することが必要であると思いますので、そのマニュアルというか、こういったものを早急に対策対応していただきたいと思います。

次の、よく高台のほうへ皆さん一時避難を基本としていると思いますけれども、その各避難場所の例えば海拔、10メートル、20メートル、25メートルとありますが、例えば36カ所の避難場所がありますけど、この避難場所に対しては、海拔何メートルとかいうその表示はされているんですか。

○総務課長（岡江敏幸君）

この海拔表示につきましては、今年度、町内66カ所に海拔表示を設置はしております。

この海拔表示の設置場所でございますが、昨年、皆様方へ防災ガイドというのを町内集落各家庭にお配りしております。

その中で、海拔表示と、この防災ガイドでも照らし合わせるような感じで、表示はしてございますが、やはり今後課題となりましたのが、高台に避難した場所、そこへの海拔表示も必要ということを感じました。

この海拔表示につきましては、今後電柱に表示しますので、九電とかNTTさんの占有許可とか、そういった占有許可をだすまた時間というのを要しますので、早速そういった占有許可を取りながら、海拔表示も併せてまた進めていきたいと考えております。

○10番（平岡 馨君）

総務課長からそのような答弁をいただきましたので、早急に進めていただきたいと思います。

次に、今後の災害時における避難時間帯に情報、恐らく今後はFMラジオに依存することと思います。

今回は急なことで何の準備もできていませんでした。

ですので、今後はFMラジオともタイアップしながら、避難時間帯、ニュースにそのFMラジオが流されなかったことは、今後改善すべきかと思っておりますけど、見通しの立たない避難生活に、例えばいつ解除になるかといった不安やストレスを与えることがあると思います。

そういう細かな情報発信は、今後FMたつごととタイアップしながら進めていくことはできるのでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

今回の情報発信につきましては、防災行政無線のほうで、高台への避難をしてくだ

さいということは、4回防災行政無線で放送をいたしましたけれども、その放送内容は、龍郷FMのほうにもリンクしておりまして、FMたつごうからもその情報というのは出してあります。

その解除につきましてもリンクしているので放送はしてはいるんですが、ただ、防災行政無線の放送が聞けなかった箇所への避難していた方々、例えば、町民の森とか本茶峠にも避難していたという情報がございましたので、そういった方々へは、職員が出向いて、もう解除になりましたよと、そういう情報は提供しておりますが、今後、やはり引き続きリンクした情報発信、またさらに強化するように努めてまいりたいと思います。

○10番（平岡 馨君）

今、課長がおっしゃいましたけど、例えば、今後防災無線、役場の防災無線、それからFMたつごう、海拔2メートルぐらいしかないですよ、ここはね。

それが津波が押し寄せてきたら、この第2次的な防災情報の発信する箇所も今後は考えていかないと、役場とFMたつごうがだめでしたらどこから情報を得るかわからない集落民がね、皆さんそう思います。

今後そういったことも考えて取り組んでいただきたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

平岡議員がおっしゃるとおりに、私どもも万が一庁舎が津波等を想定したことを考えました。

そうした場合にじゃあその場所はどこがいいかということで、今考えているのは、島育ち館のほうからも情報が発信できるような今、体制というのを考えているところでございます。

○10番（平岡 馨君）

島育ち館でしたら高台ですので安全でもあると思いますので、早急に対応していただきたいと思います。

次に、避難先の例えば体育館とか、高台場所、例えば、この付近でしたら養護学校とか避難されたと思います。

環境の問題、それと必要物資の不足や分配等の問題はなかったのか。

それと環境の問題につきましては、避難誘導、住民チェック、防寒、防雨、安全、トイレ、手洗い衛生、避難所避難解除の通達、感染等、必要物資に関しましては、必要物資の不足の分配等問題では、妊婦の方、子ども、外国人の方、高齢者やアレルギーをお持ちの方など様々な問題点が提起されたことと思います。

これらの対策も今後は必要だと思いますが、いかがお思いでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

今回の津波で、どうしても津波となりますと、警報から注意報まで、やはりどうしても早くてもやっぱり半日はかかるというのがわかりました。

また、今後も津波注意報になるまで長引く恐れもあるということで、今後いろいろな課題を研究していく必要はあると思います。

いろいろなご意見があると思いますので、そういったことなど関係機関と協力しながら、何らかの対策を講じてまいりたいと思います。

○10番（平岡 馨君）

そういった対策を早急に講じていただきたいと思います。

もう一つ、災害の状況を行政からも、先ほどつながりますけれども、随時SNS、今は皆さんSNSで発信されて見ていると思いますので、SNSで発信して相互理解を深めることも大事だと思います。

これもちょっと頭に入れておいてください。

次に、災害対策基本法、災害救助法、災害者生活再建支援法や災害弔慰金法などについても概要を広く町民に知ってもらう、先ほどのガイドにもあると思いますが、広報、常に広報、こういったものの広報を広く町民に知らせることも必要だと思いますが、いかが考えていますか。

○総務課長（岡江敏幸君）

やはり情報発信というのは一番必要だと思います。

やはり皆さん住民の方、避難された方々は、不安に思っておりますので、いろいろな角度からの情報発信というのも今後視野に入れてまいりたいと思います。

○10番（平岡 馨君）

ぜひそのようなこと、広範囲にわたって情報発信、いろいろな対策、対応を構築して進めていただきたいと思います。

この質問の最後に、11年前の東日本大震災においては、その中の教訓の中でありましたが、消防団の役割、この消防団の役割はどこまでの範囲の行動がそういう示されているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

まず、この前の地震、津波警報を踏まえてからの反省、まだ消防団も反省があるんですけど、また同じ消防団の中でもいつまで避難誘導を起こすのか、また自分たち消防団員も逃げるタイミングはどのタイミングとか、いろいろ反省が出ています。

私も消防団員、その1月16日未明の津波に関しましては、避難誘導を図ってくれ、してくれということをお願いしたいんですけど、今となっては反省している材料の一つとなっております。

と申しますのは、先ほどありました東日本大震災を踏まえて、教訓としまして、多

くの消防団員が命を落としております。

その消防団員の任務というのが、我々龍郷町ではちょっとなじみが薄いと思うんですけど、大きな水門閉鎖も大きな任務であったと思います。

それを踏まえまして、東北地方では、消防団員は水門は閉めなくていい、あえて閉めなくていい、余裕があったらできるとかあるんですが、我々それを踏まえまして、龍郷町も消防団退避ルールというのを平成25年に作成しているんですが、津波到達予測の気象庁の発表する30分前には退避しましょうというのが、一応マニュアルは作ったんですけど、その後、教訓を忘れてしまったりとか薄々になったとかありまして、今、私たち龍郷町のほうは、漠然とした対応しかない現状です。

それを今また防災のほうと津波退避指針というのが県のほうから具体的に出ていますので、それに則ってまた対応、対処を考えて、消防団員も町民も同じ命を守るという立場で対策を練っていきたいと考えております。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

要は、まとめますと、そういうマニュアルを今、策定中と思いますが。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

はい、そういうことでございます。

○10番（平岡 馨君）

そうですね、今まで東日本大震災のあとにマスコミ等を見てもみますと、やっぱり早く逃げると、やっぱり自分の団員の方も同じ人間ですので、自分の命は自分で守るということを重視しているということがわかってきましたので、そういったことをやっぱり徹底して、やはり水門を上げたり、ほかのもし余裕があれば、お年寄りやそういった方の避難をしていただいて、そういったマニュアルをちゃんと作成していただければ、消防団員の方も120数名、140名近い、安心してそういった場合に行動できると思いますので、徹底してしていただきたいと思います。

防災・減災対策を見える化し、地域のリスクや町内事業所特有のリスクを調査して、訓練の実施を計画書に盛り込むことで、具体的かつ継続的な行動や庁内文化の醸成のきっかけになると思いますので、早急な対策、対応、体制の周知を徹底して図っていただきたいと思います。

災害と防災については、以上で質問を終わります。

次に、2点目の商工業の振興についてですが、この質問も過去に関連する道の駅とか、同じような質問を幾度となくしております。

今回は島育ち産業館とどうくさあや館の再整備について、令和4年度の主要施策として施政方針にもありますけれども、若手職員のアイディアをベースに、既存施設の

有効活用も含めた効果的な在り方について、議論を重ねてまいりますとあります。

検討委員会を立ち上げ、施設整備計画を作成したいと考えておりますとありますが、説明できる範囲であれば具体的な内容をお聞かせください。

○企画観光課長（井 一馬君）

役場内の関係課で実行委員会を開いております。

委員としては10名ほどですが、内容として、今の島育ち館、どうくさあや館、これを複合施設とするべきなのか。

それに対して財政規模、どれぐらいの財源が必要なのか。

もし改修、リノベーションができるのであればどれぐらいでできるのか。

リノベーションで賄えるのか、今その両方を並行して進めているところでございます。

○10番（平岡 馨君）

そのイノベーション、リノベーションどっちですか。

イノベーションとリノベーションじゃ大きな差がありますので、はい。

リノベーションでしたら、「リ」、リノベーションね、できればイノベーションでも検討していただきたいんですけど。

検討委員会、検討委員会ずっと検討委員会をやっていますけど、何か同じような質問を私も何度もしていますが、全然進展が見られないように思いますが、副町長、手を上げていますが何か答弁できます。

○副町長（則 敏光君）

実は、令和2年の4月1日に公共施設検討委員会というのを立ち上げておりまして、委員長に副町長がなっております。

その委員会は、向こう30年間、町内164の施設、これは道路、橋りょう、農道とかそういうのは別にして、公共施設が164ありまして、総額で30年間で505億円の新築、改築、維持補修かかるという公共施設総合管理計画というのに基づいてその数字が出ております。

その中で、これをまずはこの4年間、町長が1期4年間で一番要望が高かったのが、島育ち館の改修と、もう一つはどうくさあや館の改修ということでありましたので、次の2期目については、この二つは何とかするというので、マニフェストにも掲げさせていただいております。

それを若手職員のドラゴンプロジェクトというのがあるんですが、そこで提言をいただいたのが複合化という考え方です。

二つの施設を一つに、どちらかに一つまとめて併設するという考え方です。

全体的な考え方としては、今のように複合化が一つ、もう一つは、解体して消滅さ

せるもの、もう一つは、先ほど申し上げましたリノベーション、同じ改築をするにしてもそれを公民連携（PPP・PFI）を検討する。

その四つの手法があります。

その中でいろんな提言をいただきながら進めていこうというのが、答弁者にも答弁にも出てきませんでした、基本は公共施設検討委員会という大きな組織が向こうずっと続いていきますので、その中で結論づけていきます。

具体的にはこの二つの施設については、まずは庁内で実行委員会をつくりまして、同時に答弁で申し上げましたとおり、4月から民間委員も含めた検討委員会を立ち上げるといって、また諮問して答申いただいて、公共施設検討委員会で結論づける。

その際に一番大事なのが財政シミュレーションです。

向こう30年間財政シミュレーションに則って、これがどの年度にどれぐらい事業費としてあてはまっていくのか、そういったのも連動させて検討しておりますので、検討委員会、検討委員会という話ばかりで大変恐縮ですが、30年間、164の施設の改修が必要ですので、いろいろと財政に密着した、地に足をつけた形で検討を進めておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（平岡 馨君）

私が聞こうとしたことを副町長は全部ね、答えていただきましたので、昨年、答弁では、最大の命題は単費であると。

財源ですよ、費用、単費であってはならないと。

いかに補助事業を誘導するか。

PPP・PFI、防衛省の民生安定事業、あるいは基地周辺整備事業など勉強をなさったんでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

財源の問題だと思っておりましたが、リノベーションというものをやる場合には、地方創生拠点整備事業、これは国庫補助で2分の1でございます。

建て替えとなりますと、かなり厳しいですが奄振事業というのを、交付金事業を考えております。

○10番（平岡 馨君）

そういった事業による予算も大変今後は苦勞なさると思いますが、ぜひこういったものを取り組んで、検討検討ばかりじゃなくて、進めていかないと、いつまでたっても、町長があと4年近く任期があっても全然進んでいません。

私はそう思っています。

町長何か言いたそうですけど、ないですか何か。

○町長（竹田泰典君）

今、大変厳しいお言葉で全然進んでいないというお話でありましたけれども、やはり私は、町民の皆さんといつも協働でやりたいということで進めているところがございます、まず内部でしっかりと論議をし、さらにその内部の中で固めたものを、町民を交えてそこに提供をして判断をしていただくということでございます。

先ほど来、お話がありましたように、決して進んでいないということではなくて、その都度都度その状況を勘案しながら進めているということでございます。

最終的には、財源の問題がどうなるかということになるだろうと思っておりますけれども、今、課長からお話がありましたように、私としては地方創生交付金を何とか勝ち取りたいな、充てたいなあと思っています。

奄振は12市町村いろいろお考えがあるわけでございます、一挙にということにはなかなかいきませんので、地方創生に手を上げて、そこで採択をしていただける方向に進めばなあと今、期待をしているところでございます。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

町長が前向きな発言をいただきましたが、その地方創生交付金、早急に手を上げて進めていけば、そう遠くない未来で進んでいくと思います。

そこで、そろそろこの複合施設もそうですけど、計画立案をしていただいて、この計画の青写真もそろそろ作ってもいいかなと思うんですけど、副町長、青写真とかはできていないんですかね。

○副町長（則 敏光君）

実は、その複合施設としての、まず若手職員のドラゴンプロジェクトが提言しました複合施設としてのパーツというんですかね、そういうのはできております。

これがそのままいけるとして、金額に見積もりましたら、解体も含めたら13億円かかるということになりますので、これが財政シミュレーションに今、乗っけてやりましたら、大変厳しい状況になるというのがわかりましたので、今、町長が話された地方創生拠点整備交付金、これをリノベーションでやりますので、通常補助金とか起債というのは改修にはつかないんですけれども、地方創生拠点整備交付金は改修も可能ということになりますので、そのあたりも併せて検討課題と、今この検討委員会の中にまた提言して議論していければと思っております。

○10番（平岡 馨君）

一つずつ検討しながら進んでいっていることと思いますので、ぜひ進めて、同じような質問をさせないように進めていただきたいと思います。

もう一つ関連質問ですけど、町長の施政方針にもありました温泉発掘調査、これね私、非常に良いことだと思うんですよ。

この温泉発掘調査、具体的な内容、例えば町内、どことは言えないと思いますので、いつごろから始めて、どのような今後は具体的な内容を進めていくのか、わかれば説明できる範囲で結構ですので教えてください。

○町長（竹田泰典君）

私は、この温泉の試掘という問題は、1期目の2年目に提言があるコンサルからございました。

奄美大島の中で一番出るであろうと予想される場所は、龍郷であるというお話をいただいているところですが、大和村が先行して法人がやっていますけれども、その状況を見ながら、まずは本当に出るのかということ想定し、早めに進めてまいりたいと思っています。

もしそういう方向性が定まりますと、また、あるいは進出企業、また自前でやるとかいろんな論議にまた発展していくものだろうと思っています。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

そうですね、予算と財源の確保も大変だろうと思いますが、もし温泉が出たとすると、町の活性化はもちろんですが、観光客の目玉にもなります。

集客増につながると思いますので、そこでは今度は外貨を稼ぐと。

町内は、龍郷町は通過型の町ではいけませんと、ずっと町長も何年も前からおっしゃっていますので、ぜひこの温泉発掘調査に早急に取り組んでいただいて、活力のあるまちづくりに、賑わいのあるまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

次に、社会体育の振興について。

社会体育の振興、グラウンド整備について、これも過去に幾度となく教育委員会とお話しています。

質問しております。

今回の施政方針の中では、社会体育の振興がほとんどなされていません。

たったの3行でした。

全然前向きな考えはないのでしょうか。

お答えをお願いします。

○教育長（碓山和宏君）

3行の中にたくさんの思いを込めたつもりなんですけど、伝わらなかったのでしょうか。とにかく、ここ2年間、コロナの関係で行事をするのができませんでした。

その間、赤徳中学校の女子が駅伝で初優勝、そしてまた、昨年度の大島地区の駅伝大会では、龍郷町の女子が優勝ということで、コロナでなかなか厳しい中でも競技力は向上をしております。

来年度から何とかコロナ感染対策をしながら、四大大行事を中心に競技を、スポーツ、体育、社会体育を推進していきたいと思っておりますし、そのためにやっぱり競技力向上もですけども、町民の親睦、それから健康増進、そういった面にも特に力をつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○10番（平岡 馨君）

コロナ禍でね、いろいろな事業が取りやめになったり、いろいろ教育関係も大変だろうと思ひますけれども、この第1回目の運動公園の実行委員会はまだ開かれたんですか。

今からですか。

運動公園。

○企画観光課長（井 一馬君）

3月の初旬でございますが、どうくさあや館、島育ち館含めまして、総合グラウンドの実行委員会も開いております。

○10番（平岡 馨君）

その開いた具体的な中身、お示しできますか。

○企画観光課長（井 一馬君）

中身といたしましては、実行委員会は先ほど町長の答弁でございましたように、4月の予算で計上して動きますということですが、中身としましては、これはドラゴンプロジェクトチームですかね、そこからも提言を受けております。

その中身としまして、形としてはできていますが、問題は土地ということで、土地を優先すべきだろうという議論になっております。

○10番（平岡 馨君）

今おっしゃられました土地が問題だと、一番の問題だと、毎回毎回それおっしゃっていますけど、先ほどの商業施設もそうですけど、検討委員会、検討委員会、これね、平成23年にね、龍郷町総合運動公園整備事業の作成をしているんですよ、これは前回も言いました。

同じことばかり聞いているんですよ、土地の確保、財源ね、一向に進んでいません。

なぜ進まないんですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

やはりこれほどの事業、規模となりますと財源、これ先ほども出ましたが財源シミュレーション、そこらへんの関係で、土地の確保ができれば施設の計画も一つずつできると。

土地を先に調べればという話でございますが、広範囲の土地となりますと、なかなか

かそのまとまった土地というのがなかなか難しい状況でございます。

○10番（平岡 馨君）

これ本当に土地の確保に向けて調査とかしているんですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

はい、直接土地所有者にはやっておりませんが、こっちのほうでは地籍がもう既に終わっていますので、相続人、そういうのを調べて、できるのかできないのか、これは難しいという判断のもとにいろいろと場所を選定しているところでございます。

○10番（平岡 馨君）

じゃあそういうことで少しは進んでいるということよろしいですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

おっしゃるとおり少しは進んでいますが、実現にといいましたら、やっぱり土地の完全な確保は必要と考えております。

○10番（平岡 馨君）

土地の確保もね、広大な土地があれば進めることができると思います。

龍郷町はあんまりこういった広大な土地がありません。

ここでね、私なりの意見ですけど、前回もう二度ほど言いましたけど、今の現グラウンドに、陸上グラウンドに、教育委員会局長が答弁では、ラバーを敷いて、200メートルトラックのラバーを敷いて、100メートルトラックにもラバーを敷いて、周りを内側と外側は芝生を敷くと、そういう構想もありますという答えを聞いていますので、調べました私は、何メートルとかいう、そういった考えも教育長ございません。

○企画観光課長（井 一馬君）

その答弁は多分私が教育委員会の局長のときに答えていると思いますが、ラバーというのは全天候型の計画はもちろんです。

全天候型にする予定ではございますが、もしその施工を先にいたしますと他の競技がなかなかできないと、そういうことから土地の確保を優先しているということですので、ご理解願いたいと思います。

○10番（平岡 馨君）

その前の局長も同じようなことを申しています。

はい、数年前に。

土地の確保が一番の問題ですよ。

ですので、それをまた今、少しずつ進めていて、そのラバーと芝生と並行しながら、サッカー、野球場もさっき言った土地の確保を進めていってください。

できますか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

陸上競技場の整備ということですが、先ほどからあります検討委員会、やっぱりそこが主流になってくると思います。

そちらの中で計画を練って、やっぱり必要ではないかなあと考えているところがあります。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

もうね、その答弁ね、聞き飽きました。

本音です本音、ずっと聞いています3回、4回、ここ9年、10年か、一向進んでいません。

ですので、里園局長がいる間に何とか進めてください。

よろしくお願いします。

グラウンドの件はね、もうそろそろ、財源の確保も一番大変だと思いますので、進めていただきたいです。

最後に、いつも、昨年度も言いましたけれども、冬季オリンピック・パラリンピック、今年の冬の冬季オリンピック・パラリンピック、見て多いに感動されたと思います。

昨年質問でも同じようなこと言いました。

スポーツにはね、不思議な力、魅力はあると思います。

伸び伸びとスポーツができる整備された環境の中でやられる達成感、満足感、友達との会話や楽しさを共有することが、不登校や引きこもりの解消になると思います。

そういった子どもたちも少なくなることでしょう。

将来の子どもたちのためにも社会体育の整備を早急に進めていただきたいと思います。

次に、最後の町政運営について再度お尋ねします。

町長が基本理念とする「歴史と文化をつむぎ未来へつなぐまちづくり」の実現に向けた新たなお気持ちは、長々と答弁ありましたが、「目配り」「気配り」「心配り」を基本理念として、「公平」「公正」な町政運営の実現と、計画行政を推し進めることが責務であると考えているとのことですが、町政運営にあたっては、もうちょっとスピード感を持って取り組んでいただき、活気あふれる元気で魅力あるまちづくりに、職員一丸となってリノベーションじゃなくてイノベーション、イノベーション的な考えを持って取り組んでいただきたいと思いますが、いかが思いますか。

○町長（竹田泰典君）

今、平岡議員から叱咤激励か、何ていうんですかね、奮起を促すかという観点からのご質問ですけども、決して遅れて後ろを向いた施策を進めているのではなくて、

しっかりと議論を重ねながら、将来に禍根を残さないような状況で進めてまいると、そういうことでございますから、しっかりと議会でも議論をし、また、町民の皆さんの意見も十分拝聴しながら、進めてまいりたいと思っています。

どうぞ今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いをしたいと思います。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

はい、叱咤激励ではありません。

町長の考えを聞いていただけでありましたので、ぜひ今後も今のような答弁の言葉を実行していただいて、職員一丸となって町政運営に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わりますけれども、3月議会は定年の月でございます。

この場におられる議会事務局長、備秀朗局長、隣晴美さん、松田初美さん、3名の退職者がおられます。

30周年、町政、行政に尽くしていただきましたことに心より感謝いたします。

お疲れさまでした。

今後も町民の皆様への協力や、後輩職員の皆様への指導、助言、よろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

平岡 馨君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時05分より再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊集院 巖君の一般質問を行ないます。

○7番（伊集院 巖君）

町民の皆様、おはようございます。

新型コロナ感染第6波は峠を越えたかのように見えますが、まだまだ安心はできません。

感染防止を徹底されてお過ごしください。

今月18日から第94回選抜高校野球大会が開催されます。

大島高校、二度目の甲子園出場、おめでとうございます。

本町からも選手並びにマネージャーが出場します。

大島高校の名を全国にとどろかせる活躍を期待しております。

また、先日、龍郷町青少年ミュージカル「KIKUJIRO」を鑑賞させていただきました。

児童生徒の熱演には感動を覚えました。

未来を担う龍郷町の子どもたちの活躍が大いに期待されるところでございます。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

一つ、荒波地区の活性化について。

二つ、観光振興について。

三つ、農業振興について。

以上の3項目について質問いたします。

まず、1項目め、荒波地区の活性化について。

1点目、荒波龍美館はオープンから3年目を迎えようとしております。

コロナ禍の中で厳しい経営を強いられていることだと思われま。

この施設は、荒波地区活性化に重要な役割を担っているものだと思っております。

龍美館の運営状況について伺います。

2点目、グラウンドゴルフ場の整備について。

竹田町政1期目の公約である嘉渡地区へのグラウンドゴルフ場の整備は、進展しておりません。

公約から5年を経過しようとしておりますが、この状況をどのように考えておられるのか伺います。

2項目め、観光振興について。

1点目、加世間峠の展望台について予算措置が講じられておりますが、着工の時期とその内容をお聞きいたします。

2点目、荒波地区の人気の観光スポットであるかがんばなトンネル「龍の目」が見える場所に駐車場がなく、高齢者の方や障がい者の方に不便を来しております。

龍の目の見える場所に駐車場を整備することができないかをお聞きいたします。

3点目、龍郷小浜地区に公園整備が進められております。

令和4年度整備される内容をお聞きします。

4点目、今年のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で、源氏と平家の物語が放映されております。

龍郷町には、平家伝説ゆかりの地、戸口「行盛神社」、安木屋場の「今井権現」があります。

この観光資源をPRするお考えはないかお聞きします。

3項目め、農業振興について。

基幹作物であるさとうきびの生産量は、ここ数年1,000トン台が続いております。

農家の高齢化、担い手不足などが大きな要因の一つだと思われま

す。さとうきび振興会を中心に各種奨励措置が講じられてはおりますが、なかなか増産につながっておりません。

本町の基幹作物であるさとうきび栽培を維持した地域農業振興をどのように進めていかれるのかをお聞きします。

以上、当局の答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

伊集院議員より3項目のご質問がありましたので、順次お答え申し上げます。

1項目の荒波地区の活性化について。

1点目の荒波龍美館の運営状況についてのご質問にお答え申し上げます。

荒波龍美館は、令和2年4月より一般社団法人E'more秋名を指定管理者として、一つ、住民や観光客の体験交流に関すること。

二つ目、地域の素材を生かした料理や加工品の開発、提供等。

三つ、観光交流の情報発信。

四つ目、移住相談窓口や空き家情報の発信等の業務を条件とし業務委託しているところでございます。

議員もご承知のとおり、奄美の飲食・宿泊店、商工業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その中でも先ほどの4点の業務は、今できる範囲で遂行しているものと判断しているところでございます。

運営状況について申しますと、コロナ禍で厳しい中ではございますが、指定管理料内で運営を行なっているという状況でございます。

次に、2点目の荒波地区におけるグラウンドゴルフ場整備についてのご質問にお答えいたします。

荒波地区へのグラウンドゴルフ場整備についてですが、議員もご存じのとおり、嘉渡地区において整備を行なうため、荒波地区活性化委員会を基に集落民の意見や土地所有者の同意等を進めてきたところでございますが、集落から候補地として上がってきた土地につきましては、一部境界が未確定で、相続人が多数おり、整備は難しいと考えております。

したがって、私の公約でありましたけれども、嘉渡地区ではちょっと厳しいのかなあという判断に至っているというところでございます。

次に、2点目の観光振興について。

1 点目の加世間峠の展望台整備時期と規模についてのご質問にお答え申し上げます。加世間峠の整備につきましては、令和 4 年度当初予算において、基本設計委託料として 300 万円を計上したところでございます。

規模としましては、展望所・駐車場・トイレ等を考えており、令和 5 年度に実施する予定にしております。

次に、2 点目のかがんばなトンネル「龍の目」が見える場所の駐車場整備についてのご質問にお答えいたします。

春分の日と秋分の日の時期になりますと、かがんばなトンネルに入る夕日の撮影等で、大勢の島民や観光客が訪れる人気の観光スポットと認識をしているところでございます。

実態としまして、路上駐車が多く、通行するドライバーや集落民、警察から、安全確保のため改善するよう要望がきているところでございます。

対策として、円集落の県道沿いの町営住宅敷地跡に臨時の駐車場を設け、路上駐車をしないよう注意喚起の看板を設置しているところでございます。

駐車場から観察ポイントまでは、少々歩かなければなりません、訪れる方々のご理解とご協力をお願いしたいと現時点では思っているところでございます。

ご質問の駐車場の整備の件でございますが、場所的に海と山に囲まれた場所であり、地元の方の話によると、山側は地盤が弱く崩れる可能性が高いと伺っているところでございます。

駐車場の設置は必要と考えていますので、県の協力等を仰ぎながら計画したいと考えているところでございます。

次に、3 点目の龍郷小浜公園の整備内容についてのご質問にお答え申し上げます。

今年度実施設計を終え、令和 4 年度に工事に着手するため、当初予算に 1 億 8,000 万円を計上したところでございます。

整備内容は、県道沿いの約 1,500㎡を県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、取付道路及び障がい者用スロープ・あづま屋・中央通路等を県が施工いたします。

山裾の約 2,300㎡を町が奄美群島振興交付金を活用して施工する予定となっております。

主な内容は、西郷隆盛・愛加那・菊次郎・菊草の銅像・あづま屋・ステージ・道路の一部と併せて、県が整備するところですが、その中に、トイレを県道沿いに建設いたしたいと今、計画をしているところでございます。

また、県施工箇所には町施工による遊具等を設置する計画ともなっております。

次に、4 点目の平家伝説を PR し観光客を呼び込んでほしいとのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘の素材のほかにも、多くのすばらしい観光素材があると自負しているところでございます。

しかし、現在、まだまだ「点」としての観光でしかありません。

平家伝説もその一つであり、今後、世界自然遺産奄美トレイル龍郷コースの中で、「線」として一体的な計画を模索しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3項目の農業振興について。

基幹作物であるさとうきび作を維持した地域農業振興策についてのご質問にお答えいたします。

本町のさとうきび作は、近年、農家戸数・面積ともに減少傾向が続いていますが、生産量は1,100トン台から1,200トン台を維持しており、反収は徐々に上昇傾向となっている状況でございます。

今後も高齢化によるさとうきびの離農者が増え、農家戸数はさらに減るものと予測されますが、離農される農家に代わり、経営を引き継ぐ地域の担い手への利用集積を推進するとともに、地域振興公社もその受け皿としての役割を担いながら、経営面積の拡大を図り、引き続き機械化による反収向上や増産回復の取り組みを強化させてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁を申し上げます。

○7番（伊集院 巖君）

それでは、荒波地区の活性化についてから再質問を行ないたいと思います。

この龍美館に四つの業務を委託されておりますけれども、この予算は幾らを予算支出しておりますか。

○企画観光課長（井 一馬君）

予算としては500万円の委託管理費の中で、この住民や観光客の体験交流に関することなどなど4項目ございますが、それを行なうという条件でございます。

○7番（伊集院 巖君）

委託管理費が確か500万円でありましたが、ではこの500万円の中にこの委託料も含まれているということで認識してよろしいわけですね。

ということで、そうであれば、この管理委託料の500万円の算出根拠と、その人件費が幾らとかそういう内容がわかればお願いいたします。

○企画観光課長（井 一馬君）

内訳ということでございますが、人件費が360万円、あとは必要な経費として、浄化槽管理委託料、浄化槽保守点検委託料、消防管理委託料、警備保障委託料などなどで、合計500万円となっております。

○7番（伊集院 巖君）

人件費360万円ということでしたが、これは1人分なのか、別にいろんなパートさんの分など含まれているのか。

○企画観光課長（井 一馬君）

交替制で行なっておりますが、平日8時間勤務が2名、5時間勤務が1名、土日になりますと8時間勤務が2名で5時間勤務が2名、合計4名の人員配置となっております。

○7番（伊集院 巖君）

今、龍美館において食堂経営をされていると思うんですけども、荒波食堂ですかね、名称が、この中で、年間の売り上げと、それと利用客数がわかればお願いします。

○企画観光課長（井 一馬君）

売上高ということですが、宿泊と食堂がございます。

宿泊で約99万円ほど、食堂のほうで売り上げとして440万円、宿泊のほうのニーズとしては、30名、これは泊数が2泊3日とかありますけど、利用者が30名ということでございます。

○7番（伊集院 巖君）

宿泊数、はい、わかりました。

この荒波食堂の売り上げは440万円でしたよね。

これで、先ほども説明いたしましたけれども、この年間の利用者数は把握はされていないのでしょうかね。

○企画観光課長（井 一馬君）

推定ではできますが、実際にはカウントはしておりません。

この売上高には弁当の代金が入っておりますので、1,200円が大体食堂の、食堂といますか食事の料金となっておりますので、4,000人ぐらい、単純に計算しますと4,000人ぐらいかなというような試算でございます。

○7番（伊集院 巖君）

単純に4,000人ということですがけれども、これ多分商売している人であれば把握することはできると思うんですよ。

なぜかといいますと、やっぱり自分の経営がどうなっているのか、そういった客単価が幾らなのか、売れ筋というか、その出している品目が少ないでしょうけれども、その付近まで分析をされるように、今後指導というんですかね、助言をしていただきたいと思います。

次に、この、以前も同様の質問をしておりますけれども、この食堂の売り上げの中で、そのパートさんの賃金と材料の仕入れ、そこらまで賄われておられますかね。

○企画観光課長（井 一馬君）

経営状況においては、年間四半期に分けて報告を受けているところでございます。

令和2年度の実績といたしましては、歳入歳出ほぼ五角と、ということは、かなり厳しい状況ではありますが、どうかこうにか運営は成り立っていると感じているところでございます。

○7番（伊集院 巖君）

先ほど経営状況の第1回目の回答の中で、厳しい中なんですけど、指定管理料の中で運営を行なっているとのことでしたけれども、この抽象的に、では前年度第1回目の決算ですか、これは赤字ではなかったということで理解してよろしいんでしょうかね。

○企画観光課長（井 一馬君）

そのように受け取っております。

○7番（伊集院 巖君）

それでは、前年度はかなり抽象的な指定管理料内で運営されていますということで、赤字ではないということで理解しますが、その中で、今年度は、先ほど四半期ごとに決算書をいただいているということですので、12月を締めておりますから、多分3月末はもう3カ月分をプラスマイナスすればある程度の数字が見えると思うんですよ。

どういうふうな決算状況になるかをお願いします。

○企画観光課長（井 一馬君）

推測ではございますが、令和2年度よりは少し売上幅が増えるのではないかと考えております。

今から、四半期ごとに委託金の125万円を4回に分けて歳出するわけですが、月々によっては、この流れからいったらマイナスになったりプラスになったりというような状況でございます。

○7番（伊集院 巖君）

数値的なものはきちっと出せないでしょうからお聞きいたしませんけれども、これまで聞いた感じなんですけど、経営にあんまり余裕がないと思われるんですよ。

その中で心配されるのが、キャッシュフローなんですけど、いわゆる資金の流れ、手元にはある程度決済資金がないと、やっぱり借り入れなどをしなければならない状況になると思うんですよ。

その中で一番心配してるこの指定管理料が高いか安いかわ、ちょっと私も判断できませんけれども、これを見直す必要性もあると思われちゃいますが、いかが思われますか。

○企画観光課長（井 一馬君）

現在コロナ禍ということもございまして、客数が少ないということもございまして。

多分今年、令和4年度当初から客数が増えますと、ある程度の見込みができると、そこまで判断してからその指定管理料、そこに関しても議論していきたいと、協議し

ていきたいと考えております。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

1回締めてみて、年度である程度半期ぐらいで見えてくると思いますので、そのときには柔軟に対応させていただきたいと思います。

先ほども経営内容をお聞きしましたがけれども、コロナ禍の中で、赤字を出さずによく頑張っていると思っております。

荒波地区の活性化はこの龍美館にかかっているといっても過言ではないと思っております。

地域の協力を得ながら、担当課においては、アフターコロナを見据えた支援策を講じていただいて、持続可能な施設にさせていただきたいと思います。

次に、荒波地区におけるグラウンドゴルフ場の整備について。

嘉渡地区で先ほどの答弁で、困難とのことをお聞きしたんですが、じゃあほかの地区で、例えば適した場所があれば整備するお考えはありますか。

○企画観光課長（井 一馬君）

要望等はございませんが、土地の所有権そういうことでバランスが取れば考えることもないと考えていますけれども、今のところそのような要望もございません。

○町長（竹田泰典君）

ちょっと課長のほうで相違した答弁がございましたけれども、ほかのところというところで要望をいただいているところですけども、本当に必要なのか、また、その土地がいかげなもんかということもございまして、若干調べた点もあるんですけども、やはりそのところも相続関係のことが厳しい状況にあると認識をしているわけですけども、まずは、その嘉渡という構想は、一応断念せざるを得ないだろうと思っておりますし、荒波地区の中で、活性化委員会から地区を指定して要望が上がってきていますけれども、まだ議論する必要があるのかなあと今、思っているところでございます。

以上で答弁にはなっているのかわかりませんが、嘉渡地区については断念せざるを得ないと。

新たな地区については、今ご協議を進めながら、意見を交換しながら進められるものであれば進めていくという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

町長、候補地は一つですか、二つですか。

候補地は一つ、要望が来ているのは。

○町長（竹田泰典君）

はい、一つです。

○7番（伊集院 巖君）

ちょっときついことを言わせていただきますと、やはり選挙公約1期目でしたよね。もう5年を経過しようとしているんですけども、あまりにも嘉渡地区にこだわりすぎて、なかなかそういう、町長の思いはわかるんですけど、嘉渡地区で荒波龍美館は秋幾、嘉渡ではグラウンドゴルフ場、そして安木屋場においてはシマアザミ試験栽培ということで、三本柱で走っていたとは思うんですよね。

だけどもうここ5年も経っているものですから、我々としては白紙なのだろうかというような思いもあったんですが、今、おっしゃったとおり、ほかの地区で適当な、適切な用地があれば整備をするお考えだということでお聞きしましたけれども、この活性化委員会から何か要望等は出ていませんか。

○企画観光課長（井 一馬君）

先ほどは失礼いたしました。

要望が出ておりましたのをつい忘れていました。

活性化委員会から要望が出ております。

場所は秋名でございます。

○7番（伊集院 巖君）

秋名地区においては、秋・幾においては龍美館もございしますが、一応秋名のほうから要望が出ているということを知りましたけれども、これについてはある程度要望が出た段階で進められる場所なのか、そこら付近までは調べてはいないでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

現在、登記情報を調べている途中でございます。

かなり所有権に対して相続人がかなり発生しているという状況でございます。

○7番（伊集院 巖君）

かなり荒波地区において本格的なグラウンドゴルフ場となれば、かなり難しく感じていますけれども、設置については。

町長の構想では、グラウンドゴルフ場の整備によって荒波地区の活性化が目的だったと思いますけれども、まずは地域の方の健康増進が主な目的だと思うんですよ、大事だと思うんです。

その中で、本格的なグラウンドゴルフ場が無理であれば、各集落にそれぞれで自主的に練習している場所があると思うんですよ、そこを整備をして、砂利などを取り除いて、できるなら芝なんか敷いてもらって、そんな感じで、そういうやり方で整備するような考え方はありませんか。

○町長（竹田泰典君）

今、できないのであれば、地域地域においてそういうグラウンドゴルフができることをできないかということでございますけれども、どうぞ頑張って集落の中でしっかり決めて、町と話し合いを進めていただきたいと思います。

例えて申し上げますと、これは瀬留の事例なんですけれども、県有地で、集落が県有地を無償で貸し付けて整備をしたと。

これは整備の在り方については、集落が2分の1を持ち、町が2分の1を支援する地域活力事業を使って整備をし、グラウンドゴルフを楽しんでいるという状況でございます。

また、ある戸口地区については、建設業の皆さんが平地にして、それを活用しているという状況ございまして、やり方はいろいろあると思います。

そういう状況があれば、ぜひ町と相談をしながら進めていければ支援できるものだろうと思います。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

かなりもう5年も経過しておりますので、皮肉じゃありませんが、多分厳しいと思います。

例えば、やはり集落から要望等あれば、そこは柔軟に対応していただいて、今、練習されている場所の整地なり、要望等を聞いて、今の事業があるのであれば、集落から2分の1ですか、そういった予算を活用しながら整備を進めていただきたいと思います。

この荒波地区活性化についての最後に質問として、内場地区は、黙っていても民間のほうで活性化が進んでいくと思われるんですけれども、この荒波地区の活性化の最後に質問といたしまして、荒波地区の活性化をするにおいては、以前からいろいろなところから、秋名から名瀬に向けてのトンネル化が一番、手っとり早いという言い方をしたらおかしいんですけれども、本格的に活性化をしようとするのであれば、これも重要な課題だと思うんですよね。

これは非常に難しい問題だと思うんですけれども、奄振予算なり、防衛のこの地域の整備、そういった予算が確保されるのであれば、これについても行政として早急に取り組む必要があると思うんですが、これが実現すれば、本町だけじゃなくて北大島全体の活性化にもつながっていくんだと考えられますけれども、どのような町長のお考えでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

大変大熊へのトンネル問題については、私も1期目からいろんな形で陳情を申し上げたということでございますけれども、なかなか実現にこぎつけてないということでございますけれども、今後は奄美市とも連携を取りながら進めていくということが最も大事なことだろうと思います。

まずもって、まず今、自衛隊と駐屯地があるわけですが、自衛隊の車両と島民、荒波地区の皆さんの車両が同じ道路を使っていると、安心・安全に最も厳しい問題があるんじゃないかという角度から、お話を再三申し上げているところでございます。

今後は、さらに奄美市とも連携を深めて、合同で取り組んでいくということにしたいと思っています。

ルートについては、これほどことことは決めていないんですけれども、まずは、取りあえず大熊にどうしてもトンネル欲しいということは申し上げておきたいと思えます。

そして、地域の活性化、さらには、ちょっと長くなりますけれども、私、龍美館いろんなものを荒波地区を整備を進めているところでございますけれども、何としても人の流れを西側にと、そういう思いでいろんな施策を展開しているということでご理解を賜ればと思っていますところでございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

この問題は大きな課題だと思っておりますので、奄美市との連携を取りながら、我々議会も一緒になって取り組んでいければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、観光振興について4点ほど質問しておりますけれども、1点目の加世間峠、300万円の設計予算が計上されております。

先ほどの答弁で事業内容をお聞きしましたので、これ展望台も令和5年度になるだろうということでしたが、完成も令和5年度で完成ということで理解してよろしいでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

財源の確保ということもございますが、計画としては5年度で、単年度で終了したいと考えているところでございます。

○7番（伊集院 巖君）

この事業はどういった事業を活用して、その補助率はいかほどでしょうかね。

○企画観光課長（井 一馬君）

計画としましては、魅力ある観光地づくり事業これは県が施行するもので、100%

県でやるという事業は一つございます。

もう一つ候補が上がっていますのが奄振事業、これが10分の6ということで、どちらかを該当になればと考えているところでございます。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

できて町の財源をあんまり出さない方向で、高率補助がある財源を使っていただきたいと思います。

次に、この加世間峠も龍郷町においても、本町においても人気の観光スポットになっております。

潮の満ち引きも関係するんですが、赤尾木東海岸のハートロックとこの加世間峠をスムーズに道路がつながれば、今でもカーナビで来てもうろうろうろその辺りレンタカーがまわって、私も聞いたことあるんですが、その真下の畑にある地主さんなどに「どこですか」ということで聞かれたりもしているんですよ。

そうであれば早めに今、整備を進めております浦赤尾木線の早期完成ですか、施政方針の中にもありましたけれども、「早期完成を目指して、重点的に予算を配分して整備を進めます」とありますので、これ、この完成時期、令和4年度で、来年度の新年度でできて完成すると受け取ってもよろしいでしょうかね。

○建設課長（勝元 隆君）

加世間峠の展望台、ここにアクセスする道路が町道浦赤尾木線でございますけれども、議員がおっしゃったように、浦赤尾木線の整備につきましては、先の委員会のほうでもちょっと説明させていただいたんですけれども、来年度は予算を重点配分しまして、令和4年度の完了を目指していきたいと思っております。

このあたりについては、また企画観光課のほうとも十分に連携を取りながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○7番（伊集院 巖君）

よろしく申し上げます。

この道路は国道を補完する機能も有していると思うんですよ。

またこの前の、先ほども災害で出たんですが、津波の、話によりますと、ここを避難された方もいらっしゃるらしくて、そういった観点からも早めの早期完成を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、円のかがんばんなトンネルの「龍の目」が見える駐車場、ここについても冒頭で述べましたけれども、高齢者の方、障がいを持たれた方がなかなか、車でそのまま直接見られたいという話も聞いておりますので、何とかその場所に駐車場を整備していただきたいんですけれども、この今、整備されている場所は、これ町で整備された

のか伺います。

○企画観光課長（井 一馬君）

これは県の観光課による整備事業で行なったということです。

これは多分魅力ある観光地づくりの一環として県は整備したのではないかと思っております。

○7番（伊集院 巖君）

であれば、先ほどもなんか100%で県がやられたそうですので、この先ほどから魅力ある観光地づくり事業ですか、これを県に対して要望いたして、実現をしていただきたいんですけども、先ほど来、前向きな回答をいただいておりますので、そういった方向で進めていただきたいと思います。

先ほども、繰り返しますけれども、観光地はバリアフリー化が進んでおりますので、この観光スポット、ユーチューブにもアップされておまして、全国的にも知られている場所で、時期的には先ほどもあったとおり、秋分の日と春分の日の短期間でございますけれども、ぜひ直接見える場所に障がい者の方も車で止めて、そういう夕日が沈む場所を見られるような形で整備していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

次に、龍郷小浜公園の整備内容について伺いますけど、これも先ほどで、1回目の答えでいろいろ出ておりますが、気になったのがステージを造られるそうなんですけど、イベント用の、これはどのようなステージなどが企画をされておりますか。

○企画観光課長（井 一馬君）

ステージですが、イベントの開催ということですかね。

はい。

想定しているのが西郷にかかわる記念事業と考えております。

一つは、西郷南州、この上陸記念祭とか、あとは島唄大会、そういうことも開催できるのではないかと。

あとは龍郷集落の近くであるということで、龍郷集落や志塾、西郷塾等の活用も考えているところでございます。

○7番（伊集院 巖君）

せっかく造られるステージですので、有効活用できるように各種イベントなど定期的に催すなどしまして、新たな観光スポットとして楽しみにしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、平家伝説をPRした観光客を呼び込んでということなので、冒頭でも述べましたけれども、NHKの大河ドラマ、視聴率のことはわかりませんが、見ておられる方は見ております。

当たり前のお話ですけれども。

歴史に興味のある方は、かなり今、ドラマの中で源氏が追いやられている状況なんですけれども、そのあとに大島のほう、喜界島から流れてきております。

今これをPRすることによって、新たな交流人口、観光客も増えるのではないかと、思っているのは質問なんですよね。

今、回答の中に、世界遺産奄美トレイルを龍郷コースを線として、一体的な計画を模索しているということで、前向きな回答をいただいておりますが、私の一案としてお聞きいたしましたんですが、この観光資源、これを荒波龍美館、これとの宿泊、これと結び付けて、そこからの移動手段を今、町で持っておりますeバイク、これを活用しながら、秋幾から安木屋場の今井権現ですか、さらには自然観察の森などあると思うんですが、西郷隆盛と菊次郎のゆかりの地として今、公園にされている、公園を整備されている場所とか、戸口の行盛神社、これを先ほどおっしゃったとおり点、これを線で結んでいただいて、勝手に思っているんですけれども、龍郷歴史探訪の旅などと称して、売り出すとか、そういう発想もおもしろいと思いますので、再度もう一度確認のためにお聞きします。

○企画観光課長（井 一馬君）

議員のおっしゃるとおり、私どもも今、ホテル関係、龍美館はもちろんですが、eバイクの活用を考えているところでございます。

大変素晴らしい計画になると思いますので、実践していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○7番（伊集院 巖君）

コロナの収束後には世界自然遺産の効果で、観光客、交流人口も増加が見込まれております。

龍郷町には、先ほど来、言っておりますとおり、観光スポットが多くあり、そういう中で資源もありますので、これらを点と点をつないで線にした観光振興を図っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、農業振興について伺います。

再質問をさせていただきます。

本町のさとうきびの今年度の生産見込みと、公社が作られている栽培面積と今度の収量見込みですか、それをお聞きします。

○農林水産課長（迫地政明君）

今期の生産の見込みというお話ですが、まず、今期はまだ数字は出ておりませんが、見込みとしまして1,200トンあまりの収穫量を見込んでおります。

そのうち公社の収穫量ということでございますが、きびにつきましては約90トン

見込んでございます。

○7番（伊集院 巖君）

わかりました。

1,200トン、若干これも上がっているなと思いますけれども、振興公社が90トンと
いうことですね。

この公社の面積は、ちょっとすみませんが収穫面積まで。

○農林水産課長（迫地政明君）

収穫面積につきましては、2町5反あまりを面積としております。

○7番（伊集院 巖君）

冒頭でもお話したんですが、なかなかこの生産量が上がらない理由の一つに、高齢
化で後継者、担い手がいないということなんですけれども、相当高齢化が進んでいる
と思われま。

わかればこのきび生産者の平均年齢がわかればちょっと教えていただきたいんです
が。

○農林水産課長（迫地政明君）

きびの農家戸数というのは年々減ってはいるところなんですけれども、農家戸数は
57戸ございまして、平均年齢は調べますと72.3歳となっております。

○7番（伊集院 巖君）

70歳を超えている平均年齢でありますね。

手元に担当からいただいた資料によりますと、65歳以上が40戸ですか、57戸のうち、
となっております。

かなり割合が70%を超えておりますが、この中で、多分新規就農なり後継者がいな
いと、また減り続けていく心配もありますけれども、10年前の平成24年ですか、これ
と比較した場合に農家で37戸、面積で34町歩、かなり減っております。

そこでお聞きしたいのが、公社が耕作放棄地を解消して、さとうきびを作っておら
れるんですが、先ほど聞きましたその面積251アール、これはほとんど耕作放棄地を
解消した畑だと思うことでよろしいですか。

はい、わかりました。

それでは、今、さとうきびは龍郷町の基幹作物になっておりますので、それで龍郷
町のさとうきび振興会でかなり中心にいろんな対策を講じられると思うんですが、確
認のためにですけれども、さとうきび振興会の事業内容なりをちょっとご説明いただ
きたいと思ひます。

○農林水産課長（迫地政明君）

さとうきび振興会の事業内容ということでございますが、助成内容はいろいろござ

いますが、詳細を説明していきますと、まず、チンチバックの一斉防除事業、これが面積分の薬剤を無償配布しております。

次に、ネズミの駆除対策事業、これにつきましては、薬剤1袋を全戸無償配布しております。

次に、生産振興技術普及事業というのがございまして、これは主にハリガネムシとかメイチュウなどの害虫駆除剤でございまして、1本ないしは1袋当たり1,000円から1,500円を助成しております。

次に、土づくり推進事業というのがございます。

これは土壌改良剤でございまして、1袋当たり400円から1,500円の助成を行なっております。

次に、土づくり生産回復事業というのがございます。

これは肥料の補助でございまして、1袋当たり500円から1,500円の助成を行なっております。

その中でも堆肥購入助成、これ1トン当たり4,000円、それから堆肥の散布助成、これにつきましては1トン当たり2,000円全額を助成しております。

そのほかにも優良種苗供給確保事業、それからイノシシ対策の事業、株出管理これはスクープを利用した作業助成でございしますが、こういった事業、あるいは、今回入れましたプラソイラー深耕作業、こういった助成事業なども行なっております。

最後に農業共済の加入促進事業というのもございまして、これは掛金の2分の1の助成を行なっているところです。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

事業内容をお聞きしたのは、これだけの事業をやってらっしゃるんですけども、なかなか増産につながってこないんですよね。

その理由を課長としてどう思われるのか。

○農林水産課長（迫地政明君）

助成はずっとやっているところでございますが、議員もずっとご指摘のとおり、これが常態化しているというところで、農家も料金を支払っているんじゃなくて、農協から自動的に引き落とされますので、そのあたりのところが、うまく活用が前に進んでいないところもあると思っております。

ただ、こういった事業については、町としましてもさとうきび振興会等で、面積の調査だとか申告、そういったものを通じて、随時この助成の周知を図っておりますので、そのあたりは今後とも粘り強く助成の内容を説明していきたいと思っております。

○7番（伊集院 巖君）

わかりました。

これだけの助成をしております。

これも、やはり他の農家にも知らしめる、推進をされて、新たな新規農家の掘り起こしも必要だと思うんですけども、この中で、ハーベスタの収穫量を採算ベースの収穫量を聞いてみますと、700トンないとかなり経営が厳しいということなんですね。

龍郷町には2台のハーベスタが稼働しております、せめて、やはり今は1,200トン前後でしょうけれども、1,500トンに向けて取り組みをしていただきたいと思います。

さとうきび産業は裾野が広い産業ですので、さとうきび以外の農家に対しても先ほど言いましたけれども、振興会の事業内容を知らしめるなどをして、同じことを言いますけれども、新規農家の掘り起こしをして、さとうきび産業を守っていただきたいと思います。

少しちょっとさとうきびから離れるんですが、公社で作られるかぼちゃの栽培面積と収量を再度お聞きします。

○農林水産課長（迫地政明君）

かぼちゃも昨年、早熟、これは公社の見込みということでございますが、かぼちゃの早期早熟収穫面積が50アールで、出荷量が3トン、それから抑制収穫の面積が25アールということで、収穫量は約1.3トンとなっております。

○7番（伊集院 巖君）

かぼちゃ、これは公社で栽培されているんですが、公社の研修生、これも話によりますとかぼちゃを作られておりますけれども、この研修生の中で、さとうきび栽培をされている方はおりますかね。

○農林水産課長（迫地政明君）

公社のほうで栽培されている方が3名、それから、それに携わっている会計年度任用職員もやっております、4名やっているということになります。

さとうきびですか、さとうきびもそれほどやっております。

○7番（伊集院 巖君）

またさとうきびに戻るんですけども、さとうきび農家の高齢化、担い手不足、かなり進んでおりまして、なかなか新規農家が増えない理由の一つに、価格の問題もあると思うんですね。

その中で、交付金、価格を上げる、この陳情活動も必要だと思うんですが、町長、どう思われますか。

○町長（竹田泰典君）

この件については、農政関係の国の機関が来るときに、たびたび陳情を申し上げて

いるというのが事実でございます。

ぜひ1トン当たりの単価が上がることによって、収益が農家に残る金が増えるという仕組みになっていますから、しっかりとそのあたりも活動を展開してまいりたいと思っていますところでございます。

どうか今後とも、公社は私の公約の中でも第一番だと思っているところでございます。

公社がなければ龍郷の農業はどうなっていくのだろうかということで、そういう期待もありまして、高齢化の中で高齢者の皆さんは管理をやっていだけ、そのあとの労力を使うのは公社がやっていくという形でつくり上げていければ、持続可能な農業振興ができるんじゃないかという思いで今、進めているところでございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

公社が龍郷町の農業を牽引していることは事実だと思います。

その中で、今現在、公社の中で研修生として何名かの方が実践をしながら働いておられますけれども、例えば、期間契約はされていないと思うんですが、例えば、研修生としての修了後、例えば、今、公社が栽培されているさとうきび畑をそのまま引き継いで、研修生にそこを引き継いで栽培していただける、そういうような体制づくりというのは考えておられるのか、お聞きします。

そしてまた、これをするによりまして、今、さとうきびも現在作っております。

なのでかぼちゃとさとうきびの複合経営、これで専業農家、研修生が農業を生業としていける専業農家の育成もできると思うんですけれども、このことについて課長の意見をお聞きします。

○農林水産課長（迫地政明君）

公社の研修生へ土地を提供できないかということでございますけれども、現在公社のほうで土地の貸し付けを受けているところについては、所有者との契約が3年以上ということになっておりますので、そのタイミングで引き継げるものは、意欲ある研修生に引き継いでいこうと、それによって担い手の育成にもつながっていくだろうと考えております。

この研修生につきましては、今後また公募もまた行ないながら、広く町民にも募集をしまして、農業の担い手、そういったものを確保していきたいと考えております。

○町長（竹田泰典君）

課長から答弁がありましたように、その作業員の15日体制というのが、15日は公社のほうで技術指導を受ける、経験を積むと、そして生活というんですか、お金を生活する分だけのものは確保して、あとの15日については、しっかりと自分の農場で、圃

場で作物を作るということで、ある年度がきたらそこをまた今おっしゃる方向で、新規就農者を増やしていくという制度でございまして、これをしっかりと町民の皆さんに十分説明をしながら、公社の在り方、考え方というものを今後周知する必要があると思っていますところでございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

そういうことで研修生がスムーズに専業で食べていけるような、あとの面倒までもみていただきたいと思います。

地域振興公社も農業主体にやっております。

これは今、龍郷町の農業の牽引役となっておりますので、さらにこの取り組みを強化していただいて、さとうきび栽培の増産、そして反収アップ、栽培面積の拡大を図っていただいて、持続可能なさとうきび産業を維持して、地域農業の振興を図っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

伊集院 巖君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後1時10分より再開します。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時10分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

田畑 浩君の一般質問を行ないます。

○9番（田畑 浩君）

町民の皆さん、こんにちは。

連日テレビ放送の中で、ロシアの侵攻を受けているウクライナの惨状が報道されています。

病院や学校、住居などへの無差別的な攻撃、地下に避難する病気の子どもたち、亡くなってしまった我が子をだいて泣き叫ぶ母親、戦うためにウクライナに残り、父親との分かれに泣き怒る子ども、不自由な身体で支えられながら必死に避難するお年寄り、何の罪もない人々に起こっているあまりにも理不尽な出来事に怒りを覚えます。

また胸が締めつけられる思いです。

先日、自衛隊の奄美駐屯地瀬戸内分屯地の3周年記念行事があり、訓練で模擬弾の

音が想像以上に大きかったのですが、ウクライナではそれ以上の爆音が昼夜を問わず鳴り響いて、恐怖にさらされていると思うと、なお一層身につまされる思いでした。

一刻も早く戦争が終結することを願います。

また、国内では、コロナウイルスがまだ収まりません。

町内においても昨日3名確認され、まだ油断できない状況が続いています。

このような暗いニュースの多い中、明るいうれしいニュースもありました。

大島高校野球部が自力での甲子園出場を決め、22日には初戦を迎えます。

みんなで熱く応援しましょう。

また、3月12、13日には、龍郷町青少年ミュージカル「KIKUJIRO」が上演され、たくさんの感動をもらいました。

もっとたくさんの人たちに見てもらいたいと強く思いました。

感動をありがとうございました。

それでは先に提出した通告書に基づき、質問に入ります。

まず、1番目に水産振興について。

1点目、現在、製氷機施設の大規模改修工事が行なわれていますが、今後の運営管理についてどのようになっているか、質問をします。

2点目に、漁業集落事業が今年度をもって終わりますが、今後についてどのようになるか質問します。

2番目に、防災について。

1点目、ヘリポートの設置は考えがないか質問をします。

2点目、災害時の対応について質問いたします。

以上で1回目の質問とします。

○町長（竹田泰典君）

田畑議員から2項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の水産振興について。

1点目の製氷機施設の運営管理についてのご質問にお答えをいたします。

龍郷漁港番屋地区の製氷機施設の改修につきましては、老朽化が著しく、漁業者からの強い要望もあり、町が事業主体として奄振事業により本年度整備を進めてまいりました。

既に工事は完成し、4月からの本格稼働に向けて準備を整えているところでございます。

今後の製氷機施設の管理運営については、施設の利用目的を効果的かつ効率的に達成するため、同敷地内に事務所がある奄美漁業協同組合が管理を行なうのが適当と判断されることから、基本協定に基づく指定管理委託を令和4年度から5年更新で行な

うこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の漁業集落の今後についてのご質問にお答えいたします。

離島漁業再生支援交付金事業における漁業集落活動につきましては、平成17年度に活動を開始して以来、これまで種苗放流や藻場造成、密漁監視等と自主的な海洋保全活動を継続的に実施してまいりました。

しかしながら、ここ数年国や県から、長年にわたる事業実績の効果や適用要件について疑義が生じ、指摘を受けているところでございます。

漁業者との協議により、現行制度上での本事業での漁業集落活動の継続は困難との決定に至り、やむなく来年度の事業実施を見送る結果となりました。

今後の動向については、事業主体である漁業集落の方針によるものであり、現状では不透明な状況でございます。

本町としましても、これまでの本事業での実績を鑑みても、水産業の振興には漁業集落活動が欠かせないものと考えており、漁業者の自主活動を含めた新たな体制での漁業集落活動の展開に期待をしたいと思っております。

次に、2項目の防災について。

1点目のヘリポート設置についてのご質問にお答えいたします。

ヘリポート設置につきましては、現在専用施設としては設けてございませんが、ドクターヘリの場外離着陸場として、町内の小中学校グラウンドや港湾・漁港など19カ所を登録しておるところでございます。

ヘリコプターの規格によっては、離着陸可能な一定基準を満たす要件と、国土交通省の許可が必要となりますので、要望がありましたら場所選定など、協力をいただきながら関係機関と協議を進めたいと考えているところでございます。

次に、2点目の災害時の対応についてのご質問にお答えいたします。

本町は、台風や集中豪雨及び季節風等による災害を幾度となく経験し、近年では平成22年・23年と相次ぐ集中豪雨により甚大な被害を受けました。

また、いつ何時発生するか予想のつかないのが地震対策で、南太平洋のトンガ諸島付近で発生した大規模な火山噴火に伴う潮位の変動で、気象庁は1月16日未明に奄美群島とトカラ列島に津波警報を発表し、携帯電話の緊急メールや防災行政無線による避難の呼びかけで、多くの町民が避難をしたところでございます。

この教訓を生かし、より一層の防災対策に努めるため、町域にかかる災害発生時には、それぞれの関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害防災対策、災害応急対策及び災害復旧対策など、関係防災機関との連携を図ってまいります。

また、防災対策会議などを毎年度開催し、改善すべきところは改善していくなど、適切な対策を講じてまいりたいと思います。

ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁を申し上げます。

○9番（田畑 浩君）

それでは、それぞれ項目ごとにまた質問をしていきたいと思えます。

まず、水産振興の一番最初の製氷機施設についてを質問しますが、結構今まで使っている間、長い期間使っていますけど、修理がすごく回数が多かったような気がしますけど、その修理をしなけりばならなかつた故障の原因とかは、どういったのが考えられるかわかればお願いします。

○農林水産課長（迫地政明君）

製氷機の故障の原因はということですが、前の施設では、当初、同じようにカードによる利用をしておつたんですけども、これが組合員以外にもカードが使い回されたということもありまして、機械操作を熟知していない方が、雑といいますか、荒い使用を行なつていたようでございます。

そういったことで故障が頻発したということで、今度はカード使用をやめて、操作室に鍵をかけたということなんですけど、この鍵をまた今度はスペアキーが出回るようになりまして、これによって組合員以外の方だけでなく、町外の方まで鍵を持つようになったという、こういった人為的な不正使用によって故障が頻発したと聞き及んでございます。

○9番（田畑 浩君）

それでしたら、やっぱりその使い方のマナーなんですよね。

今度の機械もそのまま、今、改修している機械も以前の機械と全く同じものですよ。

どうですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

今回も前回と同じカード方式になるんですけども、今回はカードごとに個人データというのが出てきます。

こういった個人データを一括管理できるようになりますので、誰がいつどの量購入したかというのも毎日データで送られるようになっておりますので、その点で不正使用を極力防止できるのではないかと考えております。

○9番（田畑 浩君）

やっぱりその不正使用というのが、今までの故障の原因だつたと思うんですけど、じゃあこれからそういう不正使用をされた方がでた場合は、その人に対しては何か考えているんでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

不正使用を極力抑えることが一番大事だと考えておりますので、これは使用管理を行なう漁協のほうにも、このあたりの適正な利用のほうを推進していきたいと考えております。

○9番（田畑 浩君）

やっぱりそのカードの不正使用とか、そういう鍵とかいろんな問題が、以前は製氷機の使用をするのに、土日も、夜の夜間も職員がいない時間帯も使えたんですね。

それが一つの原因でもあったはずなんですけど、今回はその販売時間とかそういうのは、必ず悪用というか、不正使用につながるの、これは、今回はどういうふうに考えていますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

販売の利用時間につきましては、適正使用の観点から、漁協の職員が勤務している時間内のみとさせていただきたいと思っております。

○9番（田畑 浩君）

職員のその勤務時間内だけということでは、町の行事とか集落行事とかがあったときは、事前に買うようにということでもよろしいですね。

○農林水産課長（迫地政明君）

集落の各種行事とか、町の主催のイベントなどがあると思いますけど、議員がおっしゃったとおり、勤務時間内ということですので、事前に購入をしていただきたいと思います。

○9番（田畑 浩君）

漁協のほうとしても職員の方の勤務時間を、行事が、どうしても集落の行事とか町の学校の行事とかは土日に多く行なわれるので、それに合わせた職員の勤務時間も変えられるものは極力変えていくつもりではいるんですけど、やっぱりどうしてもこの使い方の周知を、町だよりとかそういったのにも入れて、この氷の価格なんかもそういうのを出して、町民への徹底をしてほしいんですが、それはどうでしょう。

○農林水産課長（迫地政明君）

氷代につきましては、広報紙等でも周知していきたいと考えておりますけれども、価格部分につきましては、漁協の本所とも交渉が終わっておりまして、正組合員が今までどおりキロ15円、準組合員がキロ20円、一般者はキロ40円となっております。

カードの使用については、正組合員と準組合員のみということで、一般の方は現金で購入していただくということになっておりますが、これは10キロ以上からの購入となっております。

それから、先ほど申し上げました各種行事、集落ごとの行事がございますが、また集落のほうにもカードを配布しまして、これも料金については、準組合員と同じキロ

20円に設定したいと考えております。

それから、不正防止の試みといいますか、防止についてなんですけれども、これは利用する漁業者のモラルの問題もありますので、施設管理を行なう漁協のほうへも使用管理の徹底と、それから、漁業者への適正な利用の啓蒙、また、説明といいますか、使用の方法等も説明をしたいと思っておりますので、そういった機会を捉えて、利用の啓蒙を行なっていきたいと考えています。

○議長（前田豊成君）

迫地課長に聞きたいんですが、そのカードの不正使用、そのスペアキーの出回った原因とはどこにあるんですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

これは以前、施設を管理していた、漁協のほうで管理しているわけですから、そのあたりがいつのまにか野ざらしといいますか、組合員同士であればいいんですけど、組合員以外の人へ渡したりとか、そういうことがあったと聞いております。

○議長（前田豊成君）

その管理者に問題があるという認識でいいんですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

管理者にも当然責任はあるんでしょうけれども。

○議長（前田豊成君）

漁業組合が管理者ですよ。

○農林水産課長（迫地政明君）

漁協のほうです。

○議長（前田豊成君）

また同じところに管理をするわけですよ。

○農林水産課長（迫地政明君）

そこは今後は徹底して、ないようにということでお願いしたいと思っております。

○9番（田畑 浩君）

その管理の在り方なんですけど、漁協のほうとしては、ちゃんとやっていたはずなんです。

組合員のもっている方が、ちょっとカードを自分のカードを使ったら安くなるからというあれで、隣近所の人なんかに行って、そしたらその人たちが買いに行って操作ミスを起こしてなんですよ。

だから、そして、土日、職員がいない時間も、沖から帰ってくる漁船の皆さん方は、職員の勤務時間内に帰れない、だから、そういう方には、じゃあせっかく大量に捕ってきた魚に対して、氷が足りなくて次の日まで置いとくと値段が崩れるので、鮮度を

保つために帰ってきて夜、氷をたしたい、そういう人たちへ配慮するために、鍵がいつのまにか出回ったようです。

なので、もう二度とこういうのがないようにしないといけないなあと。

また、組合のほうでも、ちゃんとそういうのは徹底するつもりではありますけど。

○議長（前田豊成君）

逆に、これは組合員のこっちは管理を全部任せている中で、じゃあ田畑議員の質問は、どういう罰則が設けられるかでいいですか。

○9番（田畑 浩君）

はい。

○議長（前田豊成君）

迫地課長に答えてもらうのは。

○農林水産課長（迫地政明君）

これは使用管理を行なう漁協のほうへお任せをしたいと。

これによって使い方によっては、老朽化というのも早まってきますので、当然そういった氷代もこの次の建て替えに向けて、漁業のほうでもしっかり取らないといけないものです。

次の建て替えのときには当然負担等も出てきますので、そういったことも含めて漁協のほうにもお願いしていきたいと思っています。

○9番（田畑 浩君）

はい、わかりました。

漁協のほうでもいろいろ皆さんと相談をしたいと思います。

次に、漁業集落の今後についてをちょっと質問したいんですが、漁業集落の事業の中に藻場造成事業が、これは最初からずっとやっているんですけど、この藻場造成、これが、この漁業集落がなくなることで、この藻場造成事業は今後どうなるんでしょうか。

この藻場造成というのは、今から20年ぐらい前までは、龍郷町内の海岸域はホンダワラがたくさんありました。

ちょうど今の時期はホンダワラがたくさんあって、そのホンダワラにアオリイカ、ミズイカ、卵を産みにきて、それを皆さん釣ったりいろいろしていた大事な海の環境です。

この藻場造成が十何年前にはじめた当時、奄美群島でホンダワラが残っていたのは、龍郷町と瀬戸内の一部でした。

ほかの市町村には全然なくて、とにかくこの今残っている母藻を何とかして全体に広げようということで、少ない予算の中で一生懸命やって、いまだにその母藻は確保

できています。

そして、龍郷から母藻を分けた徳之島、徳之島漁協のほうでは母藻が広がり始めています。

これは、この漁業集落の予算の中で、限られた予算の中でずっと継続してきたからこそ、今、昔からある藻場がほんのちょっとではありますが残っております。

これが、この事業が止まってしまうと、今後この藻場造成の今やっている事業は、これはどうなるのでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

今回、漁業集落活動というのが来年度もうできなくなるということで、特に藻場造成につきましてもこれまでの公開、そういったものもコツコツとやってきているところですので、これがなくなるというのは、非常に漁場の環境の悪化というのが非常に心配されるわけですが、これも含めて漁業集落活動というのを、もう一度漁業者の皆さんで話し合いを行なっていただいて、何とか復活をお願いしたいと私どもも考えているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

○9番（田畑 浩君）

この事業は、これともう一つ、珊瑚再生事業、これもどうしてもやっていかないと、以前この龍郷湾には、瀬留の下とか屋入、浜千鳥の下付近には、珊瑚、枝珊瑚の群生地帯がたくさんありました。

赤徳小中学校の下、芦徳集落の下にもたくさんの珊瑚群生地帯がありました。

そこにはコウイカとかいろんな魚の種苗がいて、卵を産んだり、隠れ家だったりいろいろして海の環境を守ってきました。

これが年々なくなってきた、今、珊瑚再生事業はダイビング組合の皆さんがコツコツコツコツやっていますが、なかなか前に進みません。

それどころか珊瑚再生事業で新しく植え付ける量より、失われていく量のほうが多いです。

失われていく量の中には、ウミガメに食べられてしまって枯れているところもたくさんこの龍郷町内にはあります。

ウミガメが悪いわけじゃありません。

ウミガメが食べるエサがなくなったからです。

だからウミガメが珊瑚を食べたり海藻を食べたり、今、昔、町長もご存じだと思いますけど、瀬留の下にはシルナ、方言でシルナ、ユミガタオゴノリの自生地がたくさんありました。

瀬留から本龍郷にかけて。

今、向こうでシルナが生えることは漁協は確認しております。

だけど伸びないんです。

カメが全部先を食べてしまって伸びない。

珊瑚再生と藻場造成というのは、やっぱりウミガメにとってもエサであり、珊瑚はエサじゃありませんけど、そういった意味でもどうしても継続して行って、母藻があるうちに奄美全体に広げたいという思いが強いのですが、町長、どう思われますか。

○町長（竹田泰典君）

大変厳しい内容のお話で、海焼けていうんでしょうかね、海岸焼けていうんでしょうか、藻場がどんどんどん失われているということは、私も職員時代から携わった私でございまして、珊瑚再生事業を導入してきたのも私のところだったんですけど、なかなかそれもうまくいかない。

しかし、この漁業集落における会員の皆さんにそのあたりの認識を深めていただくことが大事だろうと、行政がやるだけではなくて、漁業集落、従事している皆さんがその気にならないとどうにもならないという状況でありますから、そして、それが固まり、龍郷ではそういうものを各市町村に増やしていくということにしなければならぬと思っていますので、何らかの、財源的な問題になりますけれども、そこらあたりも調査をしながら、できるだけこの漁業再生、漁業集落事業は、持続されるべき事業ではないかと思っています。

これをやめることによって、水産業の振興が若干県・国の信頼を損なうのかなあと、私は心配を持っていますけれども、まず会員の皆さんがその気になっていただかないと、どうにもならないという状況にあるということで答弁とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○9番（田畑 浩君）

今回のこの事業の撤退に関しては、やっぱり国や県のいろんな条件が、長年やっているのと複雑化してきたのもありますけど、やっぱり藻場造成とか珊瑚再生事業とかやっていることに対して、所得につながらない、結果が出ない、これは出るわけないですよ、まだ規模が小さすぎるんで。

これを大規模にやったときに初めて元の龍郷の海に戻って、珊瑚もたくさん増え、そして藻場が元通りに戻っていけば、それは所得向上にもつながるでしょうけど、今の段階ではそこまでは行ってない。

また、県や国の所得向上につなげてほしいという思いはわかるのだけれども、とにかくそこまで海の環境が悪くなっているという実態もわかってもらわないと、漁業者も一生懸命やっているのに、それをちゃんと認めてもらえないとなると、漁業者もちょっとやる気をなしていくんじゃないかなと思います。

この全体の漁業集落全体の予算は幾らですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

予算につきましては、令和3年度でいきますと702万6,000円、国が2分の1、県が4分の1以内、町が約4分の1となっております。

○9番（田畑 浩君）

全体で1,000万円もいかない予算の中でいろんなことをやっています。

藻場造成、珊瑚再生、密漁監視、種苗放流、魚食普及、イカシバ、サメ駆除、これ金額がそれに見合っと思えますか。

副町長。

○副町長（則 敏光君）

700万円の4分の3が国・県ということで、事業としては、補助事業としては4分の3の高率がありますが、事業母体、それから事業内容については、額的にはそんなに大きくないと認識しております。

○9番（田畑 浩君）

午前中の農業の伊集院議員の質問の中に、いろいろ補助金の項目がたくさん出て、農業はいいなあとちょっと皮肉を感じたところですけど、今、龍郷と一緒にって一生懸命やっている徳之島漁協、向こうもここから持って行った母藻が広がり始めて、今、一番大事なときを迎えています。

そして、瀬戸内漁協のほうも龍郷から持って行ったので良い結果を出しはじめています。

皆さん言うのが、これをやったから即、収入に、所得につながるわけじゃないけど、これをやっていたからまだ今が保たれている。

例えば密漁監視なんかもそうですよね。

前は、今、密漁監視もこの事業の中でやっていますが、やり始めのころは、他市町村からウニを獲りに夜昼関係なしに来ました。

タコを獲りに来ました。

中には強面のお兄さんなんかと海岸で一悶着あったこともあります。

だけど今は、龍郷の海域は監視員がいて、ちょっと簡単には入れないよねというので、あまり密漁をしているのを見ません。

でも油断するとすぐ入ってきます。

そういった意味でもこの密漁監視なんかもそれなりの結果が出て、龍郷が結果を出して、そしてそれがほかの市町村にも広がって、今、ほかの市町村も密漁監視と藻場、こういったのには一生懸命になってやっていますが、これが完全になくなるととんでもない影響が出そうです。

この事業そのものがなくなった場合の影響はどういうふうに捉えていますか。
町長。

○町長（竹田泰典君）

今、田畑議員がご意見を申し上げているとおり、そう思っています。

先ほど来も申し上げているとおり、当事者の漁業集落の会員の皆さん、また漁業をしている皆さんの認識が甘い、そういうことを言っただけではいかんのでしょうか、協議というんでしょうかね、認識というものが欠落しているのかなあと私は思っています。

今、私はどうしてもこの漁業集落は持続させてほしいということをお願いをしたんですけれども、漁業者の皆さんが、このような状態じゃどうしても無理だというお話でございましたから、私も断念したわけですけれども、規模を小さくしてでも漁業集落は私は持続すべきだと、そして、そういう同調できる人たちを次々増やしていくということが、漁業の振興につながっていくだろうと思います。

何度も申し上げますけれども、これをやめることによって水産業の国・県の支援がなかなか厳しくなることは目に見えてあると思っています。

どうか今日聞いている漁業にかかわる皆さんも認識をいまひとつ新たにして、漁業集落を続けられる方向で、今年は一応断念ということのようなんですけれども、来年度から再び復活するような形をお願いをしたいと思っていますところがございます。

なんか答弁になりませんが、行政は指導をしたりいろいろなことに参加をさせていただきますけれども、また研修会を持ったりするんですけど、なかなか集まりが悪いとかいろんなものがあります。

それを集められるような方向も今後は模索しなければならない問題だろうと思っていますところがございます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

町長あれですか、漁業者との協議により事業を断念ということですか。

○町長（竹田泰典君）

我が行政としては、私、担当課長にも担当職員にも、何としても規模を小さくしてもやりなさいという指示でありましたけれども、漁業集落側から、どうしてもできないということであがったということで、私ども行政としても断念をせざるを得なくなったということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○9番（田畑 浩君）

今、町長がお話しされた漁業者の話し合いの中で、この件に関しては、国や県が即、

所得につながった証拠を出しなさいというのが一番の原点なんですよ。

でも、そこまで上がるだけの、所得を上げるだけの藻場が復活したり、イカシバが、珊瑚が再生したり、もう一つは、シラヒゲウニの種苗放流をずっとやっています。

この種苗も親となるシラヒゲウニが、県のほうから奄美群島に提供してくださいということがあって、奄美全体で親を探したんです。

いたのは瀬戸内町と龍郷町だけで、それも200個、これを基に県のほうで試験場で再生して、奄美群島に今、2、3,000個ずつ大体配っています。

龍郷も種苗放流してちゃんと追跡もやっています。

いまだに龍郷は残っています。

だけどこれを公表するとそこを全部やられるので、捕られるので言いませんけど、何とか今、保っている状態なんですよ。

奄美の種苗生産、種苗放流、龍郷の種苗放流、2,000個そこらです。

内地のほうでいろんな種苗放流するときに、一つの種類に対して一つの川、一つの海に対して放流するときに、何万尾です。

国は、そういったところにはすごい規模の大きなやり方をして、龍郷とか奄美には1,000個、2,000個、これで所得につながったでしょう。

所得にちゃんと上がった証拠を提示しなさいとか、そんなことを言われたんじゃあ、これはちょっと組合員の皆さんもやる気をなくしますよ。

密漁監視をやったから、それだけ解禁のときに量をたくさん獲れるとか、そんな状況でもない。

だけど守らなければ、指導して密漁者を防がないと龍郷の海が守れない、そういう思いで皆さんやっています。

一番わかりやすいのがナマコ、龍郷湾にはナマコがたくさんいたおかげで、龍郷湾の土壌が浄化されて、きれいな水が保たれています。

そのナマコが4、5年前からすごい密漁に遭って大変でした。

それを漁協のほうで、漁業権の中にうたって、密漁はとにかくさせないということで、それを監視してまわったのも漁業者の皆さんが監視して、今は獲らせていません。

少しずつ回復兆しにありますけど、これ1年や2年で簡単に元に戻る状況じゃないので、やっぱりこれ続けることが大事だと思う。

そのためにこの予算がなくなってしまってみんなの戦意喪失につながるようではよくないと思います。

どうかこの予算を町のほうでも少しみて、もっと町の持ち出しを出してもらえるような方向で考えてもらえないでしょうか。

町長。

○町長（竹田泰典君）

大変切実な思い、漁師の皆さんの資源の保存ということで、それぞれの活躍をしているということは私も認めているところですが、今後それをすぐどうするということはちょっと今日答弁は差し控えてもらいたいですけれども、いずれにしても国・県のやっているその支援事業というものを、我々としては活用してほしいと。

確かに収入が上がらない、上がる問題は、これはどの漁業集落でも同じだろうと思っています。

瀬戸内は若干、瀬戸内、宇検というのは、養殖漁業がありますから、その関係で収入が上がっていくでしょうけれども、本当に一本釣り漁業の中で、収入が目に見えて上がるというのは、なかなか厳しい問題があるだろうと思います。

ただ、その認定の仕方、国が指摘をしているその内容等も、もう一度分析をしながら進めていかなければならないとされているところですが、ここのこの場で私の今、思っている考えを述べていいのかどうかわかりませんが、これは漁業組合との関連がありまして、漁業組合には年間90日以上ですか、漁に着かないといけない、そして年間20万円以上の収益を上げないと正組合にはなれないという、なんかそういう条項があるんじゃないですか。

その関係もかかわっていて、大体うちの漁業集落の会員の皆さんが、大体申告が20万円で全部なされていると。

それから、ずっと積み重なってこないじゃないかという指摘だろうと思うんですが、そのときには、やはり裏付けとなるものが漁協のそれだけでは足りずに、税の申告がどうなっているかということもあるようです。

だからそのあたりも分析しながら、今後の対応をしていくと、ちょっとこういうところで言っているのかどうかわかりませんが、そういう悩みもあるようです。

そう考えますと、漁業で収益を上げると言っているのは、なかなか厳しい問題があるだろうと思います。

所得把握の問題もありますでしょうし、そのあたりのそれぞれの部署での問題があるだろうと思いますので、今後また一つずつ解決を図りながら進めていくということにさせていただきたいと思います。

以上です。

それから、新しく町単独でということは、ちょっと即答は検討をさせてもらうということで止めさせていただきたいと思います。

○9番（田畑 浩君）

はい、わかりました。

龍郷町の海は、さっきから何回も言っていますけど藻場、唯一藻場が残っているの

が龍郷町の海です。

そして、ウニも残っているのも唯一龍郷町だけです。

龍郷と瀬戸内だけです。

何とか必死に守ってきているこの海には、龍郷町のシンボルでもあります龍、タツノオトシゴ、これもちょうと必死に頑張っているんです。

これこそ海藻の中で育ってきた龍郷の代表する海の生き物です。

これも去年、実際に龍郷の湾でいるのをちゃんと確認しています。

これだけきれいな海をこれ以上、これから子や孫の代にも残すためには、やっぱり藻場とか種苗放流とか、そういったのをちゃんとして、環境さえ守っておけば、あとは将来子や孫がまたいろんな産業を興すかもしれませんので、ぜひ水産振興を決して忘れずに町長、頑張ってください。

それでは、次の防災のほうに入ります。

ヘリポートの設置のことについてなんですけど、去年、防災訓練がありました。

そのときに芦徳の港を使った海難救助をやりたいという、防衛庁かな、自衛隊、連絡が来ました。

しかし、その芦徳の港は船がたくさん浮かんでいるうえに下の砂が、砂利がたくさんあって、ここに以前ドクターヘリが降りたときに、その小石が飛び散って船に傷つけたりとか、大きな損傷にまではならなかったんだけど、そういったことがあって、ここに自衛隊のヘリコプターが来たんじゃない状況になるなあとということで、ちょっと遠慮してもらったんですよ。

それを考えると、やっぱり普段からヘリポートの設備はしないと、今、赤徳の学校にドクターヘリが来ると、その都度消防の車が来て散水して降りていますよね。

これも大変だと思うんです。

それで、どこかやっぱり決めたところに、できるところから要望があればやるとさっき言っていますが、そういったところはできないのか、ヘリポートを今、指定はされていますけど、どこにもまだきれいなのはないですよ。

これは誰が。

ヘリポートがきれいにできているところがあるのか。

指定されている場所があります。

赤徳の学校とかそういったところ、ちゃんとしたところがありますか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

お答えします。

ドクターヘリポートというのは町内にはございません。

ヘリポートはございません。

今、町内で19カ所先ほど町長答弁しましたが、これはドクターヘリのランデブーポイントを19カ所、公園とかじゃないんですけど、施設をお借りして、ドクターヘリが医者を乗せて医療行為を行なって、緊急を要する患者さんを医療施設に運ぶというのが、推薦して指定されたのが19カ所、ドクターヘリのランデブーポイントと呼ばれている施設です。

ヘリのヘリポートはございません。

以上です。

○総務課長（岡江敏幸君）

専用のヘリポート離着場ということのご質問でございますが、確かにヘリコプターの離着場につきましては、やはり災害時の救助、それから救護活動、緊急物資の輸送等によるヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するためには、田畑議員がおっしゃるヘリコプターの離着場というのは必要ということは認識はしております。

今、地域防災計画というのがございまして、その地域防災計画の中では、臨時のヘリコプター離着場というところで、龍郷の中央グラウンドを今、選定はしております。

また、今後、本当の専用が必要かどうかとか、また隣には奄美空港もございまして、また奄美警備隊のほうにはちゃんとしたヘリコプター離着場はできるところもございまして、今後、必要性など協議をしながら、関係機関とは協議をさせていただきたいと思っております。

○9番（田畑 浩君）

町長の答弁の中に、要望がありましたら場所設定など国土交通省の許可が必要となりますとあるので、やっぱり全箇所をいきなり片っ端からあたるんじゃないなくて、やっぱりできそうなところを次々、1カ所でもいいので整備していかないと、いつまで経っても一緒じゃないんですか。

例えば、赤徳、芦徳港、私の思いなんですけど、芦徳港なんかは、場所ちょっと広いので、一部をドクターヘリであったり、災害時のヘリコプターの降りる場所、そういうのをちゃんと整備しておけば、名瀬のドクターヘリが普段止まっているところを見ると、そんな大きな設備はないですよ。

コンクリートに円形の字で表記されて、周りに電線とかがなかったらいいですよ。

今から整備していかないと、毎回毎回ドクターヘリが飛ぶために消防の車が行く、水をまく、それでも細かい砂利なんか飛散する、これはちょっと時代に合わないんじゃないですか。

奄美市ではそういうちゃんとヘリポートがありますよね。

あれを見て、できそうなところから町内も整備していく必要があると思っておりますが、

どうでしょう。

○総務課長（岡江敏幸君）

田畑議員からは、要望ということでございまして、田畑議員が要望している箇所があれば、それを関係機関と協議したいということでの答弁をさせていただいたところではございますけれども、やはりヘリコプターというのは、離着場がなくても、機動性があるのが、吊り上げとか吊り下げによって物資の提供とか、そういったすごいめりっともございます。

そしてまた、ヘリコプターの離着場が必要となれば、やはりどうしても40メートル四方のそういった整備をしないとということにもなりますので、また、田畑議員が必要のあるところの場所については、また今後一緒になって協議させていただきたいと思えます。

○9番（田畑 浩君）

私はさっきから芦徳港を出していますけどねえ、今やらないと本当に大変な状態になると思えますよ。

芦徳の港に船たくさんとまっています。

そして、普段土日になりますとダイビングで車が来ます。

たくさん。

そこにヘリコプターが緊急で来た場合に、砂利なんか飛んだりして車を傷つけたりとかしたらどうにもならないんですよ。

だから、それを普段からなくすために舗装したり、ちょっとここはドクターヘリコプターが何かの災害のときに使うから、ここには車は立入禁止ですよという、そういったのをするだけでいいと思うんですよ。

私は要望として芦徳港を要望しときます。

○建設課長（勝元 隆君）

田畑議員から、芦徳港ということで選定ということなんですけれども、今、芦徳港は、ランデブーポイントとしては一応選定されているんですけれども、多分ヘリポートとドクターヘリのランデブーポイントの規格というか、そういうのがちょっとわからないんですけれども、同じぐらいの規模であれば、議員がおっしゃるように、その区間だけをアスファルト舗装するとか、そういったことは可能であるかと思えますけれども、今後また検討というか、調査をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

要望があったということで、検討をするということでいいですか。

○建設課長（勝元 隆君）

はい。

○9番（田畑 浩君）

ぜひお願いします。

それでは、防災訓練、災害時の対応についてですが、この前、海底火山の津波の警報で、夜中に大騒ぎをしましたけど、そのときに訓練では大島養護学校のほうに、赤尾木の半分は大島養護学校のほうに避難したんですけど、そのときに、夜中にもかかわらず、大島養護学校の校長先生をはじめ先生方が対応していただいて、体育館を開けたり、トイレの場所に誘導して、お年寄りを誘導したりとかして本当に助かりました。

この場を借りてお礼を言いたいです。

そしてもう一つそのときに、やっぱり冬の夜中だったので、お年寄りたちはほとんどが眠っているときに急に起こされて避難をして、体育館の中とかで時間を過ごして、急に体温が下がったもんだから体調を壊された方が何人かいたようです。

そういったこともあるので、災害のときの備蓄品、大島養護学校とか、そういったところにも前もって準備、場所を借りてコンテナ1基ぐらいを置いて、その中に道具を入れとくというのやらなければいけないのじゃないかなあと。

夏は、台風は前もってわかります。

津波は全然わかりません。

竜巻もわかりません。

だから、そういった災害のいろんな災害が今あります。

水害だったり台風だったり津波だったり、いろいろあるので、そのときそのときに応じた備蓄を、町内1、2カ所じゃなくて、やっぱり校区ごとにどこか振り分けて置いてとくというのも大事じゃないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

今回、大島養護学校のほうに約30名の方が避難していただきました。

昨年、大島養護学校と避難時の協定を結びまして、本当にスムーズに学校の先生方が避難をしていただいたことに、本当に感謝を申し上げたいと思います。

その備蓄の件でございますが、備蓄につきましては、各集会場のほうには整備が終わりましたけれども、おっしゃるとおり、やっぱり学校にもこういった備蓄必要というのを感じました。

また、学校側でそういったストックされる場所があるかどうか、そういったのもまた大島養護学校とも話しながら、ストックができるようであれば、今後こういったストックもまたやっていきたいと考えております。

○9番（田畑 浩君）

ぜひいろいろな学校、龍南中学校であったり、円小学校であったり、ちょっと高台が、そういったところにも備蓄をしとかないと、ほとんどの公民館が低いところにあります。

津波が来たらもうどうにもなりません。

なので、やっぱりこの前のトンガの避難のときの状況をしっかり勉強して、今後につなげてください。

一番いいのは何の災害もないことが一番大事です。

でも、あると思って準備しておかないと大変なことになりますので、よろしく願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

田畑 浩君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

2時15分より再開いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時15分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

長谷場洋一郎君の一般質問を行ないます。

○2番（長谷場洋一郎君）

改めまして、町民の皆様、こんにちは。

先に提出いたしました一般質問通告書に沿って、私からの質問を始めます。

いずれも竹田町長の令和4年度施政方針に関連しておりますので、町政の重要施策と認識しております。

最初の質問は、施政方針の「快適な生活環境でゆとりあるまちづくり」、この中から、交通安全対策についてであります。

本町は国道58号線を有し、交通量も多い中、児童生徒の通学路としても利用されています。

児童生徒を交通事故から守るための事故防止策についてお示してください。

次に、防災体制の強化と整備についてであります。本年1月16日未明に津波警報が発生され、多くの町民が避難を余儀なくされました。

津波発生時の対応について、どう取り組んでいくのかをお示してください。

次に、施政方針の「地域資源を生かした産業を創造するまちづくり」、この中から、

本町の観光施策としての取り組みについてであります。世界自然遺産に登録され、注目される中、奄美自然観察の森を奄美群島国立公園ビジターセンターとしてリニューアルオープンするとありますが、どういう経過で進んでいくのか、スケジュールをお示してください。

また、町おこしのきっかけとして、温泉発掘調査に取り組むとありますが、その詳細についてもご説明をお願いします。

次に、一般社団法人龍郷町地域振興公社による農業振興についてであります。

令和2年9月から耕作放棄地対策に取り組んでいると認識していますが、これまでの実績と公社の運営、管理の現状についてご報告ください。

以上が1回目の質問です。

答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

長谷場議員から4項目の質問事項がございますので、順次お答えをいたします。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

そういう中で、2項目の防災体制の整備について。

津波発生時の取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

1月15日に南太平洋のトンガ諸島付近で起きた海底火山噴火の影響で、通常地震津波とは違う警報発表でございました。

奄美への津波警報は、警報発令時の状況では、津波の高さ予想3メートルで、既に到着済みであり、小湊漁港では1.2メートルの潮位上昇が観察されたというところでございました。

今回の津波警報につきましては、夜中の突然の警報の中、警察、消防など関係機関が連携をして、避難の呼びかけや避難者の支援を実施したほか、各集落で地域で助け合う「共助」が行なわれ、多くの町民が高台など安全な場所へ避難いたしており、幸い津波による被害はなかったところでございます。

ご質問の津波発生時の取り組みについてでございますが、零時15分に気象庁から津波警報が発令され、直ちに携帯電話の緊急メールや防災行政無線により高台への避難指示と同時に災害対策本部を設置いたしました。

加えて防災行政無線による高台への安全な場所への避難広報を4回実施し、その後情報もないままでしたので、避難解除に時間を要することを想定し、一部避難所を午前3時に開設をいたしたところでございます。

また、午前6時の満潮時刻の前に、海に近づかないよう広報を実施いたしました。

午前7時30分に津波警報が解除され津波注意報へ切り替わったことを受け避難指示を解除し、防災行政無線、ラジオにて津波注意報解除になるまでは、引き続き海に近

づかないよう広報を実施いたしました。

その後、対策本部会議にて、情報共有及び被害状況の確認指示を行ない、各消防分団から被害なしと報告を受けましたので、災害対策本部から情報連絡体制へ移行しております。

その後、10時30分に情報連絡体制を解散したところでございます。

次に、3項目の観光振興について。

奄美自然観察の森と温泉発掘についてのご質問にお答えをいたします。

奄美自然観察の森は、平成29年度から5年間の長期にわたる整備を行ない、今年度事業完成となります。

主な整備内容は、森の館・展望デッキ・野鳥観察小屋・園路工などの改修・建設を行ない、事業総額約5億3,000万円で整備いたしました。

道路改良事業として、園内を縦断しています町道本茶安木屋場線の改良工事が行なわれており、森の館前の一部区間の完成を機に、オープンセレモニーを計画しているところでございます。

今後の取り組みとしては、奄美観察の森管理運営検討会を行なっており、使用料等の徴収・活用方法・指定管理の有無について検討をしてまいる所存でございます。

温泉発掘についてのご質問ですが、令和4年度当初予算において1,000万円の予算を計上したところでございます。

まずは、温泉源探査業務として電磁探査の調査を行ないます。

調査結果により地下構造が推測できたあかつきには深度予測が可能となることから、概算事業費等も算出でき今後活用方法についても検討できるものと考えているところでございます。

次に、4項目の地域振興公社について。

実績と運営管理についてのご質問にお答えをいたします。

本町地域振興公社は、一昨年9月に設立して以来、これまで約5ヘクタールの耕作放棄地の解消を行なっており、現在4.3ヘクタールのさとうきびと60アールのかぼちゃを栽培しております。

今期初出荷となるさとうきびについては、2.5ヘクタールの収穫を迎え、出荷実績はでておりませんが、かぼちゃについては昨年の早熟・抑制の収穫面積が合計で60アール、出荷販売額は約97万円となりました。

さらに機械の受託作業による収入は73件で102万円となっており、今後農家への周知も進み、多くの利用が見込まれております。

運営管理については、毎月行なわれる月例報告会において、収支状況と業務進捗状況の把握により、経営指導や業務改善に努めていますが、今後さらに規模拡大が見込

まれ、経営の透明性が一層求められることから、外部監査を導入し、町民にもわかりやすい公正で効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次の交通安全については、教育委員会から、教育長から答弁をしてもらいます。
以上です。

○教育長（碓山和宏君）

1 項目の交通安全対策について。

「国道58号線での児童生徒通学時の事故防止対策」についての質問にお答えします。
通学路の安全につきましては、国道、県道、町道等を年度当初に関係機関合同で点検を行ない、危険箇所の改善等を協議する会議を開催しております。

大勝小学校近く of 国道においても、横断歩道が消えかかっている箇所の改善を要望し、現在改善されております。

本年も通学路の点検を行ない、改善が必要と思われる箇所については、関係機関に改善を要望していきたいと考えているところです。

また、各学校においても年間を通した安全教育による「安全な登下校」などの指導を行なって、事故防止に努めております。

今後も学校や地域と一緒にあって、子どもたちの安全・安心に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○2番（長谷場洋一郎君）

それでは、児童生徒の通学路の事故防止対策について改めてお伺いします。

国道を通学路として利用する児童生徒は、赤徳小中学校、龍南中学校、大勝小学校の3校だと認識していますが、それぞれ何名在籍していますか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

児童生徒数ですが、令和3年4月1日時点で、赤徳小中学校138名、龍南中学校が113名、大勝小学校で127名となっております。

○2番（長谷場洋一郎君）

その中で小学校低学年、1年～3年ですかね、それと新入生の予定、来年度、新年度のをお答えください。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

低学年とのことですが、ちょっとこちらでまだ資料ができておりませんので、新入生の数については、赤徳小中学校で29名、龍南中学校で44名、大勝小学校では28名です。

また後ほど低学年の数についてはお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○2番（長谷場洋一郎君）

それで、その子どもらの児童生徒の通学路、国道、その中で、現在把握している危険箇所、それをお答えください。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

危険箇所とのお話ですが、大勝小学校管内、危険箇所という考えといたしますか、要改善箇所ということで、旧林業試験場前の歩道が一部設置されていない場所がございます。

そちらが要改善場所ではないかと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

1カ所でいいんですね。

施政方針の中で、スクールガードリーダーの廃止とありますが、これがどういうものなのか示してください。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

スクールガードリーダー、町内の校区を龍瀬校区・赤徳校区で1カ所、戸口・大勝校区、龍郷・円・秋名校区に分けて、登下校の時間帯に各学校周辺から集落方面に向けて巡回見守りを1名お願いしてございまして、年間50回ほどお願い、実施しております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

それは各地域に何名ずついるんですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

すみません、1人お願いしてございまして、そのお一人の方が各校区ごとに、月1回から2回程度まわっていただくようにしております。

○2番（長谷場洋一郎君）

あとで質問しますが、本茶トンネルから赤尾木まで国道ですね。

横断歩道があると思うんですよ。

横断歩道の数とか種類とか、信号とか、そういうのをわかっていたら、把握をしていたらお答えください。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

国道上の横断歩道の数ですが、赤尾木の空港三差路から本茶トンネルまでの間に、横断歩道が約14カ所、それから信号機が7カ所、私のほうでは確認できているものです。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

それとは別に58号線の交通量の推移を調べてみました。

これは国のほうが調べているんですけど、5年に1回、場所は元林業指導所の前の信号になります。

平成17年、平成22年、平成27年と調べております。

24時間の台数と昼間の台数、昼間の台数というのは、朝の7時から夕方7時までです。

割合的には昼間の割合が80%、8割が朝の7時から夜の7時まで通っているところ

です。
平成12年に総台数が1万1,657台、平成22年には1万1,724台、これは67台増えています。

平成22年から27年には1,223台増えているんですよ。

対17年に比べれば1,290台、1,300台、1日の交通量の車がこれだけ増えているということ

です。
その8割が昼間と負っています。

やっぱり一番多いのは通勤時、子どもの通学する時間帯と重なります。

これからも人口は増えてきます。

5年後ですから令和3年に調べてありますが、この結果というのは令和5年に出

てきます。
これも必ず、かなり増えていると思います。

今、まーさん市場からビッグツリー、あそこの7時、朝と通勤時のときには混雑を

しています。
目に見えて混雑していますから、かなりの量が増えているんじゃないかと思

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

先ほども申し上げましたが、通学路の点検、それによりまして、令和2年度に大勝

小学校の入り口の国道、改善要望がありましたので、信号機の設置及び横断歩道の改

修、横断歩道の線の引き直しなどをお願いはしたところなので、要望はしてあります。

○2番（長谷場洋一郎君）

その中で、まだ実施ができていないのは、横断歩道の引き直しにとどまっているところ

です。
以上です。
信号の要望はしているんですね。

これに関連してなんですけど、龍南中学校、赤徳小中学校、養護学校の希望の星学

園もありますけど、あの前に手押し信号があるんですよ、子どもが渡るために、これは子どもの安全のために付けていると思うんですけど、先ほどお話したように、国道の大勝小学校が、最短距離の所には信号がありません。

ですから、その信号を要望しようと思ったんですけど、要望してあるんであったら早めに取り付けてほしいと思います。

ご存じのように空港へ向かって右側のほうに、この前できたマンションと前できたマンション2棟あります。

もう1棟できますから45世帯ぐらいの新しい入居者が増えます。

ですから、今現在が向こうへ渡る子どもは3名です。

本茶のトンネルの出口から赤尾木の白百合の寮に行くまでは、右側にずっと歩道があるんですよ、ちょっと段差もあって。

左側に関しては途中途中切れていますね。

役場からは屋入トンネルの先までありません。

ですから、どうしても渡らなきゃいけないという事情がでてきますから、今、大勝小学校の前を渡る大勝小学校の生徒は3名です。

来年度も3名です。

ただ、マンションが増えてくればかなり人が増えてきます。

もともと大勝小学校の信号というのは、旧国道、今の国道ができる前に大勝本茶線が国道であった時代には、あそこにちゃんと信号があったんですよ。

今、事情が違いますから、これだけ車の台数が増えてきて、安全が脅かされていますので、ぜひしっかりと要望してほしいと思います。

信号の件に関しましてはですね。

それと、先ほどおっしゃいました大勝小学校の通路を確保するというのは、営林署の信号を曲がったところですかね、河俣さんのあの辺の話ですかね。

そうですか。

これを把握していたら、もう20年来あそこは通路がなかったんですよ。

荒れていて確保できていなかったんです。

それを集落の方やその管理をしている方、その方からの許可をもらって通路を整備しました。

ボランティアの方も来ていただき今、できていると思っておりますが、それを見ました。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

申し訳ございませんが、まだ確認はしておりません。

○2番（長谷場洋一郎君）

確認してください。

よくね、町長が、民間でできるものは民間がと言います。

今回は、さっき申しましたように、土地管理者と住民の協力で歩道の整備をやりました。

側溝もしました。

あとは行政があの間はガードレールがないんですよ。

それを設置してください。

どうですか町長。

○建設課長（勝元 隆君）

長谷場議員から今、ご指摘があった現場ですけれども、旧営林署跡信号機がありま
すけれども、そこから大勝小学校に向かって約200メートルのところだと思います。

内カーブになっていまして、その区間だけガードパイプが設置されていないと。

私も集落のほうで歩道を整備をしていた現場を一応確認はしております。

延長的には30メートルぐらいでありますので、道路敷にガードパイプを早急に、で
きれば今年度予算をみてですけれども、予算がなければ来年度早々にでも設置したい
と考えておりますので、ご理解を願います。

○2番（長谷場洋一郎君）

住みたくなるまち、住んでよいまち、子どもたちの命を守るためにも、危険な箇所
を少なくするのは、安心安全なまちづくりを目指す施策だと思いますので、それを目
指してください。

この質問は終わります。

○議長（前田豊成君）

ちょっとまってください、碓山教育長から。

○教育長（碓山和宏君）

すみません、先ほど国道を通っている大勝小と赤徳小の低学年の児童数ということ
ですが、大勝小が約40名、赤徳小学校が低学年、約30名ということになっております。

○2番（長谷場洋一郎君）

では次の質問です。

防災体制についてであります。

ちょっと消防団員の目線からちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、消
防団員は、住民の生命、財産を守るという崇高な使命があり、火災や風水害による被
害を軽減するための訓練とか、情報の共有は日頃から取り組んでいます。

町長はよくご存じですが。

しかし、地震等に伴う津波被害、災害については徹底しておりません。

本年1月16日に発令された津波警報では、迅速な対応が行動が取れず、消防活動として多くの課題が生じています。

2011年に発生した東日本大震災、そのときに津波が発生しまして、岩手県、宮城県、福島の東北三県、消防職員が27名、消防団員が254名犠牲になっています。

住民の生命、財産を守るとともに消防団員の生命を守ることも大事だと思っております。

午前中の答弁で、逃げる、先に優先して逃げるということも町長が答えておりましたが、いくつか質問をしたいと思いますが、午前中も水門があるのかなのか。

東北のほうでは、水門があって、水門を閉めに行くために犠牲になった方もたくさんいます。

本町に水門があるのか、もし水門があったらどういう対応をしているのかお答えください。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

お答えします。

まず、1月16日の消防団対応ですけど、迅速な対応がなかったということもあったんですけど、一応91名本町の消防団員も活動されて、避難誘導にあたりたりしているのは申し添えておきます。

それで水門ですけど、東北でいう水門という概念はこの龍郷町にはなくて、ちょっと建設課にお尋ねしたんですけど、防潮ゲートというのが町内には3カ所ございます。

そしてあとは適宜浜に乗り降り、昇降するときの落としぶたですかね、木製の、それが適宜配置するような状況です。

だから水門という概念はございません。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

せっかくですから、署長のほうから、津波警報と大津波警報、多分今度の津波があったときに、住民の方もその警報の意味、津波警報と大津波警報、そこらへんのご説明をお願いします。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

津波警報と大津波警報は、津波警報は1メートル、気象庁の発表になるんですけど、1メートル以上から3メートル未満の津波が予想されるときは津波警報、3メートルを超える予想をされるときは大津波警報というのが気象庁の発表になっております。

以上です。

津波警報だったら海岸、海辺、川沿いにいる方は、すぐさま避難しなさい。

大津波警報は、警報もすぐさま高台に避難しなさい。

大津波警報も、もちろん高台に避難しなさいというのが気象庁からの発表になります。

○2番（長谷場洋一郎君）

今に関して、各地域で30分ルールとか20分ルールとか、そういうのが決まってる、あると思いますが、そこらへんの説明も、30分ルール、20分ルール。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

午前中、平岡議員からもご質問があり、平岡議員に要約させてもらったんですけど、東日本大震災を踏まえまして、消防団が多数犠牲になったものですから、気象庁の発表する津波到達予想時刻の30分前には、すべて消防団の活動を取りやめて、到達予測の30分前には活動をやめて避難、消防団自体も、自身も命を守る行動をとって避難してくださいということになります。

その後、具体的な指針が出まして、鹿児島県地震災害予防調査報告書や津波避難計画策定指針とか出まして、具体的に各市町村で津波避難計画を策定し、津波対策に生かすということが示されております。

その中には、津波到達予想時刻の設定とか、あとは限られた時間内での消防団活動の明確化、退避ルール、時間を設定しなさいとかございます。

今回の、まだそこまで私のほうも事務的にまだ計画内容は進んでいませんが、そういう意味では、また今回の津波警報自体を有効に生かしていきたいと思っております。以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

その30分ルールというのは、各自治体で違うと思うんですよ。

龍郷町は龍郷町のそのルールを作るべきだと思いますし、同じ龍郷町でも外場と内場は違うんじゃないかなと思いますので、そこらへんをしっかりとしてほしいと思います。

ちなみに、本格的な津波が来た場合に、1メートルでも致死率は100%というあれもありますから、低いから安心、そういうものでもないと思います。

それで、この前の避難の中で、朝の答弁で66カ所でしたっけ、表示があるのは、でしたよね。

あれの海拔が違うんじゃないかと住民から、絶対この海拔は違いますよと言われて、それを確認してくれと言われたんですけど、そこらへんの確認はできていますか。

○総務課長（岡江敏幸君）

海拔表示につきましては、今年度、午前中の平岡議員の答弁をいたしましたとおり、町内66カ所表示してございます。

海拔表示の海拔の高さが違うというところが、下戸口の区長さんのほうからもそう

いったご意見がありまして、その箇所については直ちに変えたんですけども、また再度海拔を町内確認しながら、また海拔表示の追加も含めて対処してまいりたいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

こういうわからないことがいっぱいありすぎて、初めての津波の警報だと思いますが、火災、風水害の訓練をよくやっているじゃないですか、消防団は、それと同じぐらいのレベルで津波に対する訓練も必要じゃないかと思ひますし、そのマニュアルを作り、情報も共有するべきだと思ひますよ。

例えば、3月11日の東日本大震災の日、5月1日の防災の日、11月5日に世界津波の日というのがあるというのを聞いたんですけど、このときに町内一斉に訓練を行うとか、それが普通の通常の日であつたらその前後の日曜日に行なうとか、そういうのは考えていないですか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

お答えします。

そのご提案、定期的な、経時的な津波防災訓練ですか、ぜひご提案ありがとうございます。

それでそのルールですけど、マニュアル関係ですけど、この教訓を一番災害でいけないのは、教訓を忘れてしまうこと、生かすきれないことが一番災害対応としてまずいことだと思ひておりますので、その退避ルールも含めまして、町民に理解を図りながら、共通的な避難訓練ですか、津波に対する避難訓練を重ねていって、検証していくことが必要かと思ひております。

消防のほうでも普段は火災とかそのへんは、事業所に出向いて事業所の個別個別な火災訓練、津波避難訓練を普段からしておりますが、町民を含めた避難訓練、津波避難訓練というんでしょうか、そのへんはまだ及んでいませんので、ぜひご提案のとおりしていけたら、関係部局と連携取りながら実施していけたらいいなと思ひております。

以上です。

○総務課長（岡江敏幸君）

現在、町内20集落のうち19集落で、既に自主防災組織というのが結成されております、その自主防災組織を中心とした防災訓練というのを毎年行なっております。

昨年度が赤徳校区の3校区、それから安木屋場集落、上戸口集落では、自主防災組織での自分たちの自らの津波を想定した訓練などを行なっております。

それと併せまして、赤徳校区では昨年は南西航空方面隊の航空機、ヘリコプターによる訓練、それから奄美警備隊も合同した訓練などを行なっておりますので、こうい

った訓練は毎年行なっております。

また、長谷場議員からもまたそういった要請、ほかの集落からも要請がございましたら、協力してまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○2番（長谷場洋一郎君）

今回の津波警報、けが人そういうはいなくてよかったんですけど、今回初めての経験でいろんな不透明な課題が出てきたと思います。

これをしっかりと検証して、住民の安心、安全を守る、防災体制を確立する。

消防団員も含めて1人の犠牲者を出さないように願いながら、この質問を終わります。

次に、観光振興についてであります。

奄美自然観察の森についてであります。先ほどの交通量、国道の交通量でも触れましたが、5年ごとの調査でかなり入島数は増えていると思います。

車が増えているということは人の数も増えていると思いますが、アフターコロナ、これからますます増えてくると思います。

人がですね。

受け入れ体制、前も質問したんですけど、受け入れ体制はどうするのか。

特に窓口はどこになるのか、答えてもらっていいですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

受け入れ体制ということでございますが、現在、奄美自然観察の森は、管理運営委員会を開いております。

これは専門委員です。

6名ほどの委員で行なっておりますが、そこで受け入れ体制として、ガイドの育成、ちょっと旅行ツアーガイドですかね、そことの委託を含めた連携と、あとは開園時間とか料金等、そのへんも含めて今、調整をやっているところでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

この管理運営委員というのは職員ですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

今、園内には2人の方が常時しておりますが、役場で今できるのは2名、ほかのガイドツアーとか、エコツアーガイドとか、そういうのは企業のほうになると考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

奄美市は、世界自然遺産課、徳之島はおもてなし観光課を設立しましたが、新聞に載っかっていますね。

龍郷町総合振興計画の効率的な行財政運営で、共につくるまちづくりという項目が

ありますが、時代に即応した組織、機構の体制整備とあります。

今がまさにそういう時代に即応した時期だと思います。

再度、龍郷町の観光窓口の在り方なんだけど、観光に重点を置いた組織、例えば、おもてなし観光課、世界遺産課、そういうのは考えていませんか。

○総務課長（岡江敏幸君）

龍郷町の観光窓口の在り方について、観光に重点を置いた組織の設置についての検討でございますが、平成29年度に世界自然遺産登録、それから大河ドラマせごどん等が増大するというので、観光行政ニーズの対応を図るためということで、組織機構の改革として、今現在の企画観光課を設置しまして、企画部門と観光部門との統合を行なったところでございます。

議員ご指摘のとおり、奄美市とか徳之島町は職員数が多くて、そういった変わった名称の観光課とかつくってございますが、龍郷町においては、町レベルでの職員数は、県内でも最も少ない状況で、やっぱり新たな課にするということは、スタッフ不足とか、ほかの部署にも影響が出ることも考えられますけれども、引き続き、現在の企画観光課で観光行政を担っていただくように、また、そういったニーズにあわせた人員配置、また対処を考えていきたいとは思っております。

○2番（長谷場洋一郎君）

私のもしかしたら勘違いかもしれませんが、奄美市の人口と奄美市の職員、龍郷町の人口と龍郷町の職員、それを考えた場合に、割合として、課長は言ったけどそんなに少ないとは思っていなかったんですけど、私がもしかすれば間違っているかもしれませんが、それはあとで確認をいたします。

世界自然遺産に登録され、世界の宝として保全していく、これからの取り組みが非常に大事だと思います。

新たな観光振興の町として龍郷町の取り組みはすごく大事だと思います。

先ほど言いました世界自然遺産に登録されましたが、平成29年にですね。

なんですけど、奄美観察自然の森は3月から8月まで休園なんですよね。

登録後最初の春休みです。

ゴールデンウィークもあります。

夏休みの観光時期もあります。

この時期に町の観光名所に行けない。

先ほど5億なんぼかかって、奄美の森を整備しましたけど、この時期に観光名所に行けないというのは、今後の観光行政にも大きな痛手にもなるし、これが登録前にできなかったのか。

もう一つは、この休園は、観光業者、そういう方に周知はさせてあったのか、そし

て理解をしているのか、そこらへんもお答えください。

○企画観光課長（井 一馬君）

まずは再整備が登録前にできなかったかという点からですが、この事業の始まりが、県が平成28年度に奄美群島持続的観光マスタープランを作成しております。

内容としては、多人数も利用可能な、手軽に奄美の森林を体験できる場とするための、いわば奄美自然観察の森がその場所になるということで県が策定しております。

同年県のほうで基本設計を行なっております。

それに基づき、龍郷町は平成29年度から5カ年をかけて整備をするという形で始まった事業でございます。

それから、自然遺産が登録になりまして、今度のゴールデンウィーク、そのへんで開園が延びているということでございますが、今、工法的には8月30日、これは道路関係の完了の予定でございます。

館の前、ちょうど入口、第1駐車場前ですが、そこに関しては建設課のほうと一緒に調整をしながら、どうにか観光客が入れるような形にできないかと、今、協議を行なっております。

私どもの整備のほうも4月末にはすべて完了する予定となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○建設課長（勝元 隆君）

休園中の理由が、今、観察の森の前の本茶安木屋場線なんですけれども、ここの改良工事に伴って通行止めという形で、どうしようもなく、致し方なく休園になっているんですけれども、今、この前、約420メートル区間、入り口から第2駐車場までの420メートル区間なんですけれども、3工区、3業者が入って、一応標準工期等ありまして、8月の末を今、考えているところでございます。

なぜこれがちょっと遅れてしまったかというのをちょっと補足させていただきますと、国立公園ということで、所管する環境省との協議が必要だったこと。

それに伴って車道を拡幅しますので、そのときに隣接するところに保安林がございまして、保安林の解除の手続きが必要だった。

この二つの手続きに思いのほか時間を要したと。

それでやむを得なくこの間繰り越しの承認をいただいたんですけれども、繰り越し形になったと。

当初の見通しが甘かったといわれれば、そこは反省するべき点であるかと考えております。

ゴールデンウィーク中、せめてゴールデンウィーク中はどうにかできないかというのは、今、うちの3業者で組織するんですけれども、安全協議会というのをつくって

おります。

この安全協議会の中で今後の工程、そのあたりをいつも月1回協議するんですけども、その中で協議をして、あと企画観光課とも協議をして、せめてゴールデンウィーク期間中は、大駐車場を何とか使われるような形にはしたいなあとは考えておりますけれども、いつそれがはっきりするかというのは、まだこの段階では即答できないので、申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

○2番（長谷場洋一郎君）

観光客の安全を考えて、早めに、ゴールデンウィークにできるのであればやってほしいと思います。

町長がよく言う、空港と名瀬のとおり道にならない、せっかくのチャンスですから、早めに観光客を入れてほしいと思います。

次は、温泉についてです。

午前中の平岡議員の質問と異なる部分もありますが、温泉発掘調査の費用が1,000万円、その効果について、調査ということは、温泉が出るか出ないかということ进行调查すると思うんですけど、それを出たあとにどうするんですか。

掘るんですか。

調査だけで終わりですか。

そのあとの構想、町長の施政方針に1行だけあるんですよ、温泉発掘調査、その全体図が見えてこないんですけど、民間がやるのか行政がやるのか、どういう目的でやるのか、こちらをお答えください。

○町長（竹田泰典君）

その探査の結果、出るとなった場合どうするのかということは、今後、町で直営でやっていくのか、また、民間を誘致をしたり、また進出する企業を求めたりという形になって、これも町民の皆さんのご意見を賜りながら、議会の中で決定し、執行していくと、手順になると思っています。

ぜひ、こういう状況の中で、いきなり1,000万円ということなんですけど、先ほど誰かの答弁にも申し上げたとおり、前からそのお話がありました。

なかなか踏み切れなかったんですけども、申し上げるとおり、大和村のほうで着実に出たということになりますと、本町の活性化において、振興においても重要な資源になるんじゃないかと今、思っているところでございまして、その方向性というのは、どこがやるというまではまだいってないという状況でご理解を賜りたいと思います。

ぜひ町民が、温泉出た場合は、それを使えるような状況にするのは、行政として当然のことだろうと思います。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今日の新聞ですよ、大和村長、伊集院さんの施政方針に乗っかっているんですよ。昨年11月に温泉が出ました。

誘致企業等の協力体制を図り、相互実現に向けた取り組みと雇用の創出を図るというのは、今日の新聞に出ているわけですよ。

掘ったときに、天然温泉リゾート誕生へ、大和村行政波及効果を期待、大和村の人口が1,246名、あの小さな村でこうやって村出身の方が企業誘致、自分らで温泉を掘りました。

温泉を掘るのに1億8,000万円かかっています。

このレジャー造るためにまた10億円かけてやるんですよ。

大和村が行政挙げて民間と一緒にあってそういうものをつくります。

これが、龍郷町がもし出て、今、町長が言った、造るとなった場合に、共存できるんですか、競合になるんじゃないですか。

共存できるのか、大和村に温泉があつてそういうのがあります。

そしたら龍郷町の金かけて掘ります。

その温泉に入る人が来て、それで成り立っていくかどうかというもくろみはどうですか。

○町長（竹田泰典君）

運営が成り立っていくかという経営の問題でしょうけれども、今、私どもはどうくさあや館で風呂を経営してございます。

そういう状況の中で、大変好評を博し、町民の皆さんが利用いただき、また通過する観光客の皆さんも利用しているという実態がございます。

そういう状況の中で、経営がどうなるかわかりませんが、両方がきちっとした黒字になるかとかそういうのはわかりませんが、町として、町民のためにしっかりとすることは、我々行政の役割じゃないかと思っているところでございます。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

お金をかけて造るわけですよ、5億円も10億円もかかるわけですよ。

一方、大和村ではそれを実際にやっているわけですよ、先行しているわけですよ。向こうも村の運命を賭けるぐらいのことでやっているわけですよ。

先ほどおっしゃった、町民がお風呂に入っているから欲しいからやるよと、それはそれで思いはわかりますけれども、経営となった場合、利益を生まないとどうしてもやっていけない。

じゃあ造ったのはいいがお金ばっかり出ていく、じゃあうちのお金もなくなっていく、町のね、そういうところをちゃんと考えてやらないと、どうなんですかね、大和村の村長とこういうお話はしたことはあるんですか。

大和村の伊集院さんと。

○町長（竹田泰典君）

大和村との話し合いは持ったことはございません。

いずれにしましても本町における地域の振興と考えたときに、その出たからすぐ造るとか、そういうものはまた次の時限の中で議論を深めていくという形になろうかと思えます。

まずもって、本町に探查をして、そういう可能性があるかというものを調査をさせていただきたいと。

その後、経営をどうしていくかというのは、また次のステップに上がっていくものだろうと思えます。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

町長が施政方針で言えば、10人いたら10人が、ああ次は掘るんだなあと、どういう施設ができるんだろうな、どういう利益が生まれるんだろうかと、それはみんなが考えますよ。

だから、それに対して答えをちゃんと持っておかないと、じゃあ5年計画でここをやります。

10年計画でやります。

町民の幸せのために、来る住民の。

例えば、さっき大和村、龍郷町と言いましたが、じゃなくてオール奄美として、5市町村として考えた場合の、先ほど空港と奄美市のとおり道にならないようにと言いましたが、大和村がああいう立派なやつを造ってれば、そこに来る目的の人が増えたらその分の人が増えますから、それを龍郷町にほかのもので引っ張る、そういうのも一つの手だと思うんですよ。

あそこはあそこで一生懸命やっている。

お金もかけている。

行政と民間一緒になって取り組んでいる。

じゃあ龍郷町も温泉が欲しい。

欲しいんだけど、じゃあそれが成り立つか成り立たないかという問題が出てくると思いますので、大和村の計画、共倒れになってもまた困りますし、そののところはよく考えてほしいと思います。

今ある資源、まだ利用されている資源がいっぱいあるわけですよ。

今、利用されていない資源に目を当てて、奄美の資源、龍郷町の良いところを、その心を伝えて、観光振興、観光立案・運用できるように、そっちを期待してこの質問を終わりたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

今、長谷場議員がおっしゃるとおり、本町においては文化もあります。

自然もあります。

自然、景観、文化、おもてなしの心、いろいろなものがあるわけですが、その中に一つのそういうものも加味して、町の振興を図っていくという、模索ということでご理解を賜りたいと思います。

ただ、まだ青写真もできていない状況ですけれども、もしそういう可能性があるということになれば、先ほど来、申し上げるとおり、次の議論のステップにあがっていくものだろうと思っていますから、ご理解を賜りたいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

では最後に、一般社団法人地域振興公社についてです。

午前中の伊集院議員とかぶるところもあると思いますが、今日初めて聞いたのが、研修生がいる。

公社の研修生と話が出ていましたが、この研修生というのはどういう基準なんですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

地域振興公社の研修生の件でございますが、まず、この地域振興公社の第一の目的というのは、ご存じのとおり耕作放棄地の解消をするということでまずスタートを切っております。

それには当然作業員が必要ですので、まず作業員ということで採用しましたけれども、その中の方には、どうしてもやっぱり農業に意欲のある、興味のあるそういった方を採用してございます。

そういった中で、ほかの目的でもあります担い手の育成、こういったところにも視点を当てて、この公社がそういった研修の場、そういった機能も果たせると判断しましたので、このあたりは来年度、これは今は研修生という構想でございますけれども、来年度公募を広く取って、今、採用されている方は、取りあえず耕作放棄地の解消を目的として第一に採用してございますので、来年度以降はそういった研修目的の場というのも公社の目的というところで、公募して広く採用を取っていきたいということでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

公社の目的、先ほど言いましたように耕作放棄地の利用、これが一番だと思っております。

町長が龍郷町の農業のことを考えて、耕作放棄地を使うというのもわかります。

一般の人のイメージとして、ああ公社ができた、公社というのは農業のプロ集団である。

そのプロ集団が農家に指導をする。

また、新しく入る新規就農者、それとか、それでIターンの方が農業をしたい、Uターンの方がしたい、そういうところを公社の方が指導をする、そのプロ集団だと私は思ったんですけど、そこらへんちょっと違いますかね。

○農林水産課長（迫地政明君）

先ほども申し上げましたけども、まずは耕作の放棄地解消ということで、そこには1人の営農技術員ということで、以前農協のほうでそういった指導を行っていた方を1人配置しまして、その中で作業を指導していただきながら、農業のノウハウも一緒にそこで研修してもらうということで、今の現在の体制となっております。

○2番（長谷場洋一郎君）

研修生、名前が研修生になるか作業員になるかわかりませんが、座学も含めて農業のノウハウを一生懸命勉強してもらって、町民に示されるような公社にしてほしいと思います。

それでは、具体的なちょっとお話になりますが、耕作放棄地の利用をして取り組んでいる新規就農者、新規就農者へのその農地提供、耕作放棄地を利用するんですけど、それを新規就農者へ農地を提供している例はありますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

今現在で公社は昨年スタートを切ってから、土地の貸し付けは申し上げましたとおり3年の契約となっておりますので、実際にまだそれを引き継いだという例はございませんが、今後またその3年後の更新を迎えたときに、意欲のある新規就農者、あるいは地域の担い手に少しでも引き継いでもらえればと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

公社のほうには耕作機械たくさん入っていますが、昨年説明した耕作機械たくさん入っていますが、昨年説明した耕作機械、それから増えているのがあったら教えてください。

増えているものの機械と耕作機械の利用で、一般の農家の方の負担軽減がなされているか、それもお答えください。

○農林水産課長（迫地政明君）

農業機械の利用ということでございますが、公社では農業機械による受託作業を行

なっております、作業内容としては、耕てん、中耕、培土、深耕、株出し管理、植え付け、除草、農薬散布、堆肥散布の五つの作業を行っております。

機械の購入については、昨年から変わっておりませんが、今後もこの依頼件数というのは伸びていくというのが予想されておりますので、これまでの実績からも農家の負担軽減にも大きく寄与していくものと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

農家のただ畑を耕すタイミングとか、そういうものは日にちが決まっていると思うんですよ。

一週間遅れたり一月遅れたりしたら次の作業にかかわるから、その場その場で機械を有効に利用したいと思っています。

そこで、機械があります。

その機械を公社の人間が使うんですけど、それぞれが免許を持っているのか。

免許を持ってちゃんとやっているのか。

その日報管理、どういうふうに動かして、どこで油を入れて走行距離がどれくらいだ、そういう管理のほうはしっかりやっていますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

機械の管理ということでございますが、今、中型のトラクター60馬力が1台ございますが、これについては大特の特殊の資格が必要となっております。

これを運転できる方が公社のほうには2名おります。

このかたをオペレーターとして2人が常にこのトラクターを操作するというところでございまして、そのほかの機械については、小型トラクターについては普通免許でも運転できないことはないんでしょうけれども、やはりそのあたりは安全面等にどうしても重視しなければいけないところですので、指導を仰ぎながらということでございますが、今のところ操作はさせていないのが現状でございます。

それから、こういったところの機械管理の日報とかいう話でございますけれども、毎日退庁する前に日誌をつけさせてございまして、その中で業務の内容を確認しておりますけれども、そちらのほうにも燃料だとか走行距離、そういったものの記録を行っている状況でございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

令和2年に公社ができたと思うんですけど、今の返答で、今期初出荷となるさとうきびについては、収穫を迎え出荷実績が出ておりませんが、令和2年の夏植えがあると思うんですけど、令和2年の種苗、いわゆる種苗の植え付けと、そのときの収穫、令和2年夏植えの種苗量と収穫。

令和3年の春植えは今、収穫しているわけですね。

どれくらい種苗を使ってどれくらい収穫できているかというのを教えてください。

○農林水産課長（迫地政明君）

令和2年度の夏植えの種苗量につきましては、155アール分ということで、収穫の見込み量が今回約47トンでございます。

一方、令和3年度の春植え種苗量ということでございますが、これが110アール分ございまして、収穫見込み量が約36トン、あくまでも今期見込みを行なっているところで、実際の実績とは異なるかもしれませんが、見込みとしては以上となっております。

ご承知のとおり、反収については、あまり良い結果は出ないというところでございますが、これ全体に言えることなんですけれども、耕作放棄地だったところというところで、どうしても普通の圃場とは違ってございまして、それにはやはり土づくり等時間がかかるものではございまして、反収向上を今後も進めていきたいと思っておりますけれども、もう一つ申し上げますと、公社が借り受けたところについては、イノシシ防護柵をする必要があるんですけれども、それもちょっと遅れたものですから、どうしてもイノシシの被害もございました。

そういったところで、若干反収は思うようにできていないというところがございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

さとうきびは手をかければかけるほど反収が増えるわけですよ。

8トンとる方もいるし、3トンしかとれない方もある。

耕作放棄地、何も作ってないところに新たに作物を受けたら普通は増えるんですよ。

何年も何年もやっていたら減っていくけど、今、反収がでてこないと言っていますが、反収に関しては、公社の技術で、皆さん勉強して技術力を高めて上げるようにしてほしいと思います。

かぼちゃも聞こうと思ったけど、午前中、伊集院議員が聞きましたのでかぼちゃはやめます。

あとビニールハウスを今、公社が設置しているようですが、これもそのビニールハウスメーカーから仕入れているんですから、ビニールハウスメーカーにそれを建てらせて、補償、いわゆるその後の保証とか、管理は農家がやるんでしょうけど、そっちのほうが公社の作業軽減になると思うんですよ。

そのビニールハウスに対しての保証もメーカーがしてくれる。

公社がそれをやらなくていいのであれば軽減にもなる。

メーカーに任せたほうがいいんじゃないんですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

ビニールハウスの建設についてなんですけれども、本年度、育苗ハウスと、それから担い手のパイプハウスリース事業のハウスと1棟ずつ建設したわけですが、これのメリットとといいますか、なぜこういう公社のほうで請け負ったかということでございますけれども、まず、業者に見積もるよりは安価でできるのではないかといいるところもございまして、公社の作業が比較的少ない農閑期というのがございまして、この間にビニールハウスの建設をすると、公社の収入も少しでも増えるというメリットもありまして、今年度は試行的に建設を実施したわけですが、やはり、あんまりそのメリットも生かすことはできなかったということで、反省をしております、来年度以降は、議員のおっしゃるとおり、民間事業者への工事請負を進めていきたいと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

最後になります。

本当に町長は、龍郷町の農業のために公社を立ち上げていますから、その理念を忘れないように管理者にも徹底してほしいと思います。

耕作放棄地の解消に努めながら、受託作業をはじめ農業経営計画を策定し、効率的、安定的な農業の基盤強化に努める。

これでいいですね。

これを、例えば今までさとうきびを作っていて農業をリタイヤした方、新規就農者、そして住民皆さんが注目しているんですよ。

ああ公社がいる、目的を持っている組織として、本当に龍郷町の農業のために頑張っている、皆さん注目しています。

ですから、しっかりと技術を身につけて、これから先の龍郷町の農業を盛り上げていくためにも、町長の施政方針、その思いを伝わるような経営をしてほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

長谷場議員の防災の質問の中で、外場地区、内場地区という表現があったので、それを荒波、外場を荒波地区に訂正したいと思います。

長谷場洋一郎君の一般質問は終わりました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後3時22分

令和4年第1回龍郷町議会定例会

第 3 日

令和 4 年 3 月 1 7 日

令和4年第1回龍郷町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年3月17日（木曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問

1. 徳永義郎 議員 P147－P167
2. 久保誠 議員 P167－P184
3. 高橋研太郎 議員 P184－P194
4. 圓山和昭 議員 P194－P212

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋研太郎君	2番	長谷場洋一郎君
3番	久保誠君	4番	前田豊成君
5番	隈元巳子君	6番	圓山和昭君
7番	伊集院巖君	8番	徳永義郎君
9番	田畑浩君	10番	平岡馨君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 備秀朗君 書記 菊田みゆき君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典君	町民税務課長	藤原聡君
副町長	則敏光君	建設課長	勝元隆君
会計管理者	豊山さゆり君	農林水産課長	迫地政明君
教育長	碓山和宏君	生活環境課長	大吉正一郎君

総務課長	岡江敏幸君	土地対策課長	竹山智幸君
企画観光課長	井一馬君	教育委員会 事務局長	里園一樹君
保健福祉課長	満永たまよ君	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	嘉尚文君
子ども子育て応援 課長	加藤寛之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前田豊成君）

日程第1、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

徳永義郎君の一般質問を行ないます。

○8番（徳永義郎君）

町民の皆様、おはようございます。

春の暖かい気候で過ごしやすい日々が多くなっていますが、まだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えません。

日常生活でのマスク着用や手洗い、うがい等を励行され、感染予防に努めていただきますようお願いを申し上げます。

また昨夜、福島、宮城で震度6強の大きな地震があり、大きな被害がでないよう願うばかりです。

春は別れや出会いの時期です。

本年卒業を迎えられた学生の皆様、また、今月24日に卒業を迎えられる小学校の卒業生の皆様、ご卒業おめでとうございます。

これからの未来に幸多きことを願います。

また今月12日、13日に開催されました西郷菊次郎ミュージカルへ出演された生徒の皆様さん、お疲れさまでした。

また、感動をありがとうございました。

また今月18日、阪神甲子園球場で開催される第94回選抜高校野球大会へ、県立大島高校が出場し、大会5日目第2試合で明秀学園日立高等学校と対戦します。

紫紺の優勝旗を目指し、島から甲子園を成し遂げた大高球児の活躍を祈念申し上げまして、先に通告しました一般質問へ移らせていただきます。

まず最初に、施政方針の中から、地域資源を生かした産業を創造するまちづくりの中で、1に、認定農業者を中心とする担い手農家の育成・確保について、どのように取り組まれているのか。

2番目に、松の枯損木に限定していた伐採除去の対象範囲の拡充により、どのような効果が期待されるのか。

2番目に、健やかで安心して暮らせる健康、福祉のまちづくりの中から、新規事業の結婚新生活支援事業の本町の取り組みは今、どのようなになっているのか。

2番目に、地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制を推進し、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等のつながる支援体制の内容はどのようなになっているのか。

3番目に、快適な生活環境でゆとりあるまちづくりの中から、1番目に、不法投棄防止パトロールの現在の状況と今後の取り組みはどのようにされるのか。

2番目に、防災対策における自然災害の取り組みはどのようにされていくのか。

4番目に、観光振興について、奄美自然観察の森への道路、長雲峠桜並木の整備状況や、他路線の植栽等今後の計画はどのようなになっているのか、以上、四つの質問をさせていただきます。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

徳永議員から、4項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の地域資源を生かした産業を創造する町づくりについて。

1点目の認定農業者を中心とする担い手農家の育成確保についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、将来にわたって地域農業を支える担い手を安定的かつ計画的に確保していく取り組みを行なっております。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要であり、認定新規就農者に対して、農地については農業委員会による斡旋を行ない、技術・経営面については、大島支庁農政普及課や農業協同組合等が重点的な指導を行なえるよう、これらの関係機関と連携を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導するよう取り組んでいるところでございます。

認定農業者や認定新規就農者への具体的な取り組みとしては、月1回のパソコン複式簿記記帳会を開催し、農業の経営相談や技術指導を行なっております。

また、経営開始型の農業次世代人材投資資金や制度資金の金利負担軽減など、経営改善のための優遇措置が数多く受けられるほか、荒廃農地解消事業やパイプハウスリース事業、青年農業者クラブへの助成金など、新規担い手農家への町独自の支援策も行なっているところでございます。

次に、2点目の松の枯損木に限定していた伐採除去の対象範囲の拡充により、どのような効果が期待されるのかについてのご質問にお答えをいたします。

これまで枯損木対策については、県の里山林機能回復事業により、松の枯損木に限定されてきた伐倒除去ですが、来年度以降はその他の樹木についても対象範囲が広がることとなりました。

期待される効果については、山林原野等の保全管理が本来の事業目的の趣旨ではございませんが、防災上の面でも地域の安心安全が確保されるほか、外来種除去や景観の改善等、自然環境の保全にもつながるものと考えているところでございます。

次に、2項目の健やかで安心して暮らせる健康、福祉のまちづくり。

第1点目の新規事業の結婚新生活支援事業の本町の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

結婚新生活支援事業は、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用、新居の住宅費や引っ越し費用の支援を行ない、少子化対策の強化に資することを目的とした事業でございます。

対象となる世帯は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までに入籍した世帯で、ご夫婦の所得を合わせて400万円未満、世帯収入約550万円未満に相当します。

また、婚姻日における年齢が39歳以下の世帯となっており、1世帯あたりの上限が30万円となっております。

次に、2点目の地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を推進し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等つながる支援体制の内容についてのご質問にお答えを申し上げます。

本町において、現在つながる支援体制につきましては、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者それぞれに、各種相談窓口として保健福祉課のみならず、他部局においても利用可能な制度をもとにしながら可能な限り取り組んでおります。

相談内容につきましては、役場各課で横の連携を図り、また外部関係機関、例えば大島支庁保護課、社会福祉協議会や警察、児童相談所等とも連携を図りながら、調整会議等を活用し、相談支援に努め、解決に向けて取り組んでいるところでございます。

しかし、今後の社会の在り方の変化の中で、相談支援に必要な既存の制度や、地域の受け皿では対応できない複合的な問題、制度のはざまの問題に対する支援体制を、令和4年度策定途中の地域福祉計画の中で、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」など、地域共生社会の実現を目指す体制整備に向けて具体的に検討し、本町の福祉の在り方を明確化していきたいと考えているところでございます。

次に、3項目の快適な生活環境でゆとりあるまちづくり。

1点目の不法投棄防止パトロールの現在の状況と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

不法投棄防止巡回パトロールの現在の状況については、定期的なパトロールではな

く、不法投棄の通報を受けての現地確認と、日中は町道、林道等、町内を巡回している会計年度任用職員や関係各課職員と連携を取りながら情報を共有しているところがございます

しかしながら夜間の対応や広範囲の警戒となるため苦慮している状況でございます。

廃棄物処理法に違反して不法投棄した場合は、行政処分や刑事罰を受ける犯罪の可能性もあることから、令和3年度において「不法投棄防止」看板を15枚追加で作成し、必要に応じて設置してございます。

今後も看板設置、広報紙やチラシ等での啓発に併せて奄美地区産業廃棄物不法投棄対策連絡会議及び奄美警察署と連携しながら、不法投棄撲滅に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、2点目の自然災害における防災対策の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

自然災害に対する防災対策は、「龍郷町地域防災計画」を基本とし、豪雨や台風、地震や津波などその災害の種類ごとに対策手段は異なることとなります。

台風については、進路予想などの気象情報等によりある程度の対策が可能なことから、事前に防災行政無線による台風対策の広報や早い時期での自主避難の呼びかけと避難準備情報の発表、そして各集落の区長、または職員との連絡を取り、避難所の開設などを行なっているところがございます。

見守りが必要な方については、事前に民生委員などを通じ連絡を行なうなどの避難対策を講じているところがございます。

突発的な大雨については、事前に覚知が難しい状況もあることから、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表された場合には、「Jアラート」を利用し、防災行政無線で自動的に深夜であっても緊急放送を行なう体制を整備してございます。

地震につきましては、震度4以上の緊急地震速報が発表された場合には、「Jアラート」と連動し、自動的に防災行政無線にて緊急放送を行なう体制を整備してございます。

また、テレビやラジオ、携帯電話のエリアメールでも緊急地震情報について一斉周知がされますので、緊急地震速報が発表された場合には、早めの避難によりただちに身を守る行動を取ることが、地震による犠牲を最小限に抑えることとなります。

今回の津波警報は、2011年の東日本大震災で発令されて以来の発令となり、私自身改めて危機管理意識を強くしたところがございます。

多くの町民の皆様が、地域で助け合う「共助」、互いに助け合う「隣近助」など、結いの精神が受け継がれており、防災意識の高さが強くなっていると感じたところがございます。

深夜の避難の在り方など、検討する課題もございましたので、課題解決に取り組み、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

次に、4項目の観光振興について。

奄美自然観察の森への道路、長雲峠の桜並木の整備状況や他路線の植樹等、今後の計画についてのご質問にお答えをいたします。

奄美自然観察の森へのアクセス道路である本茶安木屋場線につきましては、現在、交付金事業により、観察の森入口から第2駐車場までの延長420メートルを8月末の完成に向けて施工中でございます。

道路沿いには約500本が植樹されており、開花時期には、町内外から花見客が訪れることから、この時期に併せて、草刈り等の維持管理整備を実施してございます。

また、他路線の植栽計画につきましては、特に今後の計画はございませんが、本町にはこの路線のほかに大勝本茶線と秋名地区に桜の名所がございます。

当面の間はこの3カ所の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○8番（徳永義郎君）

1番目の質問にまた入らせていただきます。

施政方針の中で、経営規模の拡大や生産基盤の整備、農地の利用集積とありましたが、農地の利用促進については、地権者の協力や県の機関や本町の関係機関、農業委員や農地最適化推進委員、また今年度条例改正により、農地中間管理推進員などが発足されて実施されていますが、認定農業者や次世代就農交付金などを利用された方々の現在までの就農状況はどのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

認定農業者、担い手農家のいろいろな交付金をいただいている方々の今の状況ということでご質問がございましたけれども、以前、青年就農給付金ということで国の制度がございました。

これは平成24年度に制度を開始しまして、その当時、6名の方が交付を受けております。

その後、今までにそれ以外に3名ということで、合わせまして9名の方がこの青年就農給付金を交付されております。

これ設立した当時は要件もとても厳しくなかったということで、給付金という性質もございまして、新規の就農者の場合は広く受けられるということで、いろいろと受けやすかったところもございました。

その後、いろいろと要件も厳しくなって、なかなかそのあと給付を受ける方という

のはいらっしゃらないんですけれども、今、その9名の方の今の営農状態ということでございますけれども、まず最初の6名、平成24年度に交付が集まった方については、内4名が途中で給付を中止したり離農しております。

その4名のうちは、Iターン者が2人いらっしゃったということもありまして、なかなか町の奄美の農業に合わなかったというところもありまして、2人は転出したということで離農しております。

それとお一人の方は、いろいろ報告文書を出さないといけないんですけれども、そういう就農状況報告書が提出できないということになりましたので、その方も1年ですぐストップしております。

もう1人の方は、体調不良もありまして、病気にもかかったということで離農された状況でございます。

残りの5名の方は今でも営農を続けておりまして、内2名の方は認定農業者に認定されております。

○8番（徳永義郎君）

この書類の申請とかそういうのはなかなか難しい書類申請になっているのかどうか、そこがなかなか難しいという意見も聞くので、最初のころは書類も簡単であると同時にしやすかったんですけれども、そのあと、やっぱり補助金ですのでいろいろ書類がついてくるだろうと思いますが、それを少し簡素化できるような方法とかいろいろなかったのか、説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

これは国の交付金をもらう以上、正しく申請書類を出していただかないといけないということなんですけど、一番難しいところが、就農の計画を立てていただくんですが、これは基準が130万円目標を立てることになっております。

これは概ね5年後の目標なんですけれども、それを立てるときにまず農地の確保、それはいきなり自分は農業を始めたいので、これをいただきたいという交付金の申請があがってきたときに、まずは土地の確保だろうというところで、土地のそういった確保ができていない状況でいきなり来られる方もいらっしゃいます。

それから、その就農計画については、5年後、自分が何をしたいのか、その品目が定まっていないというところもありますし、うちの農業振興計画にもあります、基本構想にもありますが、重点品目になっていない品目などについては、県や町のそういった技術指導というのも保障はできませんので、なかなかそういった、自分はこれでやりたいので、この計画を何とか認めてもらえないかというところもございましてけれども、なかなかそれが技術指導も難しい、あるいはそういう地域のほうで農地の確保も難しい状況で、なかなかこれに対してきちっとした計画も立てられない状況で、相

談は何件かございますが、なかなか書類まで、申請まで至っていない状況でございます。

○8番（徳永義郎君）

それで就農された場合に、問題点として私たちがすぐわかるのは、安定した収入が見込めないとか、不安定さや、それと設備投資、返済などがありまして、多額の費用がかかるだろうと思いますが、龍郷ファーマーズクラブや農業に従事されている方々の意見交換の場で、どのような意見が出ているのか把握されておれば、ここで説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

青年農業者クラブ等の活動ということで、今なかなかこういった状況の中で集まる機会がなくて、そういった会合も開けずいろいろと活動が行き届かないというところで、私のほうもなかなかそのへんの状況というのは把握しづらいところもございます。

以上でございます。

○8番（徳永義郎君）

今、時代はなかなか新型コロナの影響で多くの人数が集められないこともわかりませんが、今、携帯とかいろいろな電話の通信網も発達していますので、個別で確認されて、そういう状態を伺うことも私はひとつ大事ではないかと思っておりますので、今後それはよろしくお願いをしたいと思います。

それと、今の海外情勢で輸入品の価格が高騰し、多くの生産者や消費者が打撃を受けております。

大事な農林水産業です。

第1次産業の担い手です。

これはふるさと納税にも直轄してくるだろうと思いますが、これは、これからも新しい支援や施策などを、私は考え直す時期にもうきているのではないかと思いますので、その付近の新しい考え方とか、これから新しい取り組みにどうやっていかれるのかを説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

これは龍郷町だけでなくほかの奄美地域においては、地方においては全てそうでしょうけれども、地元のをいかに消費して、地元で消費していくかというところになると思うんですけれども、まさに地産地消でございますけれども、今、龍郷町のほうでは、非常に農業に関する意識というのが高まっているのは事実でございます、地元の市場のほうにも数多くの方が出していらっしゃいますし、給食センターのほうにも収めていらっしゃるといところで、自分でいろいろと販売先を見つけてはやっ

ている農家もいらっしゃいます。

そういった小規模な農家さんがいらっしゃいますけれども、そういった人の中から、少しでも地域のそういった農地も引き継いでもらえる方を拾い上げていくという取り組みをやっていきたいと思っておりますし、こういったいろいろと単独の事業もやっておりますので、そういった活用をこちらの町としても広げていきたいと思っております。

○8番（徳永義郎君）

これに関係もしますけれども、今、若い青年の農業の従事者のことを説明しましたが、私、前から言っていますが、やっぱり年取ってくると農業に携わる人も、家庭農園でもいいしそういうのは多くなってくるだろうと思います。

そういう60歳から75歳ぐらいまでは私、働けるだろうと思います。

その人たちの支援策というのは今、どのような形であるのか。

なければ、今後そういう人たちの対応もされていくのか、回答をお願いいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

60歳以上の方、今でも現役で農業をしたりいろいろな仕事をされる方もたくさんいらっしゃると思います。

そういった方々へのそこの方に限定した支援というのは行なっておりません。

これは当然担い手としたのやっぱり側面もございますので、やはり今後、将来にわたって農地を引き継いで農業をずっとやっていかれる方というのを、こちらとしては一番応援したいところがございますので、ただし、農業をする方については、当然堆肥とか、さとうきびをする方にはいろんな助成措置もございますし、苗木の補助もございますし、そういった年齢関係なく受けられる制度はございますので、そちらのほうを活用していただきたいと考えております。

○8番（徳永義郎君）

公社ができて、さとうきびの公社で働く人も多くて、そっちのほうが入収入も安定していますので、なかなか個人である場合、支援策がないと前に進まない点もあります。

また耕運をお願いした場合、単価が高い場合もあって、なかなか前に進めない人もいますので、そういう耕運の代金なども安くできるような方法にやっていたら、公社がありますのでぜひ、そこは町長いかがですか、安くできないんでしょうかね。

結構単価が高いという話もありますが。

○町長（竹田泰典君）

今、公社の受託の関係で高いというお話なんですけれども、本町では、今までの考え方は、反、面積によって確定をしているところなんですけれども、圃場が良いところあ

る、悪いところあるわけですが、時間で設定をして、できるだけ農家の皆さんの負担が重くならないような施策を取っているという状況にありますけれども、今後農業をやっていくうえにおいては、そのようなことも考えていかなければならないと、思っているところでございますが、まずは公社がスタートしてまだ2年目という状況の中で、町民の皆さんに公社がどういう対応をするのかと、そういう信頼を勝ち得ることがまず第一でしょうから、まずそこに力を入れていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

やっぱり機械購入となるとやっぱり設備投資という形で、あとの就農する場合には大変になりますので、小さな面積でしたらやっぱり公社にお願いして、定期的に耕運をしてもらうほうが私は安くつくのではないかと思いますので、その付近は、改めていろいろな会議があるかと思っておりますので、ぜひその中で判断されて、町内の方には安い値段でできるような形を持っていければ、もっと取り組んでいく方が増えてくると思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、2番目に新規事業で、松の枯損木の伐採除去の対象範囲が広がっていると聞きましたが、松の木に限定されておりました伐採駆除の他の樹木にも適用される、されるのであれば、その樹種などをどういう樹種が選定されるのか、説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

これは今まで松だけに限定していたものですから、それ以外のものだと理解していただければと思っておりますので、そうですね、モクマオだとかアカギだとか、いろいろな枯損木であれば、枯損木に限定しております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

この事業入れば本当に良いことだろうと思っております。

地域で危険な箇所では伐採できないところもいっぱいあって、困っているのもありますし、今までは松の木だけの限定だったのでなかなかできないのもありますが、これから災害の多い季節に入ってきます。

危険の多いところは早めに抜倒できればいいかと思っておりますが、ただ予算的な問題もあって、これを町内全域となると相当な額がでてくるだろうと思っておりますが、まずは危険な場所からやっつけていかれるだろうと思っておりますが、その点で、現状では集落ごとの字で今までは松の木の伐採はされていたと思っておりますが、字を飛び越えてその事業も実施できるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

地区の選定ということでございますけれども、今のところ地区の選定ということで言いますと、町全域と言いたいところですけども、そうしたときにやはり伐採作業に非効率だということもございますし、これは県単事業でございますので、県のほうからもやはり地区を指定していただかないといけないということですので、年次的にこの地区この地区と、年次的に実施をしていって、枯損木の解消、除伐を行なっていきたいと思っています。

○8番（徳永義郎君）

字ごとにやらないと、地区ごとにやらないと大変なのは本当わかりますが、もしかして危険な場所があったときは、そこは1本でもやるという理解でよろしいですね、認識ですね。

○農林水産課長（迫地政明君）

臨機応変に対応していきたいと考えております。

○8番（徳永義郎君）

その臨機応変がすごいあれで、私も期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

伐採については、町有地にまた限定されるのか、それとも私有地の含めて伴う箇所も伐採の対象となるのかも説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

個人の枯損木ということでございますが、本来、個人敷地内のものについては個人で処理すべきものだということで、公平性の観点から、まず町有地、あるいは保安林とか、そういったところを限定して進めていきたいと考えています。

○8番（徳永義郎君）

この伐採については、前から私も法面を人工的に造ったところは、木が小さいころはいいんですけども、大きくなっていったらそこが揺れて、崖崩れの原因になったりも一つの要因だろうと思います。

個人でできなくて通行の量が多いところは、私有地であっても本当に危険が伴うとなれば、伐採していただけるように県との話し合いの中でもやっていただければ私はいいかなあと思います。

これは本当に良い事業だろうと思いますので、ぜひ額も多くとれてやればいいたろうと思いますが、この額がどれぐらいになるのかわかりませんが、ぜひお願いをしてこの質問を終わらせていただきます。

次に、新規事業の結婚新生活支援事業の本町の取り組みについてします。

これは年齢が39歳以下となっておりますが、私は、これは男女いずれかが31歳以下で

はだめなのか確認ですが、それで39歳、両方とも39歳でなければいけないのか、説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

この新規事業ですけれども、国の事業で今回取り入れるということで、要綱の中に、婚姻日において夫婦共に39歳以下となっていますので、よろしくをお願いします。

○8番（徳永義郎君）

この申請金額がうたわれておりますが、所得合わせて400万円、総収入で550万円となっていますが、その中で、奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から引いてやるて言われています。

この金額はどれぐらいになるのか、おわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

奨学金を返済している方というのが、多分返済している額というのが通帳等でわかると思います。

その額を400万円、その所得から年間の支払っている額を差し引いていきますので、大体、私が個人的に聞いた方によると、1人大体1万5,000円ぐらい払っていますよと聞いていますので、大体1万5,000円だと18万円が差し引くということで、夫婦共にだったら36万円ぐらい所得から差し引くということになります。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

この事業は内閣府の地域の少子化対策の一環で、結婚を希望する人が希望される年齢で結婚をかなえられるよう、環境を整備する国策の一つだろうとっております。

これは2015年に国のアンケートで、結婚に踏み切れない原因に、経済的負担を減らすことが一番だという回答された方が多くて、結婚の初期費用支援を助成、新居の引っ越しとかいろいろなものに使われると思いますが、現在まで事業を利用された方は何組ほどいたのか、実績があれば説明を、なければ利用されなかった点について説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

この事業は以前からあった事業なんですけれども、龍郷町のほうでは導入していなかったため、今年度から開始ということでよろしくをお願いします。

○8番（徳永義郎君）

これは2015年が始まりで、その前にまたあったのか、なかったらこの事業に乗せていなかった理由は何なのか、説明をまたお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

2015年から確か始まっていると思いますけれども、本町では令和3年度から実施しようかなということで、一度財政とも話し合いはしたんですが、令和3年度は実施にまで至りませんでした。

その中で、やはりぜひ事業を取り入れたいということで、今年度はどうしても導入してくださいということでお願いしたところ、今年度から実施するに至った経緯になっています。

○8番（徳永義郎君）

やっぱりこういう事業は早々としないと、その間に何年も空いていますので、やっぱりその間で結婚された方も、この助成を受けられると家庭的にもすごく楽になった人もいらっしゃると思いますので、積極的に取り組んでいけるような体制づくりはやっぱりしていけないといけないと思いますので、ぜひ今後はこういう事業でた場合、早々対応されるようお願いをしたいと思います。

次に移ります。

地域共生社会へ向けた包括的支援体制の推進について。

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者がつながる支援体制の内容について質問をしたいと思います。

これは地域共生社会の中で、私もいろいろ中身はわかっているつもりですが、その中で、今回は焦点を絞って、子ども食堂の名前の意味は皆さんご存じだろうと思いますが、地域食堂は、地域食堂やみんなの食堂でもよかったです。

これが子ども食堂になったのは、子どもに対する、子どもていうと手伝う人が多く出てくるだろうと思います。

普通の人が出た場合、地域食堂の場合は100%のとまるのが、子ども食堂となる場合は150%になって、子ども食堂は子どもだけが通う場所と勘違いしている方もいらっしゃいますが、これはもともとは地域食堂であったり、みんなの食堂という意味で、地域の方全員が集まる場所になっているはずなんです。

子どもの場合は、地域の力を引き出すために本当大事なもので、子どもで地域をつないでいることも多くあるだろうと思います。

これこそが地域共生社会の実現に向けて、大きく私は寄与されているだろうと思います。

本町でも秋名校区で取り組みがされており、私も感謝の気持ちでいっぱいです。

本町としては、今後このような取り組みをされていかれるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

子ども食堂につきましては、議員おっしゃったとおり、やはり共生社会実現に向け

て大きな三本の柱の地域づくりというところで、活躍をしていただける活動だと理解しております。

やはりその中で、秋名のさねんばなの高齢者見守りグループの中から、この子どもたちへの食の支援ということが生まれてきているところです。

今、さねんばなグループにつきましては、高齢者の地域支え合いグループポイント事業というのも活用しながら、このグループポイント事業の中に、子育て支援ポイントというのと、あと子ども食事支援ポイントという二つのポイントが付与される形になっておりまして、このグループポイントに加入されている町内のグループが25グループぐらいいらっしゃいます。

ですので、地域の宝である子どもたちをしっかりと地域、住民全員で支えるうえで、まずはそのグループポイントに加入されている高齢者のグループの方が、このような形で子ども食堂の支援へとつながっていけばと期待しているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

子ども食堂も最初のころは、立ち上げから伺ったときに少なかったんですけど、今はものすごい数増えて、人口割でいくと沖縄県が1位だろうと思います。

そのあとに滋賀県とか東京都とか、鳥取県などがその割合的には多いだろうと思いますが、その中で、子どもたちだけの中身ではないだろうと思います。

子ども食堂の中には親御さんも来られるし、高齢者の方も、それに携わる方もたくさん来て、そこが地域の集まる一つの場所、居場所になってくるだろうと思います。

多面的で多機能、多世代交流の場で、にぎわいづくりとか地域活性化、それから1人で単身で食べておられる方が個食対応、それから子育て支援している方のくつろぎの場にもなっていくだろうと思います。

それから虐待予防や高齢者の健康づくり、貧困の連鎖を打ち切る子ども食堂は、地域運営組織などと並んで、地域の原点に立ち返ると私は考えています。

そのうち、必ず言うのは、うちの地域には人材がないとよく言いますが、多くの方々、何か地域のために自分ができることはないのか、どうしたらいいのかと考えている人がたくさんいらっしゃると思います。

その背中を押す私は一つの方法だと思っておりますが、本町としてはどうのお考えでもっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

答弁でもご説明をさせていただきましたが、本年度地域福祉計画を立案してまいります。

その中で、やはり地域を回らせていただきまして、座談会をする予定にしております。

その中で、高齢者、障がい者または子どもたちの支援について、また生活困窮の方も含めて検討していく形をもっておりますので、ぜひこの子ども食堂の活動についても、住民の方の声を聞きながら後押しをしていきたいと考えております。

○8番（徳永義郎君）

今、答弁でありましたが、本当にそのとおり、少しでもそういう活動が増えていけば、地域地域で活性化になっていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひその点はよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、3番目の快適な生活環境でゆとりあるまちづくりについて。

これは前々から、不法投棄、母子パトロールのことについては質問しておりますが、なかなか前に進みません。

物を捨てる人もおれば拾ってされる方もいらっしゃいますが、これ現在まで不法投棄による処罰の対象者は今までおられるのかどうか、説明をお願いしたいと思っております。

○生活環境課長（大吉正一郎君）

お答えをいたします。

処罰というのは、これは国の法律でありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これ16条違反した者とはということで罰則規定があるところでございますけれども、これまで龍郷町内でそういうのがあったかということでございますけれども、私も役場に入って30数年ありますけれども、これまでそのような方が処罰を受けたという話は聞いておりませんので、前例はないかと思っております。

○8番（徳永義郎君）

ないことは良いことだろうと思っておりますが、ただごみを捨てる人も大分増えていますので、不法投棄をされた場合に引き出す費用のほうが高くかかるだろうと思っておりますので、その件は徹底して取り締まりをお願いしたいと思っております。

それでは、ポイ捨て条例は、前もポイ捨て条例を制定をされているか確認したんですが、そのときはされてい wasn't でしたが、今はされているのか、されていなければ今後制定される予定はあるのか、お聞かせを願いたいと思っております。

○生活環境課長（大吉正一郎君）

この質問については前もされたかと思っておりますけれども、このポイ捨て条例じゃなくて、本町においては龍郷町廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例というところで、そちらの第8条のほうに散乱ごみの防止ということで、当然散乱ごみですのでポイ捨てでも入ってくるかと思っております。

ただ、議員ご指摘のとおり、町としてのアピールとして、ポイ捨て条例というのが必要ではないかというご指摘だと思いますけれども、なかなか町の条例ですので禁止事項には指定はできるとは思うんですけれども、それについての罰則規定が非常に難し

いと。

町の条例においてもちょっと罰則規定がありませんので、このようなものを違反した者については、先ほどの国の廃棄物処理法によって、刑事罰及び行政法によって処罰しますので、それがまた本町において必要なかどうかというまた議論もありますけれども、今、条例がかぶるような形になりますので、また検討が必要かと思えます。

○8番（徳永義郎君）

このごみ問題については最後、町長にお伺いをしたいと思えます。

私は、見ていますと、自治体職員が公用車で、私たちもそうですけれども、公用車で仕事で出かける際、やっぱりごみ袋と燃えないごみ、燃えるごみのごみ袋を携帯されて、あとトングみたいなやつをもって、みた場合には、まずそこから拾っていくのも一つの方法ではないかと思えます。

それをやることによって、地域の方が見て、環境の維持やアイデンティティの醸成をも深まることが期待されるのではないかと思えますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

先ほど担当課長から、龍郷町で処罰をした事例があるかという質問がありました。

この件については、私が以前生活環境課に籍を置いた時代に一度ありました。

そのときには、投棄をした方が判明しましたので、その方に本茶の途中だったんですけれども、全て回収をさせていただいたと。

そして、そのあと懲罰を受けて、これは処分を受けたという経緯が1カ所ございしました。

相当なお金がかかったということでありましたけれども、これは致し方ないということを実行させていただきました。

それから、ごみの減量、不法投棄をどう食い止めていくかというのは、やはりこれから町民のモラル、モラルが大事だと私は思っています。

ですから、そういうことが出てきたときには、ちゃんと指導をし、受けるべきものはきちっと受けてもらうとい言うことにしていきたいと思えますが、いずれにしましても今、本町で取り組んでいる第3日曜日の美化活動という、各集落で取り組んでいるわけですけれども、このあたりにも持続的なこと、さらには、今後大島地区衛生組合の中でも分別収集についても、ちょっと取り組んでいかなければいけない状況にあるのかなあと思っています。

私、世界自然遺産登録にされて、島の宝から世界の宝になったわけですけれども、住民のモラル、観光客の訪れる皆さんがポイ捨て、たくさん道路にそういう状況があります。

今後はこのあたりに重点的に施策を展開していくということにならなければ、世界

の宝が泣いてしまうということで、認識を深めていく行政指導、あるいは研修会等も随分こなしていかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

今の話はわかりましたが、私は今、一つは、公用車にごみ袋を入れて、目についたものは拾って帰るような職員もいれば、周りの方がそれを見て、そこにまたやっているんだって自分たちもという気持ちが出ていくんだらうということで説明をお願いした、それについてはいかがでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

高齢者の皆さん、それだけではなくて、町民全てそういう各種団体にそういう呼びかけをしながら、ごみ不法投棄をしないように、ポイ捨てをしないような行動を取っていただくように、今後取り組んでまいりたいと思います。

ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

まだ公用車の車のことについてはなかなか、ごみがあった場合に拾っていかれるような形を、少しずつでも前向きに取り組んでいかれることも私は大事ではないかと思っておりますので、その点もお願いして、目についたやつは拾っていかれるようにすれば私はいいだらうと、まず取り組みの一つの方法としてやっていくことも大事だろうと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、防災対策についてです。

これは前日から多くの質問がありましたので、これはないんですけども、本町は施設入所者を含む町内の要支援者数はどれぐらいあるのか、おわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

要支援者数の数でございましてけれども、今回の津波避難を教訓といたしましてちょっと調査いたしましたところ、在宅介護者が174名ほどいらっしゃるようでございます。

○8番（徳永義郎君）

今回もなかなか移動をお願いしても、頑固でなかなか動かなかった人もいるみたいで、その対応に大分苦慮した方もいらっしゃるようで、地域の方もその話にはどうしてやったらいいのかとかいう話も出ていましたので、話を伺いました。

また本町は、新聞でも書いてありましたが、徒歩を原則としていますが、やっぱり車で避難される方も今回多かっただらうと思っております。

やっぱり渋滞をまねいた箇所も多かったのですが、この点について、警察署などとの話し合いなどあられたのか、そういう対応はどうされるのか、行き止まりのところの渋滞が多かっただろうと思います。

そうでないところはそうまで混んでいなかっただろうと思いますが、その点についてはどうされているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

今回、真夜中の突然の避難ということで、警察とも連絡が取れる状況ではございませんでしたけれども、また警察も消防団員も自ら率先して協力体制をいただいたところでございます。

今回の津波の課題といたしまして、やはり夜間の突発的な避難、それから車の中や、また避難場所での長時間に及ぶ避難ということもございましたので、1月16日以降にこちらでいろいろと検証したんですけれども、やはり車での避難というのも妥当じゃなかったかなと思います。

そういったのを踏まえて、やはりビックツリーの駐車場、これまで応援協定は結んでいなかったんですけれども、その駐車場、それからトイレの使用、それに併せまして、今度、龍郷自動車学校、そちらのほうにも協力要請をいたしました。

そうしたところ、4月1日からそういった協定を結ぶことができました。

それに併せまして、やはり町内の事業所、協力できないか相談しましたところ、手広地区にございます聖隷かがやきさん、それから希望の星学園さんもこういった駐車場とかトイレとか使用できるということもございましたので、また今後、やはり事業所にやはりこういった協力要請、車での避難というのも大事だと思いますので、そこあたりをまた協力要請をしてまいりたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

今、答弁がありました。本当に徒歩が原則だろうと思います。

避難場所が遠い場合にはなかなかできないところもあるだろうと思います。

また現在、避難場所か避難所かの区別もなかなかわからないところも多くでているだろうと思います。

その違いも説明をしていただきながら、前にも一応一般質問をしましたが、町道や農道の整備により、避難場所や避難道としての役割は、農業振興、耕作放棄地解消、そして里山の復活などにより、動植物の被害や人と野生動物の棲み分けもでき、環境もよくなっていくのではないかと思います。

やっぱり避難場所、避難所として設定した場合、そこになかなか年間の手入れとか、年月が経つと意識が薄れて、なかなかその維持管理が難しくなってくるだろうと思います。

農道や林道とかそういうのを整備されると、そこは一年中使われますので、そういう整備を進めながら、道路を避難所として役割を担うことも私は大事ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

現在、昨年集落の皆様方へお示しいたしました防災ガイドの中では、大雨時の避難とか台風の避難につきましては、避難場所というのは掲載をしております。

それに併せまして、今現在、地域防災計画をまた今年度新しく見直しをしたので、3月末には皆様方へまたお示しができるようになっております。

それとまた、それをホームページなどでも公表したいと思います。

○議長（前田豊成君）

避難所と避難場所の違い。

○総務課長（岡江敏幸君）

避難場所と緊急指定避難場所というの違いでございますが、この点につきましては、それぞれの施設ごとにこの地域防災計画の中でお示ししておりますけれども、そういったのをまた情報提供していきたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

災害はいつ起こるかわかりません。

昨夜も大きな地震があって、揺れがすごいテレビで見えてもわかるぐらいの大きな揺れでした。

この対応については、いろいろ対応も大変でしょうが、ぜひ、コロナ感染症の問題もありこれから複雑化していきますが、対応は十分されるようお願いをしまして、この質問は終わらせていただきます。

最後の質問になりますが、観光振興について、自然観察の森の道路、長雲峠の桜並みの整備状況や他路線の植栽と今後の計画はですけれども、私、ホームページ見たところ、長雲峠の緋寒桜は1,000本と植栽されていますが、答弁の中では500本と書かれていますが、この違いは何になるのか説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（井 一馬君）

ホームページ上に載っております1,000本ですが、これは旧国道の本茶安木屋場線が約460本ほどございます。

それと奄美自然観察の森をたした総計が1,000本と公告をしているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

その緋寒桜について、やっぱり今年度、今年になってあちこちの桜を見たときに、あそこの桜が、長雲峠の桜がちょっと寂しいという意見も市議の方から出ています。

植えたままの状態なのか、また今後植栽をされていくのか、それともされないのか、その点についてもお聞かせを願いたいと思います。

○企画観光課長（井 一馬君）

答弁のほうでもございましたが、管理は十分できると考えております。

植栽、増やすということでございますが、現在、奄美自然観察の森の管理運営委員会を行なっております。

その中でも話題となっているのが、桜が外来種であると。

そこで、今あるものはやっぱりきれいですし、美しいから維持でいいんじゃないかという意見が出ておりますが、増やすことに関しては、関係課と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○8番（徳永義郎君）

緋寒桜は、私のあれでは町花となっておりますので、外来種というとなんか寂しい思いますが、皆さん、春の時期になると、桜が咲いて春が来るんだなあということを感じているので、その点については、せっかくホームページでも書いてありますので、なかなか難しい判断だろうと思いますが、町長いかがですか、その点については。

○町長（竹田泰典君）

ご指摘のとおり、緋寒桜は龍郷町の町花となってございますけれども、今、課長が答弁したとおり、外来種であるということも近頃論議をされていまして、大変苦慮しているところですが、今現在ある桜をしっかりと管理をやっていくということは、当分の間そのような状況にしなければならないだろうと思っているところでございます。以上です。

○8番（徳永義郎君）

最後の質問になりますが、町長の施政方針の中でもありましたが、奄美自然観察の森は、世界遺産区域のサブ施設として活用が期待され、奄美群島国立公園ビジターセンターとしてリニューアルオープンを予定されております。

その中で、そこに行く道路の中で、自然観察の森から安木屋場線、本茶線、嘉渡基幹農道線、円林道線、龍郷線があります。

多くの支線がそこにつながっているだろうと思いますが、その維持管理とかそういうのは今後どうされていくのか。

特に龍郷線は、龍郷小浜地区、今、町長のリニューアル、また新しくしようと思えますが、その中で、西郷菊次郎さん生誕の地、西郷隆盛翁のゆかりの地としてPRされようとしています。

その中でも、愛加那さんとか、愛加那の遺跡などもたくさんありますが、その点について今後どのような取り組み、トレイル関係も含めてやっていかれるのか、説明を

お願いしたいと思います。

○建設課長（勝元 隆君）

今、徳永議員のおっしゃるのは、道路全般の話と、管理の話だと思うんですけども、まず町道につきましては、約120路線ぐらいありまして、これを年間計画立てて草刈り等の維持管理整備を実施しているところでございます。

今おっしゃられるように、この本茶安木屋場線ですけれども、観光拠点である観察の森へのアクセス道路でございますので、今後、主に今は大体年1回ぐらいの草刈りになっているんですけども、ここは今後、企画観光課とも連携を深めながら、草刈りの回数を増やすなどして、適正な維持管理に努めたいと考えております。

あと県道、国道につきましては、所管は大島支庁のほうになるんですけども、県につきましてはふるさとサポート推進事業というのがございまして、これは各集落とか団体、個人で一定の美化活動をする方々に助成金をお渡しする事業等があるんですけども、そういった形で県のほうは維持管理に努めていると。

もちろん委託をして年間草刈り作業もしている、こういった状態だと思います。

○8番（徳永義郎君）

せっかく世界遺産にもなって、道路が草で覆われたりとか、今まで植えてあったものが大事にされていなかったりとかした場合は、観光に来た人が一瞬で幻滅されたりとかする要素も多くあるだろうと思いますので、その維持管理は町民全体でやらなければいけません、大まかなものは管理されている方でやるとか、夏場の観光の多い時期には増員して、臨時的な増員をして、除去などすることも私はこれからは大事ではないかと思っておりますので、そのへんもお願いをしまして、質問を終わりますが、最後に町長にお願いですが、今度、令和3年度にかごしまを元気にする学生政策アイデアコンテストがありまして、これが奄美高校の商業クラブが、「つむいでいこう龍郷町」の題目で、DVDで作成されたやつで、県の一番上の大賞を受賞されております。

私も未来会議の中で、このDVDを見てものすごく感動して、ターゲットを絞った政策の在り方や、子どもたちの目線から見た将来の龍郷町の大島紬のやり方などもやっておりますので、ぜひこの点について、多くの町民に私は知ってほしいだろうと思っておりますので、昨日、企画観光課長の井課長ともちょっと相談して、職員とも話して、DVDを撮ってもらって、駐在員会とか地域女性とか、大きな団体があるところとか、学校関係に見られるような形、15分ぐらいのやつですので、ぜひ見ていただいて、大事な学生たちが思いを込めて作った作品ですので、ぜひ拝聴して地域の一つの活性化につながれば私はいいかと思っておりますので、ぜひその点をお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○町長（竹田泰典君）

終わりましたけれども、今、子どもたちが奄美高校のすばらしい企画でございました。

これを町民の皆さんに発信をしていくというのは当然のことだと思っています。

さらに、昨年度から、大学生をインターンシップという形で、事業者の皆さんがそれぞれの事業所の中で研修を積んでいます。

この間もその報告会をいただいたところですが、こういうことをどんどんどんどん推し進めて、本町をアピールしていくと、PRしていくということが大事なことだろうと思いますから、機会あるごとに発信をし、地域の皆さんにもわかりやすく説明をしていくということにしたいと思っています。

以上です。

○議長（前田豊成君）

徳永義郎君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時15分より再開いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

久保誠君の一般質問を行ないます。

○3番（久保 誠君）

町民の皆様、おはようございます。

奄美においては緋寒桜も散り、春の気配を感じる今日この頃ですが、季節の変わり目ですので身体には十分気をつけていただきたいと思います。

さて、来週はいよいよ大島高校の甲子園球場での1回戦が行なわれます。

ぜひとも頑張ってください、私たちに勇気と感動を与えていただきますよう検討をお祈り申し上げます。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

まず1番目にLCC機の活用について、2番目に福祉教育の推進について、3番目に町政運営についてという3項目について質問いたします。

まず1番目のLCC機の活用については、1点目は、奄美から鹿児島に就航しているスカイマークを使ってのグラウンドゴルフを活用した観光や交流について、2点目

は、ピーチアビエーションを使つての東京や大阪の大学における部活誘致についてお伺いいたします。

2番目の福祉教育の推進につきましては、現在の小学校や中学校での福祉教育の現状についてお伺いいたします。

3番目に町政運営についてということで、保育所、学童保育の委託についてと包括支援センターの委託についてお伺いいたします。

以上の3項目につきまして、当局のご答弁をお願いいたします。

○町長（竹田泰典君）

久保議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えをいたします。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目のLCC機（格安航空）の活用について。

1点目のスカイマークの活用について、グラウンドゴルフの現状とグラウンドを活用した観光や交流についてのご質問にお答えをいたします。

グラウンドゴルフの現状につきましては、町内ではワークセンター奄美の民間1施設があります。

また、各種大会等で中央グラウンドが活用されており、町民をはじめ多くの皆様の健康増進・交流促進に寄与しているものと考えているところでございます。

LCCを含めた航路航空路の活用については、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会が主体となった「奄美群島交流需要喚起対策特別事業」を展開し、奄美群島の交流人口の拡大に向けた取り組みを行なってきたところでございます。

同事業では平成30年度に約40万人が利用するなど、奄美大島への誘客に大きく貢献しているところですが、新型コロナウイルスの影響で、令和2年度にはピーク時の半数以下にまで落ち込んでいるところでございます。

今後は、アフターコロナを見据えた観光・交流促進の取り組みを推進するほか、既に立ち上げている町総合グラウンド実行委員会等でも施設の有効活用に向けた議論を進めてまいりたいと思っております。

次に、2点目のピーチアビエーションの活用について。

東京や大阪の大学における体育館使用の部活誘致についてのご質問にお答えをいたします。

大学等の外部団体における町内体育館使用につきましては、りゅうゆう館や中央グラウンド等の施設は広く一般に開放しており、町内学校施設においても使用減免措置があるため、事前に協議等を経て利用は可能となっております。

また、本町を含む奄美大島5市町村では、「奄美満喫ツアー実行委員会」を組織し、経済的な負担の大きい学生へのスポーツ・ゼミ合宿を支援し、当該団体へ助成するこ

とで奄美大島への誘客を促進しております。

近年は新型コロナウイルスの影響で利用が伸び悩んでおりますが、国が展開する「Go To トラベル事業」との併用を可能にするなど、柔軟な取り組みを行なっており、令和4年度におきましても時勢を注視しながら、5市町村で連携して実施してまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、3項目の町政運営について。

1点目の保育所・学童の委託についてのメリット・デメリット、また、群島内の状況についてのご質問にお答えをいたします。

保育所について、群島内では、公立での運営しかないところが1町2村、私立での運営しかないところが2町となっており、7市町村は公立と私立、両方ある状況でございます。

私立の場合は、保育内容について特色があり、保護者が保育所を自由に選択できるというメリットがあります。

学童については、公営のみで運営しているところが1町1村、8市町村が民営、公営と民営両方あるのが龍郷町と与論町の2町となっております。

民営のメリットとしては、民間独自の工夫で個性を出すことができ、コスト面を抑えることができます。

デメリットとして、人員の確保が難しく、SNS等の環境整備ができていないため、連絡事項が伝わりにくい状況があると聞いているところでございます。

次に、2点目の包括支援センターの委託についてのメリット・デメリット、また、県内の状況についてのご質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターは、平成18年度に高齢者からのあらゆる相談を受ける機関として、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士などの専門職を配置し開設しているところでございます。

地域包括支援センターの設置主体は市町村で、形体は直営か委託となっております。

本町は、直営の地域包括支援センターであるため、委託の状況につきましては、県内において社会福祉協議会に委託をしている5カ所の地域包括支援センターへ聞き取りをいたしましたので、その結果を報告いたします。

メリットとしては、共通してあげられたのが、専門職の確保が安定的にできるということで、デメリットは、建物が離れており、高齢者担当や障がい者担当など市町村との連携が図りにくい。

また、市町村が地域包括支援センター事業の進捗状況が把握しにくいということでございました。

次に、聞き取り調査の結果ではありますが、県内の委託の状況としましては、鹿児

島市が居宅介護事業所へ17カ所、社会福祉協議会へ5カ所、医師会へ1カ所、医療機関へ1カ所となっております。

次に、2点目の福祉教育、これは教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（碓山和宏君）

2項目の福祉教育について。

1点目と2点目の「小学校・中学校の取り組み状況について」のご質問には、一括してお答えいたします。

平成14年度の学習指導要領に「総合的な学習の時間」が新設され、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの教科の枠を越えた内容が示されました。

各学校では、生活科の学習や「総合的な学習の時間」の中で、福祉教育のねらいである「人と触れ合うことを通して命を大切にし、人権を尊重する思いやりのある子を育てる」教育を推進しているところです。

小学校における主な取り組みとしては、愛寿園や星の園、秋名の郷等でのお年寄りとの交流やボランティア活動、中学校では福祉体験活動などを通して、どのように寄り添い、どのような社会になればみんなが暮らしやすい世の中になるかを学んでいます。

また、大島養護学校との交流学习を通して、お互いを尊重し合う大切さを学んでいますし、教育課程以外の取り組みとして、青少年赤十字活動に町内5校が加盟し、命と健康を大切にし、地域のために奉仕する心も育んでいます。

福祉教育については、全ての人々の生き方にかかわる教育活動であり、学校における全ての教育活動を通して、意図的・計画的に推進していく必要があると考えています。

○3番（久保 誠君）

それでは、まずはじめに関連しますグラウンドゴルフについて若干質問をしたいと思います。

実はグラウンドゴルフ、これ協会の人とちょっと話をしましたんですけど、グラウンドゴルフも若い人が最近なかなか増えなくて、高齢化を迎えているという話もあり、ぜひ若い人を増やしたいということもあります。

また、介護予防、それから健康増進、そういった観点からもグラウンドゴルフは必要だと思いますので、そこで質問をいたします。

現在、75歳以上の方へ、1回につき200円だったですかね、補助を出していると思うんですけど、この補助金の額、金額を教えてくださいたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

グラウンドゴルフ事業につきまして、町のほうからの助成金ですけれども、令和3

年度2月末になりますけども、一応申請者数が34人で利用者が15人ということで、支出額が2月末で9万2,800円になっております。

○3番（久保 誠君）

それでは、例えば今、予算は幾らかという話だったんですけど、予算と、ついでに65歳以上をもし入れたとしたら、補助金的には幾らになりますか。

そのへんをお伺いします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

予算につきましては、確か20万円予算を立てていると理解しておりますけれども。

○議長（前田豊成君）

65歳以上。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

65歳以上に下げた場合には、一応委託事業所がございまして、委託事業所との調整もありまして、ちょっと確認をしたところでございますが、65歳以上という人数はちょっと出せないということで、人数的には把握しておりませんが、一応今のところ75歳で約10万円ということで、支出額がですね。

ですので、もし令和3年度からの想定をいたしましたところ、30万円から40万円の支出になるのではないかと考えます。

○3番（久保 誠君）

金額的に大したことないですよ。

町長どうなんですか、これぜひ65歳以上に上げてもらいたいと思うんですよ。

やっぱり協会の人も自分たちも力を入れて、ぜひ若いのを引っ張りたいと思っているもんですから、そのへん後押しをお願いしたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

今のお話のように、この問題はそのグラウンドゴルフにいそしんでいる方々から、どうしてもお願いしますという状況の中で設置した事業でございますけれども、今、ご指摘のように、その年齢を下げる必要があるのではないかということですが、大変このことによって健康増進に相当つながっているだろうと、介護保険、あるいは国民健康保険、いろんな制度において健康増進につながっているということですから、内部で検討を加えて、その方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

すみません、65歳が妥当なのかどうかはわかりませんが、ちょっと内部のほうでその引下げについてですかね、それについては前向きに検討させていくということにしたいと思っております。

○3番（久保 誠君）

ポイント事業とかありますよね、あれは確か65歳以上ですよ、そここの絡みもありますし、あるのかないのか、勝手に私がこじつけたかもしれませんが、金額的にも大したことない、それでまた本人たちのそういった若い人たちを誘う意識づけ、そのへんもやっぱり出てくると思いますので、前向きに検討じゃなくて、この場でぜひやりますと言っていただけないでしょうか。

どうでしょうか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

この場でということですが、この事業につきましては、後期高齢者事業の一部の補助も受けている状況でございます。

ですので、この事業を始めて2年目になりますので、今、評価をしている段階でございますので、しっかりと町民の方の健康増進にどのように付与しているか等も含めて、検討したうえで進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田豊成君）

何歳以下は町単になるの、65歳から、何歳。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

今は75歳以上だから、はい。

○議長（前田豊成君）

75歳以上が補助があつて。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

一部です。

○3番（久保 誠君）

ぜひこの場でやってもらうという言葉が欲しかったんですけど、そのへんは前向きに検討してぜひいただきたいと思います。

それと、結局補助金の申請、何で補助金が少ないかという部分をちょっと聞いてみたんですけど、やっぱり補助金の仕方がなんかちょっと高齢者になると申請が面倒くさいというような話なんですけど、その申請のやり方をちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

申請のやり方ということですが、一応申請用紙を役場の窓口で出していただいて、そして、一応委託先でポイントをもらったカードを付けて申請をしていただいて、償還払いという形になっております。

振り込みをさせていただいております。

この事業につきましては、支出を6カ月さかのぼりますので、やはり、しっかりと申請を出していただかないと、その月に利用した方が次の月ということではなくて、

前に6カ月利用していれば6カ月まで支出をしていただくということも考えておりますので、このような形を取らせていただいております。

○3番（久保 誠君）

大変わかりづらいと思います。

それと、やっぱり何でかとうと、恐らくやっぱり高齢者に、私もそうなんですけど、だんだん面倒くさくなってくるんですよ、申請あげるのが。

だからそのへんね、やっぱり増やすためにもぜひもうちょっと簡素化できたらなと思っております。

よろしくをお願いします。

それではちょっと本題に入りたいと思います。

まず、鹿児島から奄美への飛行機の普通運賃、これとスカイマーク、このへんを1、2カ月前に予約した場合の金額、このへんについてちょっとお伺いします。

○企画観光課長（井 一馬君）

航空運賃ということでございますが、日によってかなり変るということもございますので、参考までに述べさせていただきたいと思います。

鹿児島、奄美の片道、JALの場合、安価のときで9,500円、スカイマークは5,500円というような調べた結果でございます。

○3番（久保 誠君）

多分奄美については離島割引ありますよね。

その9,000幾らで云々というのは、多分なかなか皆さん使わないと思うんですよ。

そして離島割引使えない人は、やっぱりある程度何割引かのやつで、結構高い運賃ですよ。

ところが、鹿児島からというのは全くないですよ、そのへんどうなんですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

離島割引につきましては、議員もご存じのとおり住所が本島内ということになっております。

この9,500円が安いかどうかということであるかと思いますが、これは先取りとか、そういうところで9,500円というところを述べさせていただきました。

○3番（久保 誠君）

それをいえばスカイマークだってね、1,000円とか2,000円で行けるときがあるわけですよ、現実問題として。

それはそれでいいとしまして、それだけある程度スカイマークのほうが、あんまりJALさんには失礼なんだろうけど、安いということですので、これだけやっぱり安いわけですけど、なかなか鹿児島から奄美、旅行したことがないという人多いんで

すよね。

恐らく島の人もそうなんですけど、本島から与論、沖永良部、徳之島、あんまり行ったことないと思います。

ただ鹿児島の方も奄美に結構来たことがないというのはすごく多いと思うんですよ。そしてね、時間帯がすごく鹿児島に有利なんですよ。

結局、朝10時に出て、こっちから帰りは6時55分だったですかね、調べた時間は。だからすごく便利な時間帯です。

また若い人というのは、恐らく自分で切符を購入しますよね、パソコン等で。

ところが、やっぱり高齢者、大体ほとんどツアーとかで島に来ていると思います。

そういうことを考えると、鹿児島空港、近くの霧島市の旧溝辺町、それとか横川町、このへんの老人クラブ、そのへんにアピールして、自然遺産を見るついでにグラウンドゴルフあたりの交流をしようとかいうのはどうでしょうか。

どうでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

交流ということでございますが、役場のほうでそういう団体やっているわけではございません。

老人クラブとかそういう愛好家の集まった組織があると思います。

そこを地元のほうでしっかりとそういう体制、受け取り体制、そういうことができるかというのも一つのこれに向けての大事な施策だと思いますので、そこらへんは調整をさせて、それができるようであればそのような情報発信ができればと考えております。

○3番（久保 誠君）

多分そんなに難しいことじゃないと私は思っています。

まずアピールをしますよね。

結局老人クラブの会議とかいろいろありますよね。

事務局は恐らく役場にあると思うんですけど、そういったこととか、例えば誰かが行ったときにちょっとね、そのへんで声をかけるとか、大したことじゃないと思うんですけど、そういったところからぜひ広げていかないと、なかなか前に進まないなあと思っています。

別にお金がかかるわけじゃないですから、せっかく世界自然遺産にもなったわけですから、ぜひ来ていただきたいと思っています。

そのへんそんなに難しいことじゃないと思うんですけど、町長どうですか。

○町長（竹田泰典君）

一つの方法だなあと今、聞かせていただいているところですけども、鹿児島県の

中の県内の方々の高齢者との交流と、交流を通して本町をアピールしていくと、奄美をアピールしていくということですが、まずその団体等ともそのあたりのことも掘り下げて、協議をしてまいる必要があるのかなあと思っているところでございます。

問題はその宿泊の問題、いろいろ問題が出てくるだろうと思うんですけれども、そこらあたりが本町に宿泊していただけるのかとか、そこらあたりの採算ベースというんでしょうか、そのあたりもまた協議をしながら進めていくということにさせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（久保 誠君）

じゃあそういう方向でよろしくをお願いします。

それでは次に移りたいと思います。

まずピーチ航空、これやっぱり相当安いですよ。

取りあえず、一応東京のこれ成田からですよ。

羽田からはJALが飛んでいると思うんですけど、JALとピーチと、一番両方安いときでもいいし、一番高いときでもいいし、金額をわかれば教えていただきたいと思います。

○企画観光課長（井 一馬君）

東京成田の航空運賃の話でございますが、JALのほうは多分東京の羽田のほうになるかと思えます。

航空運賃の一番安いということで、先取りも含めて調べておりますが、JALで1万4,800円、ピーチが5,990円となっております。

○3番（久保 誠君）

一応ピーチの5,900円というのも、でももっと安いときはありますよね。

この前、1,280円ぐらいだったですかね、でピーチは出ていたんですけど、それはそれでいいとしまして、では、ちょっと関東の大学数、それと千葉、成田は千葉ですか、千葉の大学数をちょっと教えていただけませんか。」

○企画観光課長（井 一馬君）

関東圏内一応調べてみました。

東京・千葉・神奈川・埼玉・茨城・栃木・群馬で260ほどの大学がございます。

千葉のほうでは27大学というふうな調べであります。

○3番（久保 誠君）

それに短大とか入れると恐らく関東では300余り、恐らく千葉でも50余りだと思います。

やっぱりこれだけの大学があるわけですよ。

そのへんもまたちょっとあとで話はしますけど、じゃあちょっと大阪の伊丹から奄美までのJALの運賃と、それから関西空港から奄美までのピーチの料金を教えていただきたいと思います。

○企画観光課長（井 一馬君）

これも安めのときの、日によって変わりますけれど、片道料金でございます。

JALで7,500円ピーチが4,790円からとなっております。

○3番（久保 誠君）

ありがとうございます。

先ほど話しましたとおり、すみません、ついでに関西のほうの近畿の大学数、それと大阪の大学数ちょっと教えていただきたいと思います。

○企画観光課長（井 一馬君）

関西管内ですが、大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山をピックアップいたしました。

関西全体で149、大阪で55というような調査になっております。

○3番（久保 誠君）

やっぱりこれだけ大学が多いわけですよ。

これに対する生徒数も多いわけですから、これだけの大学もありますし、また安い飛行機もあるということで、私は合宿誘致できているんですよ。

大学生ですから恐らくはお金もないし3、4日だと思っています。

ただね、野球とかサッカー、そういった屋外競技、どちらかというやっぱり整備とかにはお金もかかりますし、若干無理があるかなと思っていますので、屋内競技、屋内競技だっていっぱいありますよね。

バレー・バスケットボール・ハンドボール・バドミントン等諸々、そういったのができればいいのかなと思っています。

現在、奄美のほうでは社会人だけでなく、今、大学も来ていますよね、陸上あたり、この前見たのが、私が見たのは中央大学、順天堂大学、城西大学、こういったのも来ています。

ゴルフ場には法政大学、それから慶応大学、このへん結構お金を持っていますからホテルに泊まっています。

ただ一般のね、学生というのはやっぱり金ないんですよ。

だから、恐らく公民館、そのへんあたりに泊まると思います。

そこでやっぱり子どもたちとの触れ合いとかいろいろできるといいますので、ぜひ、これもお金がかかるわけじゃないと思います。

ぜひみんなで話しながら進めていければと思っておりますけど、このへんはちょっと町長に聞きます。

また前みたいにごまかされるといけませんので、このへんちょっと詳しい副町長のほうから、どう思うのか、そのへんのちょっと考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○副町長（則 敏光君）

確かにスポーツ合宿ということで、もともと東京直行便ができた時点で、奄美市がスタートさせております。

安い料金と宿泊、少なくともやはり3食付きとなりますので、スポーツ関係で有名な大学については、しっかりとした栄養管理が必要になりますので、やはりホテルということになります。

ゼミ程度、同好会とかそういった形の合宿であれば、公民館とかいうことで、その場合でも学生自らが炊事、洗濯をするのかどうか、そういったのが紹介状などで環境が整えば、その誘致なども可能ではないかと考えております。

○3番（久保 誠君）

部活に関して、別に私は有名大学とか一流大学、そういったところじゃなくていいと思っています。

確かにおっしゃるように、ホテルに泊まるという大学生というのはそうそう多くないですよ。

例えば、バレーボール、関東のリーグだけで8とか9とかあるんですよ。

上位は恐らく1部リーグとかになるとトップのほうですよ。

8部、9部、同好会に似たところなんです。

そのへんとか、そんなお金を出して泊まるというほどお金もありませんし、できましたらそういった有名大学じゃなくて、同好会でもいいと私は考えております。

そしてね、多分東京や大阪、そのへんはたくさん皆さんが知っている方もいらっしゃいますし、また役場職員でもいらっしゃいますよね。

そしてまた後輩とか子どもさんとか、知り合いの方、そういった方をお願いして、ゆっくりと焦らずにそういった大学が誘致できればいいかなと思います。

難しいことじゃないと思いますので、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思えます。

最後に何かありますか、いいですか。

○町長（竹田泰典君）

必ず久保議員とはこの議論はいつもさせてもらっています。

確かにすばらしいアイデアだなあと思うんですけども、それまでに持っていく経緯というんでしょうか、そのPR、宣伝の仕方、あるいは大学への、専門学校でも

しかりでしょう、そういうところへのアプローチの仕方というものも今後検討を加えながら、前向きにこれも検討をさせていただくということでお願いをしたいと思いません。

本当に、必ず久保議員とはこの話でいつも盛り上がって、私は久保議員に大変押されっぱなしの状況にありますけども、これはやはり龍郷町を愛する久保議員の考え方でしょうから、前向きに検討を加えていくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○3番（久保 誠君）

どうもありがとうございます。

一応この部分に関しましてはこれで終わりたいと思ひます。

それでは、次に福祉教育の推進ということでちょっとお伺ひしたいと思ひます。

学童生徒のボランティア活動事業というのがあると思うんですけど、このへんについて、これはどういった事業なんですか、ご説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

ボランティアポイント活動ということですが、社会福祉協議会の事業の一つで、児童生徒のふれあいボランティア活動事業というものです。

小学校の児童生徒にポイントカードを配布して、学校外のボランティア活動に参加した場合に、そのカードにスタンプをおして、10ポイント貯まるごとに活動認定証というものを発行するもので、ボランティア活動の促進と社会福祉の理解や関心を高め、福祉の心を育むことを目的としております。

以上です。

○3番（久保 誠君）

これ結構私、個人的に気に入っております、やっぱり大変大事だなと思っております。

そこで、この事業への加入校及び利用状況はどうなっているのか、ちょっとお願いします。

わかりましたら。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

一応令和2年度の実績なんですが、秋名小学校で児童が17名、10回以上のボランティアで認定を受けており、通算ですが令和3年3月末で150名の方が認定を受けております。

以上です。

○3番（久保 誠君）

わかりました。

それでは、こちらのほうに老人ホーム、その訪問交流活動、それとか養護学校このへんとの交流活動を行っていると書いてあるんですけど、どういった学校ですか、もしわかれば学校名までお願いします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

老人ホームの慰問です、大勝小学校や龍瀬小学校が行なっております。

養護学校との交流なんですけど、赤徳小中学校、龍瀬小学校、龍郷小学校、秋名小学校、龍南中学校で報告を受けております。

○3番（久保 誠君）

わかりました。

それとか、恐らく障がい者、それから高齢者、そのへんの疑似体験、それから車椅子体験、一番大事な部分ですよ。

やっぱりそういったところで一緒にやってみるというところで、そのへんの体験学習、そのへんはどうなっていますか、お伺いします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

また令和2年度の状況なんですけど、龍北中学校の2年生が高齢者の疑似体験、あと車椅子の体験を行なっていると聞いております。

○3番（久保 誠君）

ついでにちょっと赤十字のこともでていきます。

ちょっと青少年赤十字、これの協力校、これについてもどうかちょっと教えていただければと思います。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

赤十字の協力校ですが、小学校4校、田小学校、龍郷小学校、龍瀬小学校、赤徳小学校の四つ、中学校で1校、赤徳中学校、合計の5校となっております。

○3番（久保 誠君）

ありがとうございます。

教育長どうですか、今ちょっと聞いとったらやっぱり荒波が多いですよ。

やっぱり小規模校で教育しやすいのかどうかわからないんですけど、そのへんについてどう思いますか。

○教育長（碓山和宏君）

今、たまたま荒波が出ていますが、町内全ての学校でやっています。

福祉教育というのは、特に龍郷の場合は福祉のまちですので、それに大島養護学校が島内唯一あるということで、養護学校を中心にやっていますし、私自身は、福祉教育というのは、やはり人権教育がベースになるだろうと。

自分を大切にする、そして他人を大切にするというので、各学校は人権教育を学校教育の柱に全ての学校で取り組んでいますので、私としては、龍郷町の各学校の福祉教育というのは非常に進んでいるなど、そしてまた充実しているなあと思っているところです。

以上です。

○3番（久保 誠君）

すみません、それをちょっと聞きたいんですけど、例えばね、町内の福祉の状況、それから障がい者施設の入居者の説明、それから老人福祉施設の状況等、そういった話を教えて、教えてというか、施設や役場職員でもいいですし社協職員でもいいですし、学校に来てそういった授業の一環として教えたというところはあるですか。

○教育長（碓山和宏君）

確実なことはわかりませんが、多分やっていると思いますし、例えば、中学校ではよく職場体験学習があるんですが、職場体験学習については、福祉施設を訪問をしてボランティア活動をし、そしてまた、お年寄りとのふれあいを通してというような活動をやっているところです。

以上です。

○3番（久保 誠君）

やっぱり小学校とか中学校、そこで習うことというのは大変重要で、3月の3日だったですかね、テレビで番組でしていたんですけど、横浜の市民は横浜市歌、いわゆる横浜市歌が歌えます。

それからまた、群馬県民は縄文カルタを皆さん覚えています。

実は、私もやっぱり神奈川にいたころに、もう五十数年前ですよ。

やっぱり小学校、中学校、一応赤十字の協力があつたもんですから、赤十字の歌、それから神奈川県歌、まだ今でも覚えています。

ですから、やっぱり大事なんですよ。

ですから大変重要だと思いますし、また龍郷町、これは人口6,000人余りの町に多くの福祉施設があるまちというのは、これは全国的にも珍しいと思います。

そしてまたそれに携わる人、いわゆる福祉関係者、そういった親も多いと思います。

ですから、そのような町だからこそ逆に親の後ろ姿を見せたりするのは、一応子どもたちへの福祉教育というのがすごく大事だと思っております。

ぜひ、なお一層の福祉教育の推進をお願いしたいと思っております。

以上でこの質問は終わりたいと思います。

次に、町政運営について。

まず保育所の学童保育について、このへんから。

まず保育所、ここ例えば奄美市であれば今、事業団がほとんどやっていますよね。そういったこともあって、そういった委託になった背景、理由とかあると思うんですけど、わかる範囲で結構です。

恐らく奄美市だけじゃないと思いますので、もし、背景とか理由、そのへんがわかりましたらお願いします。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

民営化になった理由というのが、大きな理由が、公立保育所運営費の国庫負担金の廃止と一般財源化、また、公立保育所施設の整備費の国庫補助金の一般財源化と、2004年度ぐらいに一般財源化で交付税措置となっております。

それが民営化の後押しをしてきています。

以上です。

○3番（久保 誠君）

恐らく財政事情だということで一応理解しました。

これはまたあとで聞きたいと思いますが、今、龍郷町の保育協議会、これに加入している保育所はどこですかね。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

現在、協議会に加入しているのが、大勝保育所、赤徳保育所、健児保育所の認可保育所が加入していると聞いております。

○3番（久保 誠君）

認可保育所、例えば、最近できたサンサン保育所、それからあすばら保育所、このへんも保育で同じだと思うんですけど、やっぱり連携のためにも必要だと思うんですけど、このへんが入っていないのは何でかなと思います。

お答えください。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

この協議会が郡、県のほうにつながっていくんですけど、少し調べたんですけど、ちょっとそこがなぜ小規模保育所が入っていないのかちょっとわからなかったんですが、これも奄美市のほうにもちょっと聞いたんですけど、会員には入っていないんですけど、各保育所の所長、小規模等も含めて月1回意見交換会をしているということで、今年度、1月に認可所長とかいろいろ集まって、私立の所長さん、健児、あすばら、サンサンの所長さん等集まっていたときに、やはり意見交換する場が欲しいという話がありまして、令和4年度からそういう場を設けたいと思っております。

○3番（久保 誠君）

はい、わかりました。

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっとあんまり時間もありませんので、例えば、この学童と保育所、この委託、これ福祉公社とか社会福祉事業団、このへんをつくって委託するという気はないのか。

町長どうなんですか、このへんについては、どう思ひますか。

○町長（竹田泰典君）

私は、皆さんといつもお話しさせるときには、民間ができるものは民間にということでお話をさせていますけれども、そういう状況があれば、ぜひそのようなことも考えていきたいと思っています。

いずれにしましてもその事業団の運営についてどうなっていくのか、そこらあたりも見極めながら進めているということになりますけれども、そういう話があればどんどん役場のほうにもあげていただいて、民間ができるものについては民間にいくという方針で進めていきたいと思ひます。

以上です。

○3番（久保 誠君）

この保育所とか学童保育、これすぐすぐというわけには恐らくいかないと思ひます。将来的にそういったことも考えていただければと、考えているということで理解します。

次に、包括支援センターについて。

委託になった経緯等についてまた教えていただければ、よろしくお願ひします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

現在委託で包括支援センターを運営しております市町村の聞き取りからなんですけれども、事業を委託するとなりますと、どの市町村におきましても包括支援センターの業務はやはり多様化しておりますので、やはり委託・運営に当たっては、準備期間としてやはり1年から2年をかけて、専門職を、保健師、社会福祉士を社協から役場に派遣をさせたり、また反対に社協のほうへ保健師、社会福祉士を派遣、出向させるというような準備期間があるということで、実際その5市町村につきましては、その経過を経て委託をしているということをお聞ひしております。

○議長（前田豊成君）

委託した理由でいいの。

○3番（久保 誠君）

ついでにちょっと理由までもしよければ、財政的な部分もあるのかもしれませんが、ないんですか特には、なければならぬ結構ですよ。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

この委託をしている市町村、市レベルの大きな市町村が3市町村で町レベルが2町

村ということで聞いておりますけれども、やはり包括支援センターが開設する18年度からもう委託に至っている市町村、鹿児島市とかは17介護事業所へ委託をしております。

また、町レベルで聞きましたら、また包括の業務の中でも、やはり社会福祉に属するもの、包括的支援事業というのがあるんですが、例えば、青年後見人制度の権利擁護の問題であるとか、そのような委託の中身によって少し社協のほうへ委託をしているということを聞いております。

○3番（久保 誠君）

恐らくもっともっと設立当初が、県のほうは恐らく行政にさせるというような意識が結構強かったというのが背景にありまして、徐々に切り替わってきているのかなということと理解します。

確かに事務量も増えて大変で、また専門性のあるものについて、これは町が直営で行なうより、サービスの向上や経費の削減、そういったものができるのではないかと思います。

ぜひまた委託のほうも考えていただきたいと思いますけど、最後に町長、この件に関してどう思いますか。

○町長（竹田泰典君）

先ほども申し上げたとおり、民間ができるものについては民間にという基本的な考えのもとで、私は就任以来、この問題についてはいろいろ模索をしているところですが、今後、先ほど課長からも答弁がありましたように、この1年しっかりとそのデメリット・メリット、そこらあたりを分析をしてやっていきたいと思っています。

久保議員もご承知のとおり、以前社会福祉協議会が介護事業所に入った時分は、どうしても町の支援がどうしてもできないという状況の中で、自ら介護事業所が少ない中で、社会福祉協議会がその一役を担うということで事業所に設定をしたところですが、今はその状況も社会情勢も変わってきているだろうと思います。

やはり民間ができるところはしっかりと民間にやっていただいて、また次の社会福祉協議会の考え方ということで、常に私、社会福祉協議会の皆さんには、将来の経営はどうあるべきかということで、再三申し上げているところですが、今回の一般質問の中で、障がい者も含めた包括ということも考えていかなければならないというお話もございましたので、原点にもう一度振り返って、変わってこの問題については対応してまいりたいと思っています。

以上です。

○3番（久保 誠君）

わかりました。

どうもありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

久保 誠君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

13時10分、午後1時10分より再開いたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時10分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋研太郎君の一般質問を行ないます。

○1番（高橋研太郎君）

町民の皆様、こんにちは。

新型コロナの第6波はなかなか落ち着きを見せません。

引き続き感染予防に努めてまいりましょう。

また、テレビなどから戦争の悲しいニュースが流れてきますが、奄美には大島高校野球部の選抜高校野球出場という明るいニュースがあります。

一戦一戦強くなる選手の活躍に心が沸き立ちました。

選手の皆さん、並びに父兄、関係者の皆様、甲子園出場おめでとうございます。

40年前の高校球児の1人として大変うれしく思っておりますし、先週末に公開されました菊次郎ミュージカルでの子どもたちの熱演を目の当たりにして、子どもたちの可能性に心躍る思いでした。

感動をありがとうございました。

それでは、先に提出している通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

1項目、観光振興について。

1点目、長雲峠からのトレッキングコースの整備についてお聞きします。

奄美自然観察の森の整備事業も終盤を迎えています。

そこで、この質問は令和2年9月にも行なっていますが、その後の経過についてお聞かせください。

2項目、高齢者福祉について。

1点目、高齢者の運転免許返納の現状とその対応をお聞きします。

高齢ドライバーの親を持つ私自身は、交通事故のニュースを耳にするたびに、いつ

かは加害者側へなる日がくるのではないかと心によぎることがあります。

同じような不安を抱えていらっしゃる人たちもいると思いますので、答弁をお願いします。

2点目の高齢者無料バスの運行状況はですが、これは1点目で、運転免許返納後に今までどおりとはいかないまでも、買い物や病院通いができる状況にあるのか気になりましたのでお答えください。

3点目、現在、休館になっている入浴施設の再開は、についてお聞きします。

1月から休館になっているどうくさあや館の入浴施設はいつごろ再開されるのか、心待ちにしている方がいらっしゃいます。

以上、2項目4点について町の答弁を求め、1回目の質問といたします。

○町長（竹田泰典君）

高橋議員より2項目についてのご質問がありましたので、順次お答えを申し上げます。

1項目の観光振興について。

長雲峠からのトレッキングコースの整備についてのご質問にお答えをいたします。

以前にも議員より観光促進のため、長雲峠と集落を結ぶトレッキングコースの整備についてご質問がございました。

コースとして検討できるのは、里道だと考えられますので、地籍図を基に調査したところでございます。

本町は山頂付近に道路があり、里道と接していると思われる箇所が多数ありますので、集落の方々の情報収集を行ないながら、安全に歩けるのか確認のうえ、今後観光利用できるか検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の高齢者福祉について。

1点目の高齢者の運転免許返納の状況とその対応についてのご質問にお答えをいたします。

本町における65歳以上の運転免許返納者の現状は、令和元年が13名、令和2年が21名、令和3年が15名になってございます。

次に、対応としましては、令和3年9月に龍郷町高齢者バス乗車証交付要綱の一部を改正し、対象者を町内に居住する70歳以上の高齢者から、町内在住の65歳以上で運転免許証を自主返納した高齢者まで対象者を拡充しております。

現在のところ、免許返納でバス乗車証の交付申請を考えている方からの相談を15件受けて、対応しているところでございます。

次に、2点目の高齢者無料バスの運行状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

本町における高齢者無料バス補助事業は、株式会社しまバスと委託契約をしております。

対象者は、龍郷町内に居住する70歳以上の高齢者、65歳以上の者で、先ほど申し上げた運転免許証を自主返納した高齢者となっており、対象区間は町内のバス路線の全域で、無料となっております。

現在の高齢者無料バス補助事業の登録者数は429名で、しまバスが実施する乗降調査の状況では、1日平均利用人数は約26名となっております。

次に、3点目の現在休館になっている入浴施設の再開についてのご質問にお答えを申し上げます。

令和3年12月7日に町社会福祉協議会からバーナーヒーターや鉄板製ヒーター接合部から水漏れしていると報告を受け、修理見積りを依頼しましたが、修理が困難な状況となっており、ボイラー入れ替えが必要と説明を受けました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今年度は入浴施設が閉館になることも多かったこともあり、早めに再開できるよう、令和4年1月21日に入札を執行し、更新工事の契約を締結したところでございます。

工期につきましては、ボイラーが受注生産のため納期に時間を要し、完成は5月末までを予定しているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○1番（高橋研太郎君）

町長、答弁ありがとうございます。

答弁書の中に再質問をしようと思った内容がありましたが、確認の意味を込めて質問していきたいと思えます。

まずは、トレッキングコースの整備についてお聞きします。

答弁書の中身が前向きだと捉えて聞いていきますが、このトレッキングコースの中で、里道が利用できれば最善だと思いますが、その場合に安全対策のため、曲がり角や交差するポイントに目的地までの距離とかの表示をすることは可能なんではないでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

お答えいたします。

里道といいましても中のほうはかなり複雑化しているのは私もわかっております。

できる限り迷わないようなコースといいますか、進路方向、そのような案内看板が必要かと思っておりますので、コースが決まり次第、そのような整備ができればと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

これも安全対策の為なんですけど、山の中では携帯電話の受信状況はどのようになっ

ているのか、これは携帯電話の会社によっても違うと思います。

それとまた、ハブや蜂の巣とか、ちょっと危険生物もいますので、その対策も考えていらっしゃるのか。

○企画観光課長（井 一馬君）

携帯電話の受信の件ですが、現在、奄美自然観察の森のところで整備を進めておりますが、携帯の鉄塔を整備しております。

この範囲がどこまでいくかというのはまた建ってみないとわかりませんが、斜面、隠れたところは、荒波方面はなかなか入りにくいという状況もわかっていますので、そこらへんはまたコースが決まり次第、調べさせていただきたいと思います。

ハブ、蜂の対策ですが、これはなかなか難しいと思っています。

コースが決定しましたら参加といいますか、利用される方への注意喚起、もしありましたら除去するのはこちらのほうでなければいけないと考えております。

また、先ほどからちょっと質問が、質問といいますか看板の件がございましたが、なかなか1人とか入る場合は危ないと考えておりますので、ツアーガイド等のそういう組織も活用できたらと考えているところです。

○1番（高橋研太郎君）

このコースの中で、倒木とか歩きにくい場所もあります。

それとまた別に、あと東シナ海が見渡せるような見晴らしのいい場所がありますが、そのときは伐採などをかけて、パッと喜ばれるような場所をつくったり、また珍しい草花や樹木などがあつたら、その場合、案内板とかも設置とか、それは可能なんでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

コースによつての眺めがいい場所の木の伐採ということですが、これが町の土地であればいいというものもありますが、ただ長雲関係が第1種、第2種保安林、いろいろ制限のかかったところがございます。

そういうところは確認をしながら、切れるものであれば申請をして切りたいと思っております。

あとは草花とかそういうところの案内といいますか、そういうことですが、コースが決まってそういう場所があれば、またそういうところも発信をして、そのコースの良さをアピールできたらと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

これはもちろん初心者コースとか上級者コースとか、そういう選定もされるのでしょうか。

○議長（前田豊成君）

井課長、これやる方向でいいんですか。

○企画観光課長（井 一馬君）

今、議長からやる方向ですかということですが、これはあくまでもそのコースがまだ決定しておりません。

コースが決定していないといいますか、一応現地を確認しないと、要するに山道というのは、絶壁があったりいろんなことがあります。

あくまでも調査をして、それができるかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

○1番（高橋研太郎君）

わかりました。

そうですね、まだ何も今、決定していないところで私はただ勝手に聞いているわけなんですけど、これは前も言いましたけど、我が町ではトレッキングコースが3コースございます。

そしてまた、eバイクという電動自転車もあります。

そこでeバイクの管理場所を島育ち館から奄美自然観察の森や荒波龍美館に変えて、車は奄美自然観察の森に置いて、長雲峠からトレッキングコースを歩いて下って、eバイクに乗って奄美トレイルコースを楽しんでいただき、奄美自然観察の森に戻っていくという循環型、こういう観光ができればおもしろいなと思ってお聞きしているんですけど、またその中で、コロナ禍の中、結構有利な観光になるんじゃないかと思ってお聞きしています。

そしてまた、その中でエコツアーガイドの必要性もでてきて、町長が施政方針でおっしゃった、稼げる観光づくりにもつながると思いますけど、どうですかね、町長これ可能性としては。

○町長（竹田泰典君）

いま、高橋議員の提言は、私も同感でございます。

そのようなことで、何としても先の里道等も十分勘案しながら、トレイルコース、いろんなところがありますから、これはぜひサイクルツーリズム、実証していますけれども、これを来年度から動かすということになっていますから、当然そのようなことになっていくだろうと思います。

よろしくお願いをしたいと思います。

○1番（高橋研太郎君）

奄美は自然がいっぱいあります。

少し手を入れると自然を守りながらでも稼げる方法はあると思います。

いろいろなアイデアで豊かな町になるだろうという思いで次の質問に入ります。

次は、高齢者の福祉について。

高齢者の運転免許返納について。

他の市町村では、この免許返納に対してどのような対策を講じているのか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

他の市町村での取り組みということで、奄美警察署管内と瀬戸内町警察管内で聞き取りをしております。

近隣町村の取り組みとしましては、奄美市が、市内バス、タクシーの乗車時、入浴また健康施設での使用できる利用補助券を1人当たり5,000円配布をする。

ただ年齢が70歳以上74歳以下での自主返納者になっているようです。

あと大和村のほうが大和村の直交バスが無料で村内は割り引きをとということと、あと大和村から奄美市へ利用された場合のその交通費の補助もされているようです。

一応奄美市まで500円以上するところを200円にとということ。

それとあと大和村の村民以外の方の補助も、大和村から奄美市は700円以上であるんですけども、自主返納された証明書を持ってこられたら300円から500円ということで補助をされているようです。

それとあと瀬戸内町警察署の管内では、宇検村が65歳以上の方で免許返納をされた方、役場に申請をされますと商品券を2万円贈呈しているようです。

瀬戸内町につきましては、今のところ対策はとっていないということでした。

○1番（高橋研太郎君）

他市町村ではお金とかそういうのでやっているそうなんですけど、龍郷町は高齢者無料バスがありますが、それぐらいなんですかね、ほかに何か高齢者の返納者に対して、何か特典みたいなものはあるんですか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

先ほどの無料バスの65歳以上の返納者に関しましては無料バスということですけども、それ以外につきましては、本当に先ほど議員がおっしゃったとおり、この免許返納につきまして様々のご意見が、相談がまいておりますので、そこも含めて今後は検討していかないといけない一つの問題かなと思っております。

○1番（高橋研太郎君）

本町での高齢者や後期高齢者の本町における運転免許の取得者の数とか、また、その中で去年運転免許を返納した数、これはさっきの答弁書に出っていますが、改めてお願いします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

このことにつきましても奄美警察署のほうに確認をしております。

高齢者65歳以上の運転免許の保有者数につきましては、全体で1,173名です。町内

の免許保有者のやっぱり33.3%にあたります。

後期高齢者につきましては数字を警察署自体も持っていないということで、ちょっとお答えできませんのでご了承ください。

次に、昨年度の運転免許を自主返納ではなくて免許証を返納した方についての総数になりますけれども、65歳以上で15名、うち75歳以上の方が14名となっております。

令和2年度も元年度も見ましたら、やはり9割以上が75歳以上の返納という形になっているようです。

○1番（高橋研太郎君）

この運転免許返納に対する相談とか、例えばシニアカーの貸し出しに対する相談とかはなかったのかを聞くつもりだったんですが、返納に対する相談を15件受けて対応しているということですので、シニアカーの貸し出しに対する相談とか、それはなかったんですかね、役場や社協とか、それに対して。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

15件の相談内容につきましては、皆さんもご存じのように家族から多く相談を受けている状況です。

それで、やはり最近、親の車の傷が増えてきたとか、あと、接触事故を起こしたとか、また認知症であるとか、脳梗塞であるとか、そういうやっぱり疾病を起こしてしまって、主治医から車の返納を言われているが、本人が車だけは運転したいとか、なかなか返納してくれないので、どんなふうにしたらいいのか。

高齢者夫婦で過ごされている方たちにとっては、買い物支援であったり、病院受診が困ってしまうとか、生活上の困り事がやっぱり出てくるのでということで、一応うちの課としては、課内においてコア会議をして、本人の生活状況等を検討して、返納を説得する方法なども一緒に含めて考えて乗っているところですが、その中に、やはりシニアカーの貸し出しはないかという相談の方が1件ありました。

それで一緒にいろいろと検討したうえで、そしたら内地におられる家族の方が、ちょっと中古のシニアカーを購入してあげて、それを使って今、過ごしておられますという方が1件ございました。

○1番（高橋研太郎君）

シニアカーの問い合わせ1件あったそうですね。

これはあとの無料バスのところでも聞きたいと思いますが、高齢者の身内としたら、何が起こるか、何か起こる前に本当は運転免許を手放してほしい。

しかし、平日もおっしゃるように病院通いなどで負担が増えるというジレンマの中にいます。

それも親孝行じゃなかねて言われたら、はい、それまでなのですが、もう団塊の世

代の方が後期高齢者に入っております。

私たちも長生きしたらいつかは必ず通る道です。

ですので、今のうち何か新たな対策を考えるべきじゃありませんか。

町長、お願いします。

○町長（竹田泰典君）

大変貴重なご意見ですけれども、大変高齢化社会の中で、高齢者の皆さんが安心して住み続けられる状況、そういう出かける状況等も勘案しながら、これから議論を進めながら良い方向に進めてまいりたいと思っています。

大変答弁にはなっていないんですけれども、とにかく元気老人をつくりながら、その施策を進めていくということになろうかと思えます。

今後もどんどん議論を深めてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

一応、本当は早急に対応してほしいんですが、今の答えでちょっと納得しておきましょう。

それでは次の質問に入ります。

高齢者無料バスについて。

この高齢者の無料バスというのは、こういう見返りを求めない高齢者への住民サービス、高齢者福祉だとこれは考えてよろしいんですかね。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

議員がおっしゃったとおり、高齢者の方がやはり不便なく生活をしていただくうえで、町内の無料バスを利用させていただいて、生活をしっかりとさせていただくという目的で、この無料バスは制度として制度化されていると理解しております。

○1番（高橋研太郎君）

高齢者は町内無料だということで、1日の乗降者も平均して26名ほどいらっしゃるということです。

これはどの地区が多いですかね。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

町内の有料バス路線につきましては、皆様ご存じのように秋名から龍郷、中勝から奄美市へという路線が1路線と、また、奄美市の笠利町から赤尾木、中勝、名瀬市内へという1路線、それと戸口集落につきましては、戸口からビックツまでのタクシー路線ということで、3路線があるところでございますけれども、その中で一番利用者が多い地区は、やはり荒波地区の方の利用が一番多いということと、あと戸口からビックツまでの路線での利用が多くなっております。

○1番（高橋研太郎君）

この高齢者向けの無料バスに対して、町のほうからしまバスさんに年間どれぐらいの金額がいつているのか教えてください。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

しまバスさんのほうと委託契約をしております。

一応しまバスさんのほうに乗降調査をお願いしております、それに基づいて、月23万4,000円ということで、年間281万8,000円の財政からの支出をしております。

○1番（高橋研太郎君）

これを高齢者福祉として考えたら、これは280万円あまりのお金は、これは高いとお考えですか安くあがっていると考えますか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

利用状況等を見ながら勘案しましても、高いと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり高齢者が1人不便な生活をすると思うと、この無料で町内乗れるというのは、この金額に相当するのではないかと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

本当ですよ、たくさんの方がこの無料バスを利用させていただきたいと思います。

これ案なんですけど、先ほど運転免許の返納を相談にいらっしゃった高齢者の皆さんが15名ほどいらっしゃったと。

その皆さんに無料バスを利用して名瀬市街地へのツアーを組んだバスで名瀬へ行って、病院へ行ったり買い物したりするのは、これぐらいのもんだねとかそういうイメージが湧くと思うんですが、そういう考えはありませんか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

議員からのご提案でございますけれども、やはり高齢者になると人とかかわるのが少なくなって、また、より高齢になると、90代とかになるともう同級生が亡くなられたりして、なかなかお友だちがいらっしゃらないという高齢者もいらっしゃいます。

確かにそういう形でチームを組んで集落ごとにとか、そういう形で活用していくのも一つの方法と思います。

ですので、今後またこの高齢者の生きがいつくり等につきましては、前向きに検討していく中の一つとして検討させていただきたいと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

はい、わかりました。

前向きに検討して、本当身内としては事故がないように事故がないように祈っているばかりなんですけど、そういうことで、利用を促進していただいて、利用促進に努めていただけるようお願いして、次の質問に入ります。

入浴施設の再開について質問します。

答弁書の中で、6月から再開するということですが、このボイラーが再度故障した場合に、修理した会社から保証とか、電化製品を買うとメーカー保証は何年ありますよとか、そういうものはあるのか。

それとまた、このボイラーの耐用年数はどれぐらいなのかお聞きします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

ボイラーの保証期間はあるかということでございますが、メーカー保証が1年間となっているそうです。

そしてまた、耐用年数につきましては、業務用ボイラーということで、耐用年数としまして10年となっているということでした。

○議長（前田豊成君）

前のは10年過ぎたんじゃないの、前の、それ言わんでいいの。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

ああ、前回の。

○議長（前田豊成君）

前回の、もう十何年経過しているか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

前回のボイラーにつきましては、参考ですけれども、一応耐用年数は10年となっておりますけれども、十何年もったという経緯があります。

付け加えですけれども、すみません。

○1番（高橋研太郎君）

温泉のことに本当は聞いたかったんですけれども、昨日たくさん質問がありましたので、どうかさあや館の、昨日リノベーションをするということを聞いたんですが、例えば、入浴施設の中に足腰の悪い方のためのリハビリにも利用できるプールのようなものを設置できないかと思っております。

これは町内の方も足が悪い方が、三儀山とか大浜のほうに行って、リハビリでわざわざ遠くまで通っていらっしゃる方がいらっしゃるものですから、ついでにそういうことは考えられないかどうか、お願いします。

○町長（竹田泰典君）

取りあえず、今のどうかさあや館の風呂の修理をし、リノベーション、あるいは複合施設という話で進めていますけれども、これは町民の皆さんのご意見を賜りながら、しっかりと論議を深めていくということになろうかと思えます。

また、外郭のものは大体できているんですけれども、あまりにも高額になるという状況のようですから、リノベーションも含めた形で進めたらどうかというご意見もあ

るようで、これはまた新しく4月から立ち上がる検討委員会の中で論議を深めていくということになるかと思えます。

以前、温水プールという話もありましたけれども、この件についてはちょっと及ばないのかなあと思ったり今しているところでございます。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

町内も施設があったらいいんですけど、施設がないおかげで遠くまで通われている方がいるということを中心に留めていただいて、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（前田豊成君）

高橋研太郎君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後1時50分より再開をいたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時50分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

圓山和昭君の一般質問を行ないます。

○6番（圓山和昭君）

町民の皆様、こんにちは。

3月議会一般質問のトリを務めます圓山です。

この春に節目を迎えられます皆さん、ご家族の皆様、誠におめでとうございます。

本町で門出を迎えられた方々にこの場を借りて心からお祝い申し上げます。

さて、いよいよ明日から大島高校野球部が出場する甲子園が始まります。

龍郷町にゆかりがある選手、マネージャーが8名も所属しています。

奄美の子たちが晴れ舞台で躍動する姿を想像すると胸が高鳴ります。

また、先週末に行なわれました青少年ミュージカル「KIKUJIRO」では感動を与え、本町名誉町民である西郷菊次郎さんの生涯の一端を伝えることができたと思います。

昨日と本日のこの一般質問でも、同僚議員の皆さんから感動と称賛のお言葉を数多く述べていただきましたが、奄美群島において、菊次郎さんのご功績を検証できるのは龍郷町だけだと思いますので、これからの展開なども期待しております。

実は、私も保護者の1人として、駐車場案内係として、誘導棒を一生懸命まわし続

けておりましたので、その皆様からのねぎらいの言葉も受け止めたと思っております。

それでは、先に提出しております通告書に基づき、3項目の質問をいたします。

一つ目に、公共施設管理について質問いたします。

糊張場の活用・管理状況と今後の方針は。

公民館、生活館などの集会施設の管理計画は。

各種計画との整合性は。

二つ目に、教育行政について質問いたします。

小学校の教科担任制について、本町の方針と対応状況は。

G I G Aスクール構想の活用状況と今後の方針は。

施政方針にもありましたクローバープラン、TUMUG Iプランの概要と取り組みの状況は。

三つ目は、施政方針の中から質問いたします。

奄美群島国立公園ビジターセンターの管理計画と活用方針は。

教育民泊の導入・実現に向けた取り組み状況は。

地域農業の持続発展に向けた取り組みの概要は。

以上の質問につき、当局の答弁を求め、総括質疑をいたします。

○町長（竹田泰典君）

圓山議員から、3項目の質問事項がございますので、順次お答えをいたします。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目の公共施設管理について。

1点目の糊張場の活用・管理状況と今後の方針についてのご質問にお答えをいたします。

糊張場は、町内に6カ所あり、現在、糊張場として活用している施設は1カ所で、管理、利用としては集落にお願いしている状況でございます。

今後の方針としましては、観光へ生かせる改修も検討しているところですが、集落の活用要望等伺いながら、対応したいと考えているところでございます。

次に、2点目の集会施設の管理計画と3点目の各種計画については、関連いたしますので一括してお答えを申し上げます。

集会施設の建設として、令和元年度から事業着手いたしました浦生活館、令和2年度着手の秋名集会所が本年度完成したところでございます。

集会所は、行事等や災害時の避難場所として集落の要として重要な施設と考えているところですので、今後老朽化の著しい集会所を年次的に改修していく計画でございます。

次に、3項目の施政方針について。

主要施策から、1点目の奄美群島国立公園ビジターセンターの管理計画と活用方針についてのご質問にお答えをいたします。

奄美自然観察の森整備も今年度で完了し、多くの観光客が訪れると考えております。管理計画と活用方針について、現在奄美自然観察の森管理運営検討会を行なっており、使用料の徴収・活用方法・指定管理の有無について検討を行なっているところですので、ご理解願いたいと思います。

次に、2点目の教育民泊の導入実現に向けた取り組み状況についてのご質問にお答えをいたします。

自宅の一部等を活用して宿泊者を受け入れる一般的な民泊のうち、客層を修学旅行生に限定した「教育民泊」の導入に向けて、令和3年度から町民向けセミナー等の取り組みを展開しておるところでございます。

これまでにセミナーを2回開催しており、関係者を含めて24名のご参加をいただいているところでございます。

また、集落ごとへの個別説明会も行ない、周知に努めておるところですが、年度内に追加のセミナーを開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一部スケジュール等の見直しを行なっており、新年度も引き続き導入実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと思っているところでございます。

次に、3点目の地域農業の持続発展に向けた取り組みの概要についてのご質問にお答えを申し上げます。

本町では、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、対策強化を図ることが求められているところでございます。

特に中山間では果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくことが必要でございます。

一方平地では、土地利用型のさとうきびや園芸野菜の栽培、畜産が盛んなことから、農地中間管理事業等を活用しながら意欲のある担い手や法人等への農地利用の集積・集約化を進めていかなければならないところでございます。

地域の強みを生かしながら活力ある農業・農村を築くために、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、今後も人・農地プランの実質化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁を申し上げます。

○教育長（碓山和宏君）

圓山議員から2項目の教育行政について。

1点目の「小学校の教科担任制について、本町の方針と対応状況」についてのご質問についてお答えいたします。

令和3年1月の中央教育審議会において、小学校高学年からの教科担任制を令和4年度をめどに導入していくということが示されました。

県教委でも、来年度から新たに「小学校高学年強化担任制モデル校事業」を実施し、教科担任制の推進を図ることにしています。

本町では、これまでも理科専科として、龍瀬小、赤徳小、大勝小において、理科の教科担任制をとっていますし、昨年度からは外国語専科を1人配置していただいて、龍郷小、戸口小、円小、秋名小学校において、外国語の教科担任制を行なっています。

また、学校独自で特定教科における教科担任制を実施している学校もあります。

授業の質の向上や複数教師による児童理解、中学校への円滑な接続等を考えたときに、学校の実態に応じた教科担任制の実施については、今後も検討していきたいと考えています。

次に、2点目の「GIGAスクール構想の活用状況と今後の方針」についてのご質問についてお答えいたします。

「GIGAスクール構想」とは、児童生徒1人1台の端末（タブレット）を整備し、ICTを活用しながら多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正な学びを実現させ、創造性を育むものです。

令和2年度で、各学校内に無線通信設備（Wi-Fi）・タブレット端末560台、タブレット保管庫の整備が完了し、令和3年度より教職員への研修等も進めており、各学校において活用が進んでいる状況です。

今後の方針としては、平常時やコロナ禍で臨時休校した場合にタブレットの持ち帰り学習も想定した準備を進めておりますのでご理解ください。

次に3点目の「クローバープラン」「TUMUGIプラン」の概要と取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

本町の児童生徒は、自己肯定感があまり育まれていないという実態にたち、自己肯定感を高める方策を「クローバープラン」と名付け、平成30年度は学習指導面から、令和元年度は特別活動・生徒指導の面から取り組んできました。

その結果、自己肯定感は高まりつつありますが、「なりたい自分」や「自分らしい生き方」を実現するための基盤となる自己肯定感を高める取り組みについては、現在も継続しています。

令和2年度からは、人生の生き方のタネ蒔きを目指した「TUMUGIプラン」として、子どもたち一人一人が夢や希望を持ち、未来を切り拓く能力を伸ばすための取り組みを推進しています。

学校では、教育活動全体を通じたキャリア教育の推進、キャリア教育にかかる記録の蓄積としての「夢紡ぎノート」「夢織りノート」の活用、様々な職業や企業等で活躍する人材（職業人）を講師にした「夢授業」の実施等を全小中学校で展開しています。

キャリア教育を軸とした学校教育を縦系にし、社会教育・社会体育・地域・伝統といった横系を織り込みながら「夢を紡ぎ 未来を織りなす龍郷の子どもたち」の育成を目指しているところです。

○6番（圓山和昭君）

それでは、公共施設の管理についてから再質問を行なっていきたいと思いますけれども、日頃から竹田町長は、就任当初から計画行政の推進と重要性というのを、この議会においても繰り返し発言をしていますので、まずその計画について的一端を触れたいと思いますが、昨日の副町長の同僚議員に対する答弁において、公共施設検討委員会の話もありました。

そして、その中で、平成28年度から約30年間で164の公共施設、これを全て更新すると505億円が必要であるということで、これがこの公共施設等総合管理計画、平成28年度に策定したこの計画の中でも示されている数字であると私は理解をしておりますけれども、今現在、これらのこの公共施設に関する各種計画の策定状況について、これは土地対策課長にちょっと答弁をお願いしたいと思うんですが。

○土地対策課長（竹山智幸君）

各種計画、公共施設管理についてお答えします。

公共施設管理につきましては、龍郷町公共施設総合管理計画を平成28年度に策定いたしました。

さらに、国より個別の施設ごとの実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画を令和2年度に策定しております。

そして、各個別施設計画の内容を踏まえまして、令和3年度に公共施設等総合管理計画の改定を行なっているところでございます。

令和4年度は、施設マネジメントシステムを導入するため、当初予算にシステム使用料を予算計上していますが、システム導入により情報を共有し、効率的な施設の管理計画ができるようになり、各種計画との整合は取れることとなります。

以上でございます。

○6番（圓山和昭君）

素晴らしく用意していたかのようにありがたい丁寧な答弁だと思います。

まさに今の課長の説明の中で、この施設マネジメントシステム、公共施設マネジメ

ントシステムというのは、以前のこの計画の中にも書いてはあったんですけども、いわゆる公会計の管理台帳とも連携させて、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図るということですよ。

一貫した試算データに基づくマネジメントができるということだと思いますが、さらに公共施設の管理はしやすくなっていくと思うんですが、こういった策定した計画と、日頃からまた副町長が申し上げております財政シミュレーション、そういったものを紐づけて、今後の様々な計画を遂行していくんだと思うんですが、いろいろな計画はあると思うんですが、安全確保の観点から、これらの計画とともに、目視ですとか現地確認において、老朽著しい施設においては、劣化診断等を実施して、優先的な対応が必要と感じるものも見受けられると思うんですけども、参考までに町営住宅等はよく解体をしたりしていますけれども、この町営住宅の長寿命化、または解体というのを年次的に実施していますけれども、この改定する場合のプロセスについて、ちょっと参考までに説明してもらえますでしょうか。

○建設課長（勝元 隆君）

公営住宅の場合、実際にそこにその建物で人が生活しているわけでございまして、他の建物とはちょっと用途が違いますので、そういったことを前提にご説明させていただきますけれども、まず公営住宅の場合は、第一に耐用年数が計画した住宅であるかどうか。

次に、著しく老朽化が激しくて、改修しても改修不能で危険な状態であると判断した場合は、用途廃止住宅として解体の対象といたしております。

先ほど言いましたけど、公営住宅の場合、そこに内部の設備のこともございますので、側というか周りとはまた別に内部の設備もチェックする、それは担当者や建築士等ですかね、専門家の意見を伺いながら、用途廃止にするのかどうかというのをチェックしているところでございます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

ありがとうございます。

やはりそういった形で点検をしながら、計画にも入れていくということであると思うんですけども、糊張場の件を取り上げたのは、今現在活用している施設は1カ所ということで、あとは管理利用は集落にお願いしているとのこういう答弁がありました。

そしてまた、この改修も観光へ生かせるならば、検討するというところではあるんですけども、身近なところで言いますと、円集落の糊張場も非常に劣化が著しい糊張場施設でもあるんですけども、なかなか糊張場の活用方針ですとか、改修計画、

そういったものが難しいと思うんですけども、ちょっと見た目からしても目視できる限り、ちょっと危険が非常に伴ってきているのではないかというヒビとかそういったものもあるんですが、今後そういったところも一つ一つ計画の中に入っていなくても、巡回をしたり点検をしたりしながら、目視の中でもまた優先度を上げたりとか、そういったところも融通を利かせながら点検をしてもらえればと思ひましての質問でした。

そして、もう一点、安木屋場の公民館についてですけども、昭和50年度に建築されております。

円の糊張場は昭和57年度に建築されておりますけれども、ちょっと今回の施政方針と関連してきますけれども、安木屋場の公民館のこの整備事業というのは、辺地総合計画には組み込まれておりました。

そして、答弁にもありましたように、浦の生活館、秋名の集会所が今年度完成ということですので、令和4年度はいよいよ安木屋場公民館に着手するのかなと期待はしていたんですけども、ちょっと予算計上、施政方針にはちょっとなかったものですから、これの現在の状況と、なかなか話が取り組むことができていないのであれば、その課題点についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田豊成君）

円の糊張場から聞こうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

円の糊張場の現状、私も確認しております。

昨年12月ですかね、年末に施設の点検ということで、私と補佐とまわりまして、糊張場の中まで入りました。

大変危険だということで、すぐ区長さんに使用の停止をお願いしたところでございます。

計画については、取り壊すのは簡単ではございますが、円はなかなか季節風が、冬場の季節風がかなりあって潮が上がるということですので、今後その取り壊したあとの計画、集落にも、区長さんともちょっと話はしておりますけれども、それに基づいて計画を立てていきたいと思っているところです。

安木屋場集落の公民館でございますが、要望等をまとめて、集落のほうからの要望等を対応していたところですが、決定をいたしまして、確か集落の真ん中にあります白い公民館、そこを建て替えるという計画になっております。

ただ、その話といたしますか、決定したのが今年度、今年度といたしますか12月前後でしたもので、大至急ということで、奄振のほうにも交付金ということで候補的にあげていますが、なかなか奄振枠がつかないということで、補正対応を考えておりますけ

ど、遅くともR6年度には着工可能かと。

令和4年度、5年度は補正が奄振枠でございましたら、そこに手を上げていくという準備はしております。

○6番（圓山和昭君）

円の糊張場に関しましては、いろいろと私たち集落のほうでも議論をしながら、町と掛け合っていきたいと思います。

安木屋場に関しましては、奄振の交付金の要望にも入っていくということで、そうなると返済にも組み込まれていますので、補助裏は返済というのを集会所の整備に充てられると思うんですけども、ではそうしましたら、そうなったときに安木屋場には児童館もあります。

この児童館をどのように活用していくかという話もなっていくと思うんですけども、令和6年度であればそれまでじっくりと腰を据えて、その競技も行なえると思うんですが、今現在はどういった進捗状況、その話し合いの状況はどのような感じになっているか、情報等はありますでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

その件につきましても12月前後に大体話がまとまってきておりますが、まだ検討中でございますけれど、保育所と児童館に関しては、町のほうでリノベーション、コワーキング等々いろいろなことを今、模索しているところでございます。

これも集落とのやっぱり協議といいますか、話し合いが必要だと思っておりますので、そこも含めて集会所の建設と同等時期に考えられればなと思っております。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

集会施設は町長の答弁にもありましたけれども、やはり集落の要として重要な施設と位置づけているということですので、補正等も活用しながら、一刻も早い実現を期待したいと思います。

それでは、2点目の教育行政について質問に移りたいと思います。

教科担任制の件からですけれども、これは実際に理科専科としての導入、教科担任制の導入、そして外国語の教科担任制の導入を実際しておりますけれども、この教科担任制の実施を行なわれている教科のこと、理科、外国語、この成果等は目に見えて実感できていますでしょうか。

○教育長（碓山和宏君）

教科担任制のメリットとしては、やっぱり授業の質の向上だと思います。

その子どもたちに、例えば小学校の場合には、学級担任が1人で国語・算数・理科・社会全て教えますので、ところが、理科専科の場合には理科を専門的に授業で教

えていくと、外国語についても教えていくということで、成果は非常に上がっております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

そうですね、非常に今の子どもたちの英語の語学力といいますか、会話力そういったものも伸びているなあということで、私も子どもたちの授業を見ながらそれを実感しているところです。

これがまた学校の実態に応じた教科担任制の導入、実施ということでもあるんですけども、この成績の向上、これだけでなく、これがまた小規模校ですとか、ごく小規模校においては、また先生の数も少ないというところで、こういった学校にとっては、かかわる先生も増えて、いろいろな意味で刺激も多く、また効果をもたらすと思いますので、県教委とかに対して、ぜひまた教育長のお力でどんどんプッシュして、配置、そしてまた加配ができますようによろしく願いいたします。

では、GIGAスクールの件にいきたいと思います。

このタブレット、タブレットというのは今や文房具の一つ、ものさしとかボールペン、そういったものと同じような感覚になってきております。

施政方針にもありましたけれども、今後は持ち帰りの学習も想定されるということで、今後、家庭においてWi-Fiやネット環境がない家庭への対応というのは、どのように考えているのでしょうか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

お答えいたします。

家庭の通信環境の課題なんですけど、小型の無線LAN機器、通称Wi-Fi、ポケットWi-Fiと呼ばれるものなんですけど、これを教育委員会のほうで一括購入しております、これを貸し出す予定としております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

これを貸し出すことによって、全員が家でもネットを使えるという環境になるということで、期待したいと思います。

それがまさに誰一人取り残すことのない実現につながるのではないかと期待しております。

では、タブレットの活用において、さらにネットトラブルにおいてのまた教育も各学校で行なっていると思います。

ネットトラブル等の対策、指導、教育、そういったのはどのようになっているのでしょうか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

教員への指導ということなのですが、GIGAスクールサポーターというものを業者に委託しております、各学校で指導をしてもらっております。

あと、ほかに教職員で組織します町教育研究推進委員会というものがあまして、その中に、今4年度から情報教育部会というのをつくりまして、各学校間で調査研究を行ないながら、ICTの活用について充実させていければと考えております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

今後は家にも持って帰ると思いますけれども、故障とか破損、紛失、そういった場合の補償等、弁償等はどうなるのでしょうか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

現在は、まずはWi-Fiルーター、持ち帰り用のWi-Fiルーターですか、そちらのほうの要項を準備している段階です。

そのタブレットに関しても、情報部会の中で協議をしながら、最適な方法というものを検討していきたいと考えております。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

最大限このタブレットが活用できますようにサポートを含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育行政の最後です。

施政方針にも出てきましたクローバープランとTUMUGIプラン、これは教育長肝入りのこの言葉だと思ひますけれども、この自己肯定感を高めるクローバープランということで、これは以前から実施してありますけれども、この自己肯定感、これは子どもたちにとって自己肯定感の高まりというのは、どういった効果、そして影響をもたらすのか、分析していますでしょうか。

○教育長（碓山和宏君）

私が教育長になってからというよりもそれ以前、現場にいるときから、これは龍郷町の子どもたちだけではないんですけれども、大島の子どもたち、非常に自己肯定感がなかなか育まれていないという実態がありました。

そういったことで、平成30年度から、何とか自己肯定感を高めたいと。

そのためには子どもたちの良さを認めてあげて、そして、誉めて伸ばす、そして、自分自身が伸びることによって、周りの子どもたちも同じように認めて上げると、そういったことで2年間にわたって取り組んできました。

その結果、全国学力学習状況調査というのがあるんですが、自分に良いところがあ

と思いますかという調査項目があるんですけども、中学生のほうは、平成29年度、自分に良いところがあると答えた子どもが6.4%でした。

これが令和3年度、27.3%、4倍以上に上がっています。

円山議員も誘導係で、この前、ミュージカルという話がありました。

感動したということがありましたけれども、私は、自己肯定感が高まれば、子どもたちは学力の面、それから将来に向けていろんな面で伸びるところはたくさんあると思います。

ミュージカルについては、とにかくミュージカルを通して子どもたちがなかなか持っていて引き出せないものを、光を引き出したいということで、この前のミュージカルで子どもたちが本当に光り輝いていました。

やはり自己肯定感が高まったことにつながっていくだろうと、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

ありがとうございます。

まさに自己肯定感の高まりというのも肌で感じたところでもありますけれども、それでは、続いての人生の生き方の種蒔きを目指したTMUG Iプラン、このTUMUG Iプランの中で、キャリア教育の一環で夢事業を今は実施していると思います。

これが具体的な実施状況、例えば、どういう職業の方々に協力をいただいたり行なったりしているのでしょうか。

○教育長（碓山和宏君）

クローバープランというのは、子どもたちに幸せになってほしい、四つ葉のクローバーのクローバープランです。

それから、TUMUG Iプランについては、夢を紡ぐと、子どもたちに夢を持ってほしいということでTUMUG Iプラン、そして、特に力を入れているのが夢事業です。

今年度は全小中学校で実施をしております。

3月に実施するところあると思いますが、いろんな企業で働いている方に講師として来ていただいて、子どもたちが6名おればその6人のブースをつくって、そこに子どもたちが順番に行って、その人の仕事に誇りを持っている姿、そしてまた、この仕事に就くためにはこんなことをやったほうがいいよというようなアドバイス、そういったものをずっとやっているところです。

これは子どもたちだけでなく、私は講師の方々、社会人の人が話すことによって自分の仕事を振り返って、そしてさらに自分の仕事に誇りを持つと、そういったこと

にもつながると思っているところなんです、まずは、今年全ての学校で実施をしましたので、その人材を集めて、町としての人材リストを作る予定です。

令和4年度。

そして、その人材リストを基に奄美市のほうまで広げていって、奄美市もいろんな方がいらっしゃると思いますので、その人材を広げたいと提供していきたいと。

最終的には、紬の里を学舎に、町民一人一人を先生にというような形で実施できていけばいいなあと考えているところです。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

ありがとうございます。

まさにこちらにも一人一人10人の先生になれる方がいますので、ぜひ我々も声がかかれれば同僚議員もみんな応援してくれると思いますので、ぜひよろしくお願いします。ご指名いただければと思います。

「夢を紡ぎ 未来を織りなす龍郷の子どもたち」の育成ということです。

今、申し上げましたけれども、私もこの糸の一本になれるように、また、現役の保護者として子どもたちと共に学びを深めていきたいと感じたところでございます。

そういう中で、我が子の子育ての責任は当然親にあります。

行政側としましては、その子育ての支援、応援、そういったサポート制度の構築はしていても、我々の親としての子育てをする責任と自覚、子どもへの愛情というのを、現役の子育て世代だからこそ日頃から自問自答しながら、子どもたちと一緒に成長していきたいと思いますので、また保護者へのご指導、家庭教育のご指導等も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で教育行政は終わりました、施政方針についての再質問、奄美群島国立公園ビジターセンターの再質問に移りたいと思ひます。

このビジターセンターは、奄美自然観察の森のことなんですけれども、この活用、運用に關しての質問は、もうこれまでに4、5人の議員が取り上げておひまして、特に私が聞くことがなくなつてしまいましたので、ちょっと視点を變えて、課長とは心が通じていると思ひますので、まず、呼び名に着目しておひます。

このビジターセンターの意味というのを、ちょっとわかりやすく説明をおひします。

○企画観光課長（井 一馬君）

ビジターセンターという意味でございますが、人々が集まる施設という意味合ひでございます。

この名前を付けるときに、国、県へ承認といたしますか、お墨付きをいただいたと考えております。

○6番（圓山和昭君）

国・県のお墨付きということで、これは私も大変期待はしておりますけれども、ちなみに国・県の中でもこういった機関の申請、許認可においてこの名前を使っていいということになっているのでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

これは承認といたしますかお墨付きですが、国のほうが環境省、これは沖縄環境省がございます。

県のほうが県庁のほうになっております。

○6番（圓山和昭君）

この奄美群島国立公園ビジターセンターという名前を使えるというのは、また非常に龍郷町としても大きなこれはチャンスをいただいたのではないかと感じたところで

す。また、この環境省の許認可をしっかりといただけたということですので、最大限に利活用、そしてまた持続可能な管理計画になりますように、今後のこの管理運営検討会の活発な議論を期待したいと思います。

では続いて、教育民泊の導入実現に向けた取り組み状況ですけれども、これはセミナーを2回開催して20何名という答弁がありましたけれども、このへんはどうでしょうかね、想定内の参加人数でしょうか。

どうでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

私としては少々少ないかと。

これ24名は関係者も含んでおりますので、世帯数でいいますと10世帯ほどと考えております。

○6番（圓山和昭君）

実は私も1回目から参加しておりますので、ちょっとこの修学旅行生を限定とする民泊ではありますけれども、このセミナーのPRをする際、教育民泊というこの名称自体がちょっとハードルを上げている感じも見受けられます。

学生を民泊として受け入れて、ありのままを見せてくださいと。

そして、その地域や家庭の生活体験をしてもらうというのが、この教育民泊だと私も理解はしておりますけれども、ちょっと教育民泊と聞くと、どうしてもなんか宿泊利用者に何か教育をしないといけないんじゃないかという印象も受けるんですけれども、この教育民泊という制度上の呼び名と、また、町民の皆さんに呼びかける際のな

んか呼び方をまた変えてみてもいいんでないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（井 一馬君）

教育民泊の事業の進め方として、現在、商工会観光部と役場のほうの企画観光課で実行しているところですが、まだ今、設立準備会となっております。

この会におきましてこの名前、今、圓山議員がおっしゃったとおり、わかりやすくといいますか、教育はちょっと堅いじゃないかという意見があったということ、ちょっと協議のほうにかけてみまして、良い名前がありましたら名称変更といいますか、サブじゃありませんが、そのような名前ができれば考えていきたいと思っております。

○6番（圓山和昭君）

そうですね、実際セミナーを受けてみますと、実は特別なおもてなしですとか、難しい勉強の教育までは要しないというのが教育民泊でして、関係人口のこれは拡大から、本町には大きな効果をもたらすのではないかとセミナーを受ける中で感じております。

この受け入れの過程、そして地域、本町にとって、これは町長にも伺いたいんですけども、私なりの考えのあるんですけども、どのような効果をもたらすと考えていますでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

教育民泊という言葉が厳しいのではないかと。

ものすごく町民の皆さんにインパクトが強い状況だと。

なるほどなあと今、聞かせていただいたんですけども、まず、地域の文化を守ると。

生活はこうあるべきだというのを体験していくと。

毎日やっていることを子どもたちと一緒に体験をしていくということで、まず、この修学旅行生を引っ張ることによって、龍郷をまずPRできるだろうし、奄美という文化に触れていただけるだろうと思っていますし、また、自然遺産にも登録された島だと、そういう状況の中で、子どもたちが本町に訪れ、それぞれの地域の生活体験をすることによって、将来龍郷という町、また、奄美というものが宣伝できるものだろうと思いますし、また、一番、もう一つは、町民にとっては、大変コロナ禍の中でシマの文化が希薄化していると私、思っています。

そういう状況の中で、文化を伝承するのに一役買っていくんじゃないかと。

もともとその地域はこういう文化を持っていたと。

ここ2、3年その文化もできない状況にありますけれども、やはり子どもたちと一緒に何事もやれるということもありますし、生きがい対策、あるいは、文化の伝承にもつながっていくだろうと思っていますし、また、小規模校が多い我が町としては、

修学旅行によって今のITの時代の中で、その学校との交流が深まっていくという効果が生まれてくるだろうと思っているところでございます。

どうぞ、難しいことではないと思っています。

龍郷町では、以前、郡民体育大会があつて、宿泊施設がありませんでした。

そのとき町民の協力をいただいて、ホームステイという形で選手を受け入れるという試みをやったわけですが、残念ながら台風で、来た方もいたんですけれども、そういう経験もしてございますし、そのような軽い気持ちで受け入れをしていただければと思っています。

各島々いろんなところ、沖縄県の状況を見たときとか、そういうところを見ますと、この教育民泊、子どもたちの修学旅行を引っ張ることによって、地域経済も活力が出てくるということもあるようですから、ぜひ、私はこの2期目に向かっては、この問題について何とか筋道をつけたいと思っていますところでございます。

いろんな体験ができるだろうと思っているところでございます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

私は毎回参加しているからこそ、またそういった特別なもてなしも必要ないと、本当にありのままの普段の生活にたまたま修学旅行生が来てくれて、一緒に生活体験を行なうと。

それがまた子どもにとっても良い学びになるということでの教育民泊ということでの理解をしております。

そしてまた、先ほど課長から答弁もありましたけれども、商工会との連携の件、少しこれは私も気にはなっていたんですけれども、当初、商工会の会議室で行なっていたセミナーが、この前から役場の会議室での開催となっております。

これは、今後企画観光課が主導していくという理解でよろしいのでしょうかね。

今後の課題も含めて最後の答弁をお願いします。

○企画観光課長（井 一馬君）

この進め方でございますが、あくまでも商工会の観光部を中心に動くと考えております。

役場の会議室を利用させていただいたのは、コロナ対策、密を防ぐために広い場所を提供したということでご理解願いたいと思います。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

また、ぜひ積極的に取り組んでいってほしいと思います。

最後の地域農業の持続発展に向けた取り組みの概要についてですけれども、これは1次産業の持続的な発展を願う町政運営の中で、非常に大事だと思うんですけれども、ちょっと逆算的なことも聞いてみたいんですけれども、本町で農業経営を目指したい人に具体的な数値を提示できれば、経営意欲も向上して目指しやすいのではないかと考えております。

例えば、どの作物をどれぐらいの面積、そしてどれぐらいの収穫量でどれぐらいの収入が見込めるのか。

または、何年後にはどれぐらいの収入を見通せるのかというような指標となる数字、こういったものはありますでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

お答えいたします。

町のこれは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、基本構想というのが5年に1回更新されるということで、ちょうど今年がその見直しの年となっております、その中で農業者が目指す目標値というものも設定し、指標がございます。

これは作型によってその面積だとか違うんですけれども、これは認定農業者の目標値にもなっております、認定農業者が認定の申請をあげたときに、目標値として掲げる農業所得とかいうのがありますが、この農業所得を260万円と設定してございます。

でですね、認定農業者は農業をしながら次々目標値に向かって進んでいくわけですが、新規で入る方、これについては認定新規就農者という、これについても目標値が設定されておまして、これが認定農業者の農業所得260万円の半額ということで130万円を目指すということになっております。

それぞれの作型、専門型につきましては、たくさんございますのでかい摘んでお話ししますと、例えば、さとうきびの専門型、これで言いますと24.6ヘクタールの経営で、その260万円に5年後に到達するという計画です。

それから肉用牛専門型で、生産牛が30頭で飼料畑が6ヘクタール、それからカボチャにつきましては、春の早熟が80アール、冬の抑制で60アールの計140アール、タンカンの専作で170アール、それからマンゴーが30アールと、それぞれの規模やそれに見合った機械設備等もそれぞれこの指標には含まれております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

ありがとうございます。

そうですね、こういった具体的な数値が実際あるということで、こういったものを念頭に掲げて、将来、そしてまたこれから農業経営を目指す方々は、一つのまた励み

にもなるのではないかなと思います。

最低でもこれぐらいの面積、作付けをしないと、これだけで食っていけないということもわかると思いますのでですね。

そしてまた、今回の一般質問の中でも地域振興公社の話も出ておりますけれども、実際こういった面積のもので作付けをしてみて、何年後に例えばこれぐらいの収入が実際にできたというような、データを取ることも今後は可能ではないかと今、感じたところです。

そういった中では、いわゆる実証実験といえますか、失敗できるのが行政のこれはお金だと思しますので、一般の町民の方々、そして農家の方々に失敗をしてでもやってくれとはなかなか言えないと思しますので、こういったものもいろいろ公社等の活用もできるのではないかと今、感じたところでございます。

そして、今この面積等の答弁をしてもらいましたけれども、当然農業には農地が必要でございます。

答弁書の中にも農地利用の集積や集約化、そして最適化とあります。

ですので、この農地の動きについての質問をさせていただきますけれども、よく新聞の広告等で、龍郷町の土地の売買等が多くみられるように感じています。

結構相当な件数がまず本町全体として動いているのではないかと感じるんですけれども、これは固定資産税の納税者の移転件数というのはどういう状況でしょうか。

全体として。

○町民税務課長（藤原 聡君）

本町の直近の3年間の土地の移動件数ですが、平成30年、920件、令和元年、1,040件、令和2年、1,099件となっております。

主な内容といたしましては、土地の売買、相続、地目変更、国土調査などがあります。

現況を見ますと、大体1年間で1,000件の移動があります。

以上です。

○議長（前田豊成君）

農地転用は聞かんでいいの。

○6番（圓山和昭君）

議長、ありがとうございます。

この件数としては結構な件数が動いているというのが今、わかりましたけれども、それでは、そういう中で、直近の農地転用の申請件数というのはわかりますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

農地転用、いわゆる農地法の第4条、第5条申請の件数となりますけれども、これ

が令和元年度が23件、令和2年度が25件、令和3年度が23件ということでございます。
ちなみに平成25年が12件ほどでしたので、ここ10年で倍増しているという状況です。

○6番（圓山和昭君）

これも倍増ということで、非常に多いかなと今、感じるんですけども、結構奄美の中でもこれだけ土地が動いている町村というのは、そしてまた注目されている町村というのは、なかなかないのではないのでしょうかね。

どうでしょうか。

○議長（前田豊成君）

課長、税務課長、どっち。

○6番（圓山和昭君）

手を上げた課長にお願いいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

私のほうからお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、新聞等をみてもそうですし、農業委員会のほかの市町村の申請件数を見ても、龍郷町のは突出して多いと。

奄美市は面積が大きいので比較にはならないでしょうけど、ほかの市町村に比べては比較的多いのではないかと考えております。

○町民税務課長（藤原 聡君）

直近の家屋調査をちょっとチェックしたんですけども、本町の場合、令和元年から45件、令和2年、48件、令和3年、48件と、他の市町村と比べたら大分増えてきております。

それと令和3年に関しましては、非木造が11件と非常に多くなっております。

新築です。

非木造というのはコンクリですね、コンクリート。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

ありがとうございます。

やはり他の自治体と比べると、非常に龍郷町の土地が注目されているということで、喜ばしいこともあると思うんですけども、この農地転用の件数とかを見ても農業は発展させていきたい、農業振興はさせたいけれども、今度は農地がどんどんなくなってくるのではないかという心配も一方で感じるわけであります。

この件数が増えれば増えるほど、農業委員会の皆さんの今度はまた仕事も増えてくると思うんですけども、こういった農地転用等における審査のなんか方法、審査の基準というのは、こういったことがあるのでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

農地転用の審査ということでございますが、これは申請を個人の方から出てくるわけですが、これは農業委員会のほうへ申請して、この妥当性を審査すると。

許可を出すのではなくて妥当性を審査します。

この意見を付けて県のほうへ提出しまして、県のほうで許可を出すということでございまして、町のほうは農地法に沿って、農業委員会のほうでは農地法に沿ってその申請手続きが適正に行なわれているか、その申請の内容についてその妥当性を判断しているということでございます。

○6番（圓山和昭君）

農地、農振地いろいろあると思いますけれども、やはり1次産業発展のためには、農林水産課が中心となって農地を守る、そしてまた、場所によっては宅地化、商業化、そしてまた1次産業にふさわしいところは1次産業における守るべき道、そういったもの等の見分け、そしてまた畑に関しては、農地集積の世の中である中で、やっぱり点在してしまっただけで農地も厳しくなっていくと思います。

機械等を入れられなくなったりとか、効率も下がるお思いますので、すみません、もう一点、一度農地転用をした農地に関しては、またそれを農地に戻すことというのはできるものでしょうか。

農地、農振地含めて。

○議長（前田豊成君）

農振地も、農地だけよね。

○農林水産課長（迫地政明君）

これが本当に農業を行なっている場所なのか、耕作をしている土地なのかということの確認は必要になるとお思いますけど、可能ではあるとおし上げたいとお思います。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

少しこういった土地の動いている状況も数字も見ることができましたので、今後龍郷町のしっかりとまたビジョンを示していきながら、こういった方向に龍郷町が向かっていくのかというところで、慎重な判断も皆様に、関係機関のほうに求めながら、私の今日の一般質問は終わりたいとお思います。

○議長（前田豊成君）

圓山和昭君の一般質問は終わりました。

お諮りします。

当初の日程は、明日から22日までの5日間休会予定でありましたが、都合により明日3月18日、午前10時より最終本会議を持ちたいとお思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、3月18日から22日までの5日間は休会せず、明日3月18日、午前10時より最終本会議を開会することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後2時51分

令和4年第1回龍郷町議会定例会

第4日

令和4年3月18日

令和4年第1回龍郷町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年3月18日（金曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第22号 令和4年度龍郷町一般会計予算
- 日程第2 議案第23号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第3 議案第24号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第25号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第26号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第6 議案第27号 令和4年度龍郷町水道事業会計予算
- 日程第7 発議第1号 龍郷町議会会議規則の一部改正について
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋研太郎君	2番	長谷場洋一郎君
3番	久保誠君	4番	前田豊成君
5番	隈元巳子君	6番	圓山和昭君
7番	伊集院巖君	8番	徳永義郎君
9番	田畑浩君	10番	平岡馨君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 備秀朗君 書記 菊田みゆき君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名 氏名 職名 氏名

町 長	竹 田 泰 典 君	町民税務課長	藤 原 聡 君
副 町 長	則 敏 光 君	建 設 課 長	勝 元 隆 君
会 計 管 理 者	豊 山 さゆり 君	農 林 水 産 課 長	迫 地 政 明 君
教 育 長	碓 山 和 宏 君	生 活 環 境 課 長	大 吉 正 一 郎 君
総 務 課 長	岡 江 敏 幸 君	土 地 対 策 課 長	竹 山 智 幸 君
企 画 観 光 課 長	井 一 馬 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	里 園 一 樹 君
保 健 福 祉 課 長	満 永 たまよ 君	大 島 地 区 消 防 組 合 龍 郷 消 防 分 署 長	嘉 尚 文 君
子 ども 子 育 て 応 援 課 長	加 藤 寛 之 君	大 勝 保 育 所 長	隣 晴 美 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第22号 令和4年度龍郷町一般会計予算

○議長（前田豊成君）

日程第1、議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算を議題といたします。

本案について、各常任委員長から順次報告を求めます。

はじめに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（田畑 浩君）

ただ今議題となりました議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算について、当委員会に付託された所管の審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、3月3日・4日に開催し、全委員出席のもと、当局より中村給食センター所長、里園教育委員会事務局長、岡江総務課長、井企画観光課長、藤原町民税務課長、嘉龍郷消防分署長、満永保健福祉課長、加藤子ども子育て応援課長、隣大勝保育所長、宮ノ原赤徳保育所長、各担当課職員の出席を求め、本案について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主なものは次のとおりです。

歳入、令和4年度の一般会計予算総額62億8,699万1,000円、そのうち町税は8.4%を占め、5億2,712万円を見込む。

法人税、固定資産税家屋分は伸び、たばこ税は若干減額見込みとなっています。

社会保障財源交付金を含んだ地方消費税交付金は1億1,867万5,000円、歳入財源の約4割を占める地方交付税は25億円を見込んでいます。

国・県両支出金は合わせて13億4,617万9,000円、県支出金は昨年比1億4,267万7,000円の減額となっているが、民生費や土木費・教育費、農林水産業費・衛生費等各分野に幅広く充当されている。

収束が見えないコロナ禍の現状を踏まえ、民生費が若干増額されている。

ふるさと納税寄附額は1億3,000万円に設定、間口を広げる中間事業者やポータルサイトの掲載など、昨年に引き続き寄附金増額の強化に当たります。

目標達成に期待します。

町債においては8億160万円のうち、辺地対策事業債が2億4,120万円、西郷小浜公

園の整備、給食センターの蒸気配管・空調換気改修、龍南中学校長寿命化改修工事等に充てられ、過疎対策事業債は2億7,090万円を計上、町道・林道等の道路整備や漁港整備、ソフト事業債として活用される。

歳出、総務費において、防災対策費として自主防災組織育成補助金100万円、コミュニティ無線設計委託1,000万円を計上、各集落における「地区防災計画」の策定、組織強化を図る。

企画費、ふるさと納税関係、記念品代に4,940万円、昨年に引き続き商品開発、性能向上や広報、宣伝活動等を行なう中間業者業務委託費2,372万円を計上、寄附の増額に努める。

戦略プロジェクト、温泉発掘調査費に1,000万円計上、まちおこしのきっかけになることを願う。

商工費、むらおこし事業補助金432万円、静岡市・さつま町・菊池市との交流、物産展を継続し、本年度、鹿児島県鹿屋市で開催される和牛全国大会への物産出展も予定している。

また、新たな観光振興の拠点として期待される西郷菊次郎翁生誕地である龍郷小浜地区へ整備予定の西郷小浜公園整備事業費1億7,700万円を計上。

民生費、地域における福祉課題や包括ケアシステムの充実強化を図るため、新たに「地域福祉計画」策定委託料162万円。

また、少子化対策の一環として、結婚新生活支援事業420万円を新規に計上、子育て世代の環境づくりを支えます。

高齢者福祉として給食サービス委託料1,410万円、町老連運営費99万円、敬老祝金950万円、無料バス委託料281万8,000円、グラウンドゴルフ助成金20万円等を継続して予算計上、児童福祉、備品購入費として大勝保育所へ保育室クーラー70万2,900円、オルガン16万2,800円。

赤徳保育所へ保育室クーラー66万9,900円、避難車8人乗り14万5,200円をそれぞれ計上し、児童施設の環境整備を図る。

出産祝金340万円や高校生まで拡充した子ども医療費2,200万円など、子育て世代の切れ目のない支援、強化に充当されている。

本町の令和4年度歳出予算総額は62億8,699万1,000円のうち、34.5%に当たる21億7,147万円近い予算が民生費・衛生費に配分されており「健やかで安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」を支援する。

学校給食センター、センターにおいては蒸気配管、空調換気の改修等、今年度、工事費5,400万円を計上、本町の児童生徒、教職員合わせて700人を超える学校給食の拠点施設の改修に取りかかる。

教育委員会、事務局費、ソーシャルワーカー 3 名配置の報償費520万7,000円、児童生徒・教職員の相談窓口として環境改善を図る。

また、県の新規事業、学校安全総合支援事業のモデル校として戸口小学校を選定、事業費120万円を計上、学校整備費、本年度は円小ブロック塀改修に500万円、龍南中学校の高架タンク・外壁・窓枠・雨漏り補修等、長寿命化改修工事に9,900万円。

教員住宅管理費、年次的にシロアリ防除を実施、今年度は龍南中・赤徳中の教員住宅4棟に200万円、社会教育芸術文化費、文化と観光の競合を目的に文科省が勧める県の新規事業「奄美島唄等魅力発信事業」負担金に41万8,000円、社会教育青少年育成費、大きな感動を生んだ菊次郎ミュージカル、継続事業費として500万円、新年度から指定管理者へ委託されるりゅうゆう館管理運営費委託料1,880万円、社会体育費、町主催スポーツ4大行事開催費や郡体等各種大会派遣費は、町体育協会へ600万円補助。

町長の施政方針に沿った予算の配分や新規事業等を中心に説明を受けました。

主管課の課長、局長、所長はもとより、各担当の若い職員も多数出席し、積極的な意見をいただきました。

「町民のために自分があるんだ」という職員の意識向上を熱く感じました。

中身の濃い委員会審議ができたことに感謝します。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算について、当委員会に付託された所管の事項については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（伊集院 巖君）

ただ今議題となりました議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算について、当委員会に付託された審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、3月3日・4日に開催し、5名の委員出席のもと、当局より勝元建設課長、迫地農林水産課長、大吉生活環境課長、竹山土地対策課長、並びに各課担当職員に出席を求め、本案について説明を受け、続いて質疑を行ないました。

また、3月4日には町内の事業予定地の現地調査を実施しております。

その主な内容は次のとおりです。

歳入から、14ページ。

質 款13使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1住宅使用料6,020万円の内容は。

答 町営住宅256戸の調定額見込額である6,078万500円の収納率99%を見込んでおります。

質 款13使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節3道路占用料216万1,000円の内容は。

答 電柱占用料として九州電力・外3社170万円、地下埋設占用料N T T外9社46万円、道路占用料（看板等）1,000円を予定しております。

16ページ。

質 款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2土木費国庫補助金、節1町道改良事業費補助金2億1,505万円の内容は。

答 浦～赤尾木線、屋入～赤尾木線、本茶～安木屋場線、橋梁補修、道路修繕の補助金で、補助率は70%を見込んでおります。

17ページ。

質 款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4農林水産事業費国庫補助金、節2林道改良事業費補助金1,515万円の内容は。

答 円林道改良事業費1,650万円の補助率50%で825万円、中勝林道改良事業費1,150万円の補助率60%で690万円です。

20ページ。

質 款15県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節5海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金1,390万5,000円の内容は。

答 海岸漂着物地域対策推進委託料920万円の補助率90%で828万円、軽石除去業務委託料225万円の補助率90%で202万5,000円、海岸漂着物地域対策推進委託料（発生抑制ソフト）400万円の補助率90%で360万円です。

質 款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節2林業費補助金385万円の内容は。

答 里山林等保全管理促進事業補助金385万円は樹幹注入250万円×補助率70%+枯損木300万円×補助率70%です。

枯損木伐倒除去については、令和4年度からマツ以外も対象となります。

21ページ。

質 款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節17農山漁村地域

整備交付金6,000万円の内容は。

答 龍郷漁港海岸（玉里地区）の事業費9,000万円の補助率3分の2の金額です。

22ページ。

質 款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入のうち土地貸付収入379万7,000円の内容は。

答 九州電力、N T Tの電柱敷地及び他事業所や個人への貸付で、令和4年2月末で64件であります。

歳出のほうでございます。

34ページ。

質 款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節13使用料及び賃借料382万5,000円の内容は。

答 作業機械借上料300万円、各課のデータを共有する施設マネジメントシステム使用料82万5,000円であります。

71ページ。

質 款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境衛生費、節12委託料1,220万円の内容は。

答 龍郷町地域温暖化対策実行計画作成業務委託、これは令和5年度～令和14年度にかけての10年間の計画書の220万円で、令和2年度に奄美大島5市町村で作成される新エネルギービジョンの脱炭素実現計画支援業務委託の1,000万円であります。

75ページ。

質 款6農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費、節14工事請負費1,300万円の内容は。

答 地域園芸活性化事業300万円については、個人所有地にビニールハウスを町が建設し、個人負担月額1万円で7年間リース後、無償譲渡するもので、申請対象者は60歳以下となります。

答 解体・撤去の1,000万円については、町内4カ所（嘉渡・瀬留・戸口・赤尾木）のうち、瀬留地区のし尿処理槽の解体処分となっております。

81ページ。

質 款6農林水産業費、項1農業費、目12地籍調査事業費、節17備品購入費160万円の内容は。

答 平成16年1月に購入した公用車、18年を経過しておりまして、3月1日の走行時点で167,309km、これを買換える予定をしております。

82ページ。

質 款6農林水産業費、項1農業費、目32地域振興公社管理運営費の前年比431万

3,000円減額の理由は。

答 機械借上料、機械等修繕料、原材料費の減額によるものでございます。

95ページ。

質 款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節12委託料850万円の内容は。

答 中勝アツ田線の詳細設計委託業務として500万円、保安林解除委託業務として350万円です。

質 款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節14工事請負費7,500万円の内容は。

答 緊急自然災害防止対策事業として、嘉渡里線、幾里金久線で5,500万円の予算で排水対策を講じます。

過疎対策事業については、町道中勝アツ田線道路改良工事費2,000万円であります。

96ページ。

質 款8土木費、項2道路橋梁費、目3社会資本整備総合交付金事業、節16公有財産購入費500万円の内容は。

答 屋入赤尾木線の用地購入費で、里集会所近隣の敷地を購入を予定しております。

98ページ。

質 款8土木費、項4港湾費、目1港湾漁港維持補修費、節14工事請負費7,800万円の内容は。

答 令和3年度からの継続事業であります秋名漁港（秋名地区）でございますが、航路泊地浚渫工事費4,000万円、令和4年度新規事業として、戸口港航路泊地浚渫工事費3,800万円であります。

令和4年度予算の特徴として、農林水産業費に4億9,903万4,000円が計上されております。

これは令和4年度一般会計総予算の7.9%を占めており、第1次産業の振興に力点が置かれた予算編成だと思われております。

特に農業については、地域振興公社において耕作放棄地の解消が進められ、地域農業の振興を牽引しつつあります。

なお、離島漁業再生支援交付金事業については、予算化されてはおりますけれども、制度に沿った組織体制の見直し、並びに活動方針の転換が求められ、漁業集落と協議のうえ、見送ることとなっております。

漁業関係者はもちろん、漁業に従事する町民等が継続を望むものであれば、現事業に代わる補助事業等の導入などぜひ検討していただきたいと思っております。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号、

令和4年度龍郷町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第22号を採決します。

議案第22号は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第22号、令和4年度龍郷町一般会計予算は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第23号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

△ 日程第3 議案第24号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算

△ 日程第4 議案第25号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算

○議長（前田豊成君）

日程第2、議案第23号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第3、議案第24号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4、議案第25号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算の特別会計予算3件を一括議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（田畑 浩君）

ただ今議題となりました議案第23号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をします。

当委員会は、3月3日・4日に開催し、全委員出席のもと、藤原町民税務課長と満永保健福祉課長、担当課職員に出席を求め、本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

歳入、国民健康保険の医療・介護・後期高齢等の保険税は総額9,981万6,000円。

普通交付金と特別交付金を合わせた保険給付費補助金は6億1,211万4,000円を見込み、一般会計から1億1,856万3,000円の繰入金を計上。

歳入総額8億3,058万円の事業となる。

歳出、一般被保険者療養給付費等に4億9,756万7,000円、高額療養費等9,134万8,000円、事業費納付金として医療・後期高齢・介護等の納付金額1億9,810万7,000円。

保健事業費に1,326万7,000円、その内訳は特定健診・保健指導・保健衛生普及・医療費適正化事業・レセプト点検等である。

龍郷町国民健康保険事業計画に基づき、保険税の適正な賦課・徴収、被保険者の健康保持増進、医療費の適正化に取り組み、健全な運営を確保していただきたい。

被保険者数は減少しているが、医療費が増加傾向にあり、今後も医師会や厚生連等の協力を得ながら、特定健診受診率向上に向けた取り組み強化と、保健師・管理栄養士・看護師のきめ細やかな保健指導による生活習慣病の発症予防・重症化予防に万全の配慮を提供していただきたい。

以上で、質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

議案第24号、歳入、後期高齢者医療保険料、現年度分として特別徴収保険料見込額3,424万6,000円、普通徴収保険料見込額1,825万4,000円、合わせて昨年度比689万2,000円増額、本年度歳入見込み総額、昨年比1,023万5,000円増の1億712万2,000円を計上。

歳出、後期高齢者医療広域連合納付金8,919万9,000円、これは県広域連合へ納付する保険料であり、後期高齢に加入している75歳以上の被保険者から徴収した保険料となります。

また、保険基盤安定分担金3,669万6,000円は、低所得者の保険料を軽減した分の分

担金となっており、一般会計から繰り入れ、特別会計から支出するものです。

また、高齢者の介護予防と保険事業の一体的実施事業を取り込み、健康保持増進事業費1,220万円を計上。

保険料の徴収について、年金等から徴収される特別徴収、納付書で納める普通徴収もほぼ100%達成されている。

今後も徴収率100%を維持していただきたい。

令和2年度から導入している「高齢者の保険事業と介護予防の一体的事業」については、さらに事業を強化、推進し、第8期介護保険事業計画と連携しながら、医療費の適正化とフレイル予防による健康寿命の延伸が図られるよう期待しています。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第24号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算について、当委員会における審査の経過と結果の報告を行ないます。

その主な内容は次のとおりです。

歳入、介護保険料、第1号被保険者保険料における現年度分特別徴収保険料は9,764万1,000円、普通徴収保険料は1,044万5,000円を計上、昨年費603万8,000円の増額を見込んでいます。

介護給付費、国庫負担金及び補助金2億1,224万1,000円、支払基金交付金1億9,588万4,000円、繰入金1億4,790万7,000円、歳入の総額は、昨年より3,948万2,000円増額の7億7,304万円を計上。

歳出、介護サービス・地域密着型介護サービス・支援サービス・高額介護サービス・高額医療サービス等、全ての保険給付費の総額7億885万1,000円、一方、地域支援事業費に3,717万9,000円を計上、どうくさ会・らくらく体操等、一般介護予防事業への委託料は476万円、町内19集落、21団体が自主活動をしており、その人数は335人と見込まれます。

現在直面しているコロナ禍の特有の課題として、自宅内で過ごすことが多くなることで体力低下が引き起こされていることが懸念されます。

住民主体で自発的なフレイル予防に取り組むための支援を、サロン活動や様々な場面で提供していくことを強く望みます。

昨年からの第8期の介護保険事業が始まっています。

基本理念の「みんなで支え合い健やかで自分らしい暮らしを選択できるまちづくり」を推進するため、地域支援事業の果たす役割は重要となっています。

今後も健全で適正な運営がなされることを期待します。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論、採決を行ないます。

討論、採決は議案ごとに行ないます。

まず、議案第23号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第23号を採決します。

議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第23号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、総務厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第24号を採決します。

議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第24号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算は、総務厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第25号を採決します。

議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第25号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計予算は、総務厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第26号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計
予算

△ 日程第6 議案第27号 令和4年度龍郷町水道事業会計予算

○議長（前田豊成君）

日程第5、議案第26号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算、日程第6、議案第27号、令和4年度龍郷町水道事業会計予算の特別会計予算2件を一括議題といたします。

本案について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（伊集院 巖君）

ただ今議題となりました、議案第26号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算について、当委員会に付託された審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、3月3日に開催し、5名の委員出席のもと、当局より大吉生活環境課長、担当職員の出席を求め、本案について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は、次のとおりです。

予算書6ページから説明します。

質 款1分担金及び負担金、項1負担金、目1浄化槽市町村整備推進事業負担金、節1現年度分346万5,000円の内容は。

答 国庫補助対象分で5人槽、55基×6万3,000円分でございます。

同じく6ページ。

質 款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 合併処理浄化槽使用料、節 1 現年度分6,774万2,000円の内容は。

答 既設置分の使用料で、6,912万5,000円の調定額に対して、徴収率98%を予定しております。

歳出のほう 8 ページです。

質 款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節12委託料6,877万8,000円の内容は。

答 維持管理委託料5,191万2,000円、浄化槽使用料徴収委託料36万円、公営企業法適用移行事務支援事務委託料415万7,000円、公営企業法適用システム導入業務委託料261万4,000円、固定資産整理業務委託料632万5,000円、合併浄化槽管理システム構築業務委託料の341万円でございます。

8 ページ。

質 款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節15原材料費133万円の内容は。

答 ブロワー等購入5,000円、5人槽、2万2,000円×35個で77万円、7人槽、3万1,900円×10個で31万9,000円、10人槽、4万8,180円×5個で24万900円の合計額でございます。

ここ近年の浄化槽設置数は毎年60基を超え、河川や海洋環境への配慮や水質衛生の保全が大幅に改善されております。

汚水処理人口普及率は、令和2年度末時点で80.8%となっており、国・県と比較して若干下回っている状態にあります。

今後も普及率の向上に向け取り組んでいただきたい。

また、令和5年度からの公営企業会計への移行に向けて、試行期間を含め、住民へ周知を図りながら、事業の健全な運営に努めていただきたいと思います。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

続きまして、議案第27号を報告いたします。

議案第27号、令和4年度龍郷町水道事業会計予算について、当委員会に付託された審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は3月3日に開催し、5名の委員出席のもと、当局より大吉生活環境課長、担当職員の出席を求め、本案について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりでございます。

予算書の23ページ。

質 款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益 1 億4,700万円の内容は。

答 水道料金収入、令和3年度月平均調定額1,250万円×12カ月の95%の1億4,250万円と令和3年度未収金450万円を見込んでおります。

23ページ、同じく。

質 款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 他会計補助金6,000万円の内容は。

答 一般会計から企業債償還金利子940万円と児童手当60万円、基準外繰入金5,000万円の内容となっております。

収益的支出、24ページ。

質 款 2 水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費4,199万円の内容は。

答 配水施設、量水器の維持及び作業に要する費用で、前年比1,022万3,000円の増額となっております。

その要因は人事異動による人件費、維持管理委託料の増額によるものでございます。

26ページ。

質 款 2 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 減価償却費 1 億3,198万4,000円の内容は。

答 固定資産の減価償却に要する費用で、対象となる資産の額は31億8,207万2,797円であります。

令和4年度純利益4,150万5,000円の事業計画でありますけれども、他会計補助金の基準外繰入金5,000万円が算入された利益であります。

経営はまだまだ厳しい状況にあります。

龍郷町水道事業経営戦略も策定されておりますが、今後も安定かつ長期的な経営の健全化に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第27号、令和4年度龍郷町水道事業会計予算について、当委員会に付託された所管の事項については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論、採決を行ないます。

討論、採決は議案ごとに行ないます。
まず、議案第26号に対する討論を行ないます。
討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。
これから議案第26号を採決します。
議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。
したがって、議案第26号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計予算は、経済建設常任委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第27号に対する討論を行ないます。
討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。
これから議案第27号を採決します。
議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。
したがって、議案第27号、令和4年度龍郷町水道事業会計予算は、経済建設常任委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第7 発議第1号 龍郷町議会会議規則の一部改正について

○議長（前田豊成君）

日程第7、発議第1号、龍郷町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。
お手元にお配りしてありますとおり、議員提出議案が総務厚生常任委員会、田畑委員長から提出されています。
お諮りします。
本案は、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明と委員会付託を省

略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第1号は、提出者の趣旨説明と委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

発議第1号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、発議第1号、龍郷町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議員派遣について

○議長（前田豊成君）

日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定をいたしました。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前田豊成君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした本議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回龍郷町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

龍郷町議会議長 前 田 豊 成

龍郷町議会議員 徳 永 義 郎

龍郷町議会議員 田 畑 浩